

「慰安婦問題」にどう向き合うか

朴裕河氏の論著とその評価を素材に

開催後に参加者から寄せられた文章

参加後の感想

早稲田大学 浅野豊美

「日本人男性」に「心地良いから」本がもてはやされているという表現があった。逆も又しかりではないか。「韓国人」に心地良いがために、裁判の有している不当性が見逃されてはいないか。「心地良い」か悪いかを問題にしようとした方々は、正義感の強い方なのだと思う。同じ正義感を持って、研究成果を裁こうとする裁判の不当性を問題にしたいだけではないのか。

朴裕河さんの本は、次元の低い安易な「心地よさ」を追求した本ではない。慰安婦問題を、日本の帝国の拡張に際しての、政治と社会の構造にまでメスを入れて論じようとしたものである。運動圏の論理は、徹底して元慰安婦だったハルモニに寄り添って良いかもしれない。むしろ寄り添って共に進むのを優先する運動もあろう。しかし、学問の論理はそれとは異なるはずである。

私もいろいろな高齢者から、戦争と引場の話をついてきた。しかし、お話を伺った方々の単純な代弁者とはならないことが、その方々に究極的には報いることだとおもっている。歴史家の仕事とは、強者・弱者、歴史に名を残したもの、残さなかったもの、いろいろな声を公平にすくい上げ、そして、それを残された文字史料とあわせ、批判的・総合的に検討した上で、「過去」を現代と対話させることだからだ。私はいわゆる戦後の生き様も含めて、総合的な人生のお話の中で戦争の時代についてもお話を聞くように努めている。今は、政治的に左右、様々な主張・立場に分かれている方から、なぜ、そのような認識を持つに至ったのかを直接は聞けない。時間がかかる。長くお付き合いをさせていただきながら、戦中・戦争直後のお話をうかがわせていただくのみである。その恩恵は計り知れない。そのお話しによって、自分の中に構築されている過去のイメージがより豊かに、言葉にはし難いが、繊細に意味を伴って深まり、過去と現代とが、全く違って結ばれ、今の時代が新鮮に見えてくる。それを文字に表して追求していくことが研究者の仕事である。つまり、研究者は活動家とは異なる存在であるはずだ。こうした運動と学問との関係の在り方をいかに考えるかは、その人の個性が最もよく出るところである。運動圏の方々と志を同じくする研究者が、左にも右にも存在するが、志と研究とは別物である。

研究者としての朴さんの方法は、既存の帝国史・帝国主義史のパラダイムに沿ったものではなく、いかに日韓相互の国民感情を乗り越えた和解をもたらすのかという彼女の「志」に立つものだ。そして現代の戦争体験・植民地体験を持たない日本国民と韓国国民をいかに説得するか、そのための新しい方法を模索した結果として生まれたものであ

る。そうであるが故に、それは韓国国民へ「心地よく」ないと思われる箇所が生まれ、日本国民に心地よく聞こえるが、実は、深い反省（心地よさにおぼれて歓迎一辺倒の方々には、少々「脳天気」なのである）を行う契機をもたらしている。今回集ったAグループの方は、西さんや若宮さんをはじめ、そういう志を共有していると私は思う。韓国知識人からの深い新鮮で目新しい問いかけゆえに、日本の言論界において、ひときわ関心を引きつけたのだと思う（心地よさで動かされたのではない）。

普遍的な女性の尊厳を民族的な正義に直結させる思考方法こそ、民族的な正義の相互衝突を招き、日韓関係を悪化させている。経済発展の成功とグローバル化、そして世代の交代という新しい潮流の中で、かつて、帝国主義に抑圧されてきた民族が掲げてきた正義は、そのままでは、かえって、不毛な対立を引き起こすだけという状況が今、生まれているのだ。

こうした現状を批判し糾弾するのではなく、それをみずえながら、新たな世代を説得するための方法を、文学的な方法をも交えて、しかし、十分社会科学的な手法に耐える形で模索しているのが朴先生である。文学は、時代を超えて人間の精神の中核部分の「意志」の所在やあり方を問おうとする学問だと私は思う。それと史料実証主義的な歴史学的手法を交えることで、互いの国民感情や記憶に訴え得る言説を創造したのが朴さんだ。新しい語り方をベースに、新たな和解の在り方を模索したものこそ『帝国の慰安婦』だと思う。

それなのに、新しいお酒を古い革袋にいれて、変な味として投げ捨てるのは、いかななものか。なぜ、この本が人気を集めたのかを客観視することなく、日本の男性知識人の隠れた「価値観」や「文化」に帰して「あばく」運動家的な言説と、読みの浅い断片的な批判、それを拍手で歓迎する人々、場所を間違っている。非難するよりも、なぜ人気を集めたのかから、議論は出発すべきであった。

「細部の実証がいい加減だから、読む気がしない、もしくは学術書ではない」という意見が寄せられた。しかし、そもそも、韓国・朝鮮人慰安婦の動員過程については、朝鮮総督府の資料が失われているため、日本本土に残された日本人慰安婦について、日中戦争が長期化することが決定した段階で内務省や軍が残した資料を、わずかながら残された支那派遣軍通牒等の朝鮮人慰安婦に触れている部分とつきあわせ、類推するしかないのが公文書の史料状況である。

公文書を取り囲んで、元兵士や元慰安婦の残した回想録・体験記が膨大にあり、生き残った方のオーラル・ヒストリーも膨大にある。そのどれをどのように結び付けるか、

かなりの裁量が歴史家に任せられている状況が、慰安婦をめぐる歴史分析には存在する。ゆえに、政治的な立場や、志と結び付けられて論じられやすい。

就業詐欺を放置したことをもって国家責任があると結論づけるような研究書があるが、私から見れば、かなり大胆な論理展開を行っている個所もかなりある。しかし運動の方々の「耳に心地良く」書かれていれば問題にはされず、むしろ正義の怒りを補強するものとして歓迎される。私のいう、「感情・心地よさ、先にありき」という議論に異論を唱えるならば、同じ厳密さを以て、こうした心地よい部分、しかし論証が正確ではない他の研究書にもかみつべきではないか。事細かな議論に取って入らなかったのは、史料をどう評価するか、何を取り上げるか、そこには著者の研究のスタイルが最も出るところであり、著者抜きの書評会をやったところで、全く生産的ではないから、時間ばかりかかってほとんど意味がないからである。

朴さんの方法で最も注目される場所は、大きな運動体に組織化されなかった元慰安婦ハルモニの声や、政治問題化する以前に（脚色されていたとしても）わずかながらに活字としてすくい取られたころの、生の元日本人慰安婦や年配の韓国人慰安婦の肉声を語る史料に対して、それ見下すことなく、向き合ったことである。より多くの事象を説得的に（つまりあらゆる政治的立場を越えるという意味で「説得的」）説明できる枠組みこそが、歴史学では一般的に良い枠組みである。ある時代では異端とされる言説、一匹の子羊の声を例外とは見ずに徹底的にこだわる言説、こうした方法こそが、次の時代を生んできたことを、私は忘れない。

帝国システムの中の構造的強制という概念が理解の難しいところなのだと思う。「就業詐欺を見逃した国家責任あり」言説は人間や社会を単純化しているように私には見え、非常に分かりやすいのに対して、朴さんは過去の少女・女性の「意志」のあり方を、当時の社会や国家の性格とからめながら、実証的ではなく、構造的に問おうとする。

そして「自発」的な意志のあり方を社会と国家との関係の中で問うに際しての概念・方法が、「構造的強制」である。それは共同体の中で周辺的な位置に置かれた少女達に対するより深刻な非人間的な動員過程と、彼女たちの必死の生存過程をえぐり出す。そうした状況を社会的に分かりやすく説明するキーワードが「家父長制」である。それは単純な「就業詐欺」よりも、むしろ複雑な就業詐欺の社会構造を問おうとしている点で、より本質的であって、現代の「日本人」にも説得的であると私は思う。

「日本人」「韓国人」という国民意識自体が、高々150年の現象的存在にすぎないといってよい歴史事象が相当にあ

る。例えば、明治の初年には、百姓たちの反乱の指導者は即決裁判で死刑にされたし、幕末には長州の下関砲台が外国艦隊から占拠されるのを対岸から笑っている他藩の兵士がいた。同じように家父長制と就業詐欺と絡まりあって多民族的環境で帝国は存在し、その中で非人道的な事件は起き隠蔽されてきた。現代の日本国民の責任は、今回の慰安婦合意によって果たされた、すくなくともそれを出発点にすべきと私は考える。この枠組みをいかに充実させ運用するのか、国民間の和解のためにこれから一緒に考えるべきではなかろうか。和解は暴力ではない。国民意識そのものの歴史性に立脚し、社会に投げかけられた学問的イニシアティブである。その結晶体ともいべきなのが『帝国の慰安婦』だ。それは、構造的強制を生み出した「帝国システム」を作り上げ、主導していた陸軍や日本政府の「国家責任」を見逃すための議論をしているのではない。本で言われているのは、日本政府の「法的責任」を運動側が問おうとするのならば、韓国人・日本人業者や韓国社会の家父長の「法的責任」も問わなければならないということである（つまり、法的責任ではなく、政治的責任しか問うことは出来ないといっているのだ）。読み込みの浅い、筆者の意図をねじ曲げた、きわめて低劣な批判は醜ささえ漂っている。

著者の全体枠組みを正確に指摘することなく、細部に立ち入って「そうは解釈できない、強引だ」というのは、私からは「独善」にすぎない。そもそも、なぜ、本が、このような章立てを取っているのか、どのような基本概念や問題意識によって、全体が統合されているのかという議論を無視した議論は、批評には値しない。帝国の慰安婦の最初に、日本人慰安婦やからゆきさんの存在が長く触れられ、帝国の拡張には必ず女性達の存在があったことが強調され、その延長線上に、総力戦の時代に、韓国的女性達が、今度はその役割を強いられたという大きな柱が、同書全体の章立てを支える枠組みとなっている。

こうした本書を貫く全体枠組みの中で「同志的」という言葉が使われているのである。それは日本人の国民感情に訴えてハルモニたちの名誉を回復すべく、学問的探求の成果によって粘り強く静かに、日本人を「説得」し心の底からの反省に導かんとした（そのために韓国の国民にも一定の反省を説得しようとした）言葉以外の何物でもないのだ。会場が政治的舞臺（自己の「志」を宣伝し相手のそれを冷笑する舞臺）として利用されたのは残念である。いつの日にか、学問を志す研究者同士の、少人数で静かな対話が可能となる日が来ることを待ち望んでやまない。

<参加して感じたこと>

李順愛

議論の場で、自分と意見が異なる人に対して、会場から集団的に否定するような声を発したり、感情をあらわにして否定したりするような態度は慎むべきだと思います。率直に言って、今どきこのような場面が出現することに大変驚きました。

二つの声明文のうち、後から出された声明「『帝国の慰安婦』事態に対する立場」には、「私たちは原則的には研究者の著作に対して法廷で刑事責任を問うという方式で断罪することは適切でないと考えます」とあり、続けて、「私たちは、この事態を何よりも学問的な議論の中で解決しなければならないと考えます。韓国と日本と世界の研究者たちが問題について議論し、その議論の中で問題の実態を確認し解決方法を見つけるために、ともに知恵を出し合うことが必要であると思います」とあります。こうした冷静さ、誠実な態度が、現実の場面においても実践されることが望まれます。

集会参加の感想

「慰安婦問題」にどうむきあうか : 朴裕河氏の論著とその評価を素材に (2016.3.28.)

李 淵 植 (ソウル市立大学)

1. 感想

1) 前向きの議論への基盤づくり

便宜上、朴の論著に対する「肯定グループ」と「批判グループ」に分けて集会が運営されたけれども、「部分的な肯定(或は部分的な批判)」の立場を取っている参加者が多かったという事実から前向きの議論の可能性が確認されたと思う。ただ、韓国社会の問題点や韓国の中で慰安婦問題の電解過程についてはあんまり議論する時間的な余裕がなかったのは残念と思われる。

2) 朴氏の論著に対する議論

『帝国の慰安婦』という著作が根本的に抱えている問題点については、既存の議論から進展した点があんまり見えなかった。それは、『帝国の慰安婦』という著作そのものが、大衆書なのか、あるいは研究書なのか、その位置づけが曖昧だから生じた問題だと思う。むしろ、朴氏の歴史認識を対象にするのであれば、彼女の一連の著作を一緒に対象にした方がよかったと思う。

そして、『帝国の慰安婦』に限って、議論するのであれば、執筆の背景と意図、内容と方法論、社会的な流通メカニズムと受止め方など、次元を分けて取扱った方がより生産的な議論ができるはずだった気がした。

3) 朴氏の論著をめぐる日本社会にたいする議論

これは、朴氏が、「和解」を前に出している具体的な問題意識を形成した要因なので、もっと深く議論すべきだとも思う。共に、韓国政府・社会・市民運動に対する朴氏の認識、そしてその著作を発表するまでの日韓関係にたいする議論が一緒になされたら、もっと立体的な議論になるのではないかと思った。

2. 今後の続きに対する応援と要望事項

1) 歴史問題に対する韓国政府や社会の対応の問題点

朴氏の問題意識の中で、「共感」や「賞賛」できる部分とは、韓国の政府・運動団体・知識権力が持っている問題点を真っ正面から「告発」した「勇気」である。ただ、その「勇気」が「またちがう形の知識権力づくりや学問的な蠻勇」にならないようにするためには、もっと緻密な「先行研究」の検討や朴氏の歴史認識をめぐる韓国学界からの「既存の批判」に対して著者が真剣に対応する必要があったと思う。にもかかわらず、彼女の韓国社会に対する「内部批判」は、けっして避けることができない。特に、戦後、韓国が日本に対して批判した内容の中では、その批判の矢印を自国に向けたら「自らの矛盾」にはまる「同じパタンの誤り」が散見できるからである。韓国戦争の際、「韓国軍慰安婦」問題、韓国軍部隊・米軍基地周辺の売買春問題まで視野を広げた観点をもっと

積極的に提示する必要がある。「慰安婦問題」は、日韓に限った問題ではなく、旧日本帝国のアジア全体、戦前と戦後を貫いている「人権問題」としてアプローチする際、究極的に朴氏が強調している「民族」や「国家」をこえた議論ができるはずだと思う。

2) 日本・韓国の歴史修正主義や右傾化との問題

1990年代の後半から露骨になった歴史修正主義と右傾化は、今、日本だけではなく、韓国でも「国定化の取り戻し」という最悪の形で展開されている。韓国の批判グループは、朴氏の著作が両国の歴史修正主義に便乗したリベラリズムの外皮をした結果として見なしている。その意味で、こういう流れとの関連性を実証的に議論する必要がある。ともに、この右傾化に対する反作用として強化しているナショナリズムの現象もいっしょに議論する必要がある。

3) 日韓政府間の(2015.12.28.)慰安婦会談妥結問題

今、韓国では、慰安婦問題会談の妥結が転機になって、韓国政府に対する社会的な不満まで朴氏に投射している。その意味で、両国政府間の「妥結問題」に対する議論が今後なわれてほしい。

研究集会「慰安婦問題」にどう向き合うか——朴裕河氏の論著とその評価を素材に」(以下、「集会」)の企画、実施して下さった皆さんに、敬意を表します。

この敬意は形式的なものではありません。「集会参加者の原稿」提出者に対する「実行委員会のお願ひ」に例示された語法に則るなら、私は VAWW RAC (「戦争と女性への暴力」リサーチアクションセンター)の会員であり、以下のような提案を含む『帝国の慰安婦』事態に対する立場」に署名した者の一人だからです。

・・・、私たちは『帝国の慰安婦』が十分な学問的裏付けのない叙述によって被害者たちに苦痛を与える本であると判断します。ゆえに私たちは日本の知識社会が「多様性」を全面に押し出して『帝国の慰安婦』を積極的に評価しているという事実に接して、果たしてその評価が厳密な学問的検討を経たものなのかについて実に多くの疑問を持たざるをえません。

私たちは、この事態を何よりも学問的な議論の中で解決しなければならないと考えます。韓国と日本と世界の研究者たちが問題について議論し、その議論の中で問題の実態を確認し解決方法を見つけるために、ともに知恵を出し合うことが必要であると思います。そこで、私たちは研究者たちが主体になる長期的かつ持続的な議論の場を作ることを提案します。

集会配布資料と自身のメモ、同行した友人たちとの意見交換を反芻して考えたのは、『帝国の慰安婦』事態」また「朴裕河氏の論著とその評価を素材」に、「慰安婦」問題にどう向き合うかについて持続的な議論の場を作り出すために、集会の報告者・コメンテーター・指定討論者の全員ではなくとも、「朴裕河氏に批判的な論者」と「朴裕河氏の起訴に反対する声明の賛同者」・「朴裕河氏に擁護的な立場に立つ論者」との間で「確認」あるいは「合意」可能な点があったのではないかと——一般参加者との意見交換の時間はありませんでしたが、それがあれば、一般参加者との間でも——ということです。「研究」は、いわゆる研究職にある人だけが独占できるといった考え方をではなく、誰でもが遂行し得るという考え方を前提としてですが、集会は「研究」を冠されていたのですから、その他の論点は別として、『帝国の慰安婦』が採った論理構成のあり方、資料操作方法の学問的水準に対する評価について「確認」し、「確認したと「合意」する」ことが可能だったのではということです。

「朴裕河氏に批判的な論者」として報告・コメント・指定討論を行った、鄭榮桓氏、小野沢あかね・梁澄子氏、金昌祿・吉見義明・金富子氏が、決して一様にではなくそれぞれ独自・専門領域から、資料のとりあげ方、日韓関係を規定する法についての知識・理解について、『帝国の慰安婦』の主旨を担保すべき論拠の問題点を具体的に指摘し、「研究書としては失格」(吉見)と評定し、さらに「朴裕河氏に擁護的な立場に立つ論者」に向けて、そうした立場に立つことへの疑問をも呈したと言えます。対して、「朴裕河氏の起訴に反対する声明の賛同者」あるいは「朴裕河氏に擁護的な立場に立つ論者」として報告、コメント、指定討論をされた方たちから、前者の論点、指摘に対する明確かつ具体的な反論を聞きとることはできませんでした。

私が聞きとったのは、①— 朴氏の議論は「脇が甘かったかもしれない」「不用意なところがなかったわけではない」、「朴氏の著書全体を高く評価したわけではない」・・・、としつつなされた次のような評言でした。『帝国の慰安婦』は、「朴裕河氏に批判的な論者」とは異なり、日本人と韓国人を「加害者と被害者」「協力者と被害者」という二項対立的に対置させることによって不可視化されるものを問おうとした」（西成彦氏）とするような評価、または朴氏は「慰安婦」を性奴隷」としてのみ位置づける硬直した見方から元「慰安婦」女性たちを解放する、日本国家の責任だけでなく「業者の責任を問う」、「慰安婦」問題を解決する新たな視点を拓き、多様な見方を示唆したとする評価。

また②— 朴氏の『和解のために』にも言及して、朴氏が問題化したことで最も重要だった「慰安婦」問題や日韓の歴史認識の停滞が日本政府と歴史修正主義的な右派政治にあるということ的前提にしたうえで「事態の硬直化の責任の一端が挺隊協にもある」、そして「そのような挺隊協の難点が不問にされつつ、むしろ権威を与えられることには、日本の地での支援運動の振る舞い方にも責任がある」（当日配布資料「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」岩崎稔・長志珠絵。集会の発言は岩崎氏単独）としたことだといった評言のような、韓国挺身隊問題対策協議会と「慰安婦」問題解決への志向を共にする日本の運動団体への批判。そして③— ①②の評言、批判を行った論者のなかに、日韓関係の改善を望み、悪化への憂慮を強調した方が複数おられたということ。

上に述べた「確認」・「合意」の可能性とは、まず①に関わります。『帝国の慰安婦』の学的水準に関する評価について合意形成の可能性を徹底追及する必要がある、ということです。それは、「朴裕氏に批判的な論者」が示した批判の論点に対して明確な逐一的検証を行い、反論することによって可能になるということでもあり、研究集会の企図を持続させるための必須要件ではないでしょうか。この要件を満たすことなく、「多様な見方」を秤量することはできないはずで

②に関しては、梁氏が「『帝国の慰安婦』および岩崎論文中の挺隊協および支援運動に関する記述には事実と合致しないと思われるものがあります」とし、反論の論拠を挙げ、支援運動の歴史的評価に関する疑義を呈しました。しかし、この疑義に対しては、時間の制約もあり、運動体批判をした方たちからの応答、根拠を提示しての反論はほとんどなされませんでした。

③に関しては、とくに「学問と運動を明確に分かつべき」「学問に運動の論理を持ち込むべきではない」とする立場をとりつつ、日韓関係の悪化を憂慮し、改善を望むという観点から『帝国の慰安婦』を評価することは、政治の論理を導入して語ることはないのかそうではないのか、また元「慰安婦」女性たちの主張する「人間としての尊厳の回復」は軽視してよいとする立場なのかそうではないのかということについての自己言及的説明はなかったということを記しておきます。

今回の集会は、私にとって、他でもない「慰安婦」問題にどう向き合うか」という問いを掲げ、『帝国の慰安婦』評価を最初の素材とした研究集会を、持続する議論の場としてゆくには、研究者と運動体との応答関係を作り出す必要があると、あらためて考える機会となりました。

3.28 集会のあとで

上野千鶴子

当日わたしは指定討論者の役割を与えられたが、5分という時間的制約のもとではじゅうぶんに話せなかったことをここで説明し、当日の感想を付け加えたい。

第1に、書物を法廷に立たせない、ということについて。この集会は朴裕河の『帝国の慰安婦』刑事起訴に反対する有志の声明がきっかけで成立したと理解しているが、声明に同意した他の人たちを含めて、わたしの立場は、思想や研究上の対立は、あくまで市民領域（このような場での研究者間のやりとりを含めて）で行うべきというものである。多くの朴裕河批判派は、刑事告発の原告が「慰安婦」被害当事者であることをもって絶対視しているが、たとえ原告が告訴しても、起訴に至るには検察権力の意思決定が伴う。当事者が「傷ついた」と申し立てすることと、司直が「名誉毀損」と判定することのあいだには距離がある。わたしはこのような判定を検察という行政権力が行使することに違和感がある。そして検察が「名誉毀損」と判定したことに対して、その判定に同意できないという立場に立って、そのように判断が割れる研究上の見解を、司法判断にゆだねるべきではないと考えている。（「声明」が当事者の告訴に対してではなく、検察の刑事起訴に対して出されたことに注意すべきである。）多くの研究者が同意するであろうこのような最低限の同意にすら、到達できなかったことを残念に思う。そしていかなる問題があれ、書物の著者を刑事被告人として法廷に立たせることで、本人が受け取るであろう社会的・心理的ダメージの大きさに思いが及ばない、あるいはそういう報いを受けても当然であるといわんばかりの批判者たちの懲罰的な態度にも、大きな違和感がある。

第2に、本書の評価について。たしかに本書には批判者たちが指摘するような問題点が多々あることは認めざるを得ない。たとえ刑事起訴に反対しても、本書のすべてに同意しているわけではない。この集会でも問題になった「同志的」「愛国的」「自発的」の用法については、誤解を招く表現や脇の甘さがあることは確かであろう。だが、文脈から判断すれば、「構造的暴力」のもとで「同志的と見なされる」とか「強制された自発性」と読み取れることは、著者がこの本全体でくり返し論じているところである。鄭栄桓氏の解釈のように「業者主犯・軍従犯説」とは、どうてい読めないのは文脈からあきらかであろう。また引用等の瑕疵を以て、本書の価値を全否定するのはいかながなものだろうか。

わたしの見方からは、本書の評価すべき点は、「帝国」すなわち植民地支配の罪を全面に出したところにある。それは朝鮮人「慰安婦」問題に、「戦時性暴力」一般の問題に解消されない「植民地支配」の特殊性という差異を持ち込んだところにある。和装・和名・日本語使用を強制された朝鮮人「慰安婦」は、著者が指摘するとおり「日本人女性の代替」だったのであり、その限りで日本軍の「同志」としての立場にあり、戦地では被占領者や連合軍から「敵」と見なされうる存在だった。その点で、本書はむしろ日本の国家的責任をこれまで以上にきびしく追求するものであり、本書を評価する多くの日本人識者は、その指摘を厳粛に受けとめたはずである（批判者はその点を見逃している）。

「戦争の性暴力」の比較史が展望されているが、そこでは強姦・売買春・恋愛までの連続性と差異を、また被占領者のあいだでの傍観・協力・抵抗までの連続性と差異とを論じる必要が指摘されている。「構造的暴力のもとでの強制された協力・共犯関係」という、ふくざつな状況をふくざつなままに理解することができなければ、沖縄戦時の「集団自決」における自発性と強制性の関係を論じること、また朝鮮人日本軍兵士について論じること、悼むことも、できないだろう。

ちなみに、本書の著者が、今日の事態の膠着状況の責めを韓国内運動団体に帰していることについては、わたしは批判的である。その指摘はフェアではない、と公共の場でも発言し、著者本人にも直接伝えたことを記しておきたい。

この集会は、これまで席を同じくすることのなかった研究者が、対立する見解をのりこえて同席し、討論するという画期的な機会だった。「声明」参加者の多くは、事態の硬直を憂え、「慰安婦」問題の解決を心から願い、また日本の国家責任を決して免責しないという立場を共有しており、批判派に問いかけ、歩み寄る姿勢を見せたにもかかわらず、批判派はそれに答えようとしなかったとわたしには見える。味方にできたかもしれない人々を敵にまわすことで、少数者の運動はますます分断される。それでなくとも右派から不当な攻撃を受けている「慰安婦」問題を、まともな「公論」の場に持ち出すには、「共闘」が必要なのはなのに、原則的な議論をくり返す彼らは、いったい何をもって「解決」とするつもりなのか？「次につながる議論を」と願うわたしの思いは果たされず、参加者に徒労感を残しただけに終わったとしたら、まことに残念である。

最後に、困難を乗り越えてこの討論集会を実現してくださった実行委員の方々に、心から感謝したい。

3月28日の朴裕河「帝国の慰安婦」を巡る討論会について

大森典子（弁護士）

1 意義ある集会

このたびの集会は、この問題について「帝国の慰安婦」を指示する人もそれに反対する人も率直な意見交換ができて非常に意義ある集会であったと思います。この種の会合はややもすると感情的な反応が前面に出がちですが、今回の集会は実行委員の方々のご努力によって、この著作自身に率直に向き合ってお互いの意見を交わす事ができ、今後のこの問題のさらなる討議と実りある一定の方向が見えたのではないかと、思います。この集会を準備された実行委員の方々に感謝いたします。

2 さらに前進のために

今回それぞれのスピーカーはレジメを用意されましたが、できれば相手方の意見や質問に対して反対側が一定の答えを示し、争点を絞り込んでから議論をするという事ができればなお討議が深まったのではないかと、思います。

例えば、鄭栄垣さんの「帝国の慰安婦」には誤りがある、との指摘に対して、他方はどのように答えられるのか、についてきちんとした反論を見たかったと思います。私は昨年吉見義明教授の名誉毀損事件の法廷で秦郁彦氏がこの本を自説の根拠に引用したので、その部分を使って反対尋問しましたが、例えば朴氏がこの本の94頁から95頁にかけて「それは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ。」としてその根拠を書いているのですが、ここで朴氏が前提にしている「外出の自由」や「廃業の自由」の概念は法律的に全く間違っています。このような基本的な法律的概念の誤りなどもこの本を推奨する方々はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。つまりこの次にこのような会が開かれるならこの本が前提にしている事実認識の基本的な誤りがあるのかどうか、法律的な認識に誤りがあるのかどうかをきちんと整理して、誤りは誤りとしてその部分を共通認識にして、なおその上でこの書物の主張はどのように評価されるべきか、の議論をしてはどうか、と思います。私は、事実認識の方法やその依拠する資料の扱い、さらには法的認定の枠組みに基本的な誤りがあることが、双方に共有された上でも、この書物のもつメッセージをどう受け止めるか、について意見は多様にあり得ると思いますが、その意見の相違の内容

はかなり整理されるのではないかと、思います。

私たちはともするとこのような問題を前にすると、感情的に他方を非難しがちですが、上記のような整理をすることによってより実りある意見交換ができるのではないかと、思います。

同様の事は上野千鶴子さんが、少なくとも検察による「起訴には反対する」というところで一致できないか、というご発言をされましたが、これも検察官が起訴した経緯について共通認識を欠いたうえでのご発言ではなかったかと思いました。日本でも名誉毀損による刑事処罰を求めることは刑法上認められており、被害者が名誉を毀損されたと感じて告訴をした場合に検察当局が起訴するかどうかは検察官の判断にゆだねられていて、告訴した人がその名誉が侵害されたと感じた、という事実は私たちが「不当」だなどという立場にないことなど、今回の起訴に至る事実と韓国の法的な枠組みを共通認識にすれば、気まずい雰囲気にもならなかったのではないかと、思いました。

いずれにしてもこの種の議論を建設的に重ねることによって、議論はあくまでも、議論の当事者が事実に謙虚であることが大前提であることが定着するといいと思います。

問われているのは、自称「リベラル」たちだ

—日本の「知識人」と「言論」の劣化

岡本有佳（編集者）

●前置きとお願い

集会の正確な全記録（テキスト、動画）が公開されることを信じて参加記を書きます。なぜなら、「自由な言論」空間を保証するという事前確認どおり、公開（出版も）して世に問うべきです。朴裕河氏を擁護してきた自称「リベラル」な人たちの主張でもあったはずですが、少なくとも朴氏を過剰に評価した朝日新聞の言論の責任やその根拠が問われているのに、「リベラル」であるはずの朝日新聞関連では若宮啓文元朝日新聞主幹、箱田哲也論説委員をはじめ「慰安婦」報道にかかわってきた現職・OB記者ら少なくとも5人が参加していましたが、指摘に対する応答も、こういう集会が開かれたという事実報道もまったくありませんでした。「言論人としての責任」を果たさないのは、なぜなのでしょう。

一方、朴氏を擁護する人々からは、『帝国の慰安婦』を批判する人々を「一枚岩」「感情的」などの一方的に「レッテル貼り」をする発言が多々ありました。これはこの事態を見物している人たちに消費されるだけであり、論争相手を論難するための事実の歪曲です。事実に基づいて議論する言論人として、「言論・学問の自由」を唱える者としてあるべき態度でしょうか？

こうした言論状況だからこそ、集会の議論が公開されるべきだと思います。『帝国の慰安婦』事態＝日本の問題を冷静に受け止めこれからの議論につなげるためにも、実行委員会や登壇者は賢明な判断をされんことを願います。

私は集会の持たれ方に疑問が残りました。公開でなく、「実行委員5人が推薦枠をもち参加者を選ぶ」形式であったことです。中野敏男さん、金富子さんは公開を望んだそうですが最終的にこの形になったのは残念でした。私も納得していませんが、実行委員の方たちの尽力で開催されたこと自体は評価します。

●双方が認めた＝書物として問題がある

さて、集会はかみあう議論にならないまま終わったが、1つだけ重大な事実が双方で確認された。

まず、鄭栄桓氏が「私の朴さんの本に対する指摘に間違えがあるならぜひ教えていただきたい」としながら、本書の最大の欠陥は矛盾する叙述であり、それゆえ読む者にとって論旨への評価が分裂している、と分析した。具体的

には、論証の手続きにおいて、資料・証言の恣意的引用・操作、概念・言葉の解釈修正、資料の誤読などが全編にわたって散見されると例をあげて指摘した。さらに、小野沢あかね氏、吉見義明氏、金富子氏ら歴史研究者、長年被害者に寄り添って運動をされてきた梁澄子氏らも本書の記述への疑問がいくつも出された。

朴氏を擁護する知識人からは、明確かつ具体的な反論はなく、むしろ問題はあると認めるコメントが続いた。「増補改訂版とか出るときにはできるだけ直してもらえよう助言をしていきたい」（西成彦）、「実証研究のレベルで多くの問題をはらんでいる」（本橋哲也）、「脇が甘いというか、これでは誤読を招く」（上野千鶴子）、「史料の扱いが丁寧であるとは思わない」（千田有紀）。

書物としては問題がある、これは集会で唯一共有された、冷静に受け止めるべき重大な点だ。新聞社の関連会社の出版物がこんなおそまつな間違い（正誤表レベルではない）を放置しておくことは常識的に考えられない。朝日新聞出版の責任も問われている。同社の青木康晋代表取締役社長は自社ホームページで「「確かな情報に基づいた一冊か」を自らに問いかけ、いい本、いい雑誌をつくろうと努力してまいります。」と記しているが、『帝国の慰安婦』は「確かな情報に基づいた一冊」なのか？ 一読者として、同社が検証するのかどうか、必ず見届けたいと改めて思った。

事実関係の間違いという重大な指摘が相次ぐなか、朝日新聞関連のジャーナリストのみなさんはどう思ったのだろう。**書物としては問題がある**——原典に当たれば見抜けたはずの誤用などを容認したまま高い評価を与え、賞を与え、言論・出版界に流通・普及させてしまったことについて、「知識人の責任」「メディアの責任」はないのだろうか。

●書物として問題があるけど、すばらしい？

ここからが擁護する人々の評価はアクロバットの展開をみせる。『帝国の慰安婦』の論旨を支える記述において事実関係の間違いがあるのに、新しい問題提起として前向きに議論すべき本と言われてもまったく理解できない。わかったのは、日韓の政治決着による日韓関係の改善が優先で、そのために有効な本であり、批判する人は「日本だけを悪者にして」（木宮正史）おり、「日韓関係の改善」とって障害になるという決めつけである。そこには「慰安婦」

被害者の方たちがどう思っているのかは出てこず、「慰安婦」問題を外交問題としてみる発言が目立った。ここでも問われているのは、自称「リベラル」たちだ。

日本社会が歓迎する「和解」を提供する『帝国の慰安婦』。自国の加害の歴史にむきあう活動に長年取り組む、韓国現代史研究の韓洪九氏の言葉は重い。「被害当事者を後景に追いやって、朴氏が『和解』を言うのはおかしい。それは和解という名の暴力だと思いません*2。」

●「運動」への一方的な「レッテル貼り」こそ分断を招く

議論のなかで、「慰安婦」問題解決運動への根拠を示さない「レッテル貼り」「バッシング」が朴氏を擁護する複数の登壇者から出たのはもう一つの驚きだった。「一枚岩」「同じトーン」「感情的」「政治文化の自家中毒」「内輪もめ」「潰し合い」「糾弾していばる」など（岩崎稔、浅野豊美、大田昌邦、上野）。運動批判が悪いのではない。「学問の自由」を標榜する知識人が、論拠もあげず「上から目線」で運動批判をすることに心底驚いた。こうした言葉を一方的に言う行為こそ分断を招き、この事態を傍観している人々に消費されるだけだ。一方的な「レッテル貼り」や運動経験のルサンチマンではなく、なんの運動の、どこが問題なのか、具体的な論拠をあげ検証した上で批判してほしい。そうすれば梁氏が言ったとおり運動の側は真摯に受け止めると思う。

そして、「学問」の対象とされている日本軍「慰安婦」サバイバーの女性たちのことを改めて考える。研究対象とされた人たちが、本の内容に傷ついたと言っているのに、「議論で答えろ」という暴力性。原告の被害女性たちがなぜ名誉毀損で告訴するという苦渋の選択をとるにいたったのかについて、知ろうとしたのだろうか？ 検察は起訴前に調停の場を設けた。法廷に持ち込むべきではない、誤解だと言うなら朴氏はなぜ自ら調停案を拒否したのか？

戦後思想・戦後文学の名編集者・松本昌次氏は「54人声明」について、『学問・言論の自由』を唱えていればコトが済むと思っている方たちよ、まずみずからの『感受性の欠落』を見つめ、『犠牲者への愛』を学問・言論の根底に据えて欲しいと願います*4。」と書いている。そのとおり！

●「慰安婦」被害女性たちによる朴氏への名誉毀損裁判

①告訴せざるをえない状況に追い込んだものは何か

上野氏は「刑事告訴をしたのは、韓国の司法、検察」と発言し、会場から「違う！」と声があがり騒然とした。『帝国の慰安婦』裁判＝「韓国の国家権力による言論弾圧」というイメージを作り出した知識人とマスメディアの責任は大きい。朴氏を名誉毀損で告訴したのは「慰安婦」被害者たち本人である（原告＝挺対協説という誤報がメディアや識者に広がっていることは筆者の当日資料で指摘した）。

上野氏の発言は、結局、性暴力被害当事者の主体性を否定することだ。上野氏は何度も「刑事告訴はだめ」という点で合意できないかと問うた。しかし、被害者たちを告訴せざるをえない状況に追い込んだものは何か、それこそが言論の劣化・知識人の責任だ、と鄭氏も北原氏も指摘しているのだ。日本のアカデミズムやジャーナリズムの主流には、刑事告訴に抗議する前にやるべきことがあるだろう。

討論のなかで浅野氏は突然「ホルモンたち（「慰安婦」被害者）に自由に会えるようにしてくださいよ」と運動している人たちに向かって叫び、失笑をかった。被害者の「主体性」を運動が操作していると言いたいのだろう。浅野氏は約20年前の「慰安婦」被害者たちを記録したドキュメンタリー『記憶と生きる』（土井敏邦監督）を観て、彼女たちの「主体性」をよく学ぶべきだ。

②「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」という「54人声明」一文をめぐって

「54人声明」に署名した西氏は、この一文を「あえて主張せざるを得なかったのは、同書が日本軍「慰安婦」サバイバーの方々の『名誉を傷つけるものである』という判断を固定化させるようなジャーナリズムや知識人の動きが原告の告訴を後押ししているのではないかという疑いから自由ではなかったから」と説明した。

現実にはむしろ逆だ。日本のマスメディアによるこの裁判報道のなかで原告・被害者の声を取材した記事を私は読んだことがない。一方、被告・朴氏の言葉やインタビューは溢れている。たとえば私の調べでは朝日新聞は起訴以降連日のように被告側の意向を伝える記事を掲載した（紙面・電子版あわせて約90日間で21回）。

北原氏はこの一文について「少なくとも性暴力被害者に向けた言葉としては誤りだったと認めてほしい」と訴えた。最後に、この声明に署名していた本橋氏は『サバルタンは語るができるか』（スピヴァク）を引用しつつ、北原氏や梁氏の指摘を受け、「この一節がある限りにおいて署名すべきではなかった」と撤回の意思を明らかにしたことはこの集会の成果だと思う。

*1 これから出るであろう全記録及び当日資料、鄭榮桓著『忘却のための和解～『帝国の慰安婦』と日本の責任』（世織書房）、梁澄子「被害者の声に耳を傾けているか？」『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任』（御茶の水書房）など参照。

*2 『週刊金曜日』2016年4月22日、1085号、韓洪九インタビュー参照。なお、同紙には3/28 研究会の報告記事も掲載されている。

*3 驚くことに、つい最近も朝日新聞のWEBRONZAで中沢けい氏が「被害を訴える社会運動に不利に働くからという理由で朴裕河氏の著作を排除しようとする人々」という根拠なきレッテル貼りをしている（4月20日付）。

*4 レイバーネット連載「松本昌次のいま、よみつぎたいもの」第7回2016年4月1日。引用文の前には「さらに愕然としたのは、朴氏の起訴に対し、日米の知識人65人が、「学問や言論の自由」を看板に、抗議声明を出したことです。その中にはわたしの存じ上げている方もいて、ユウウツですが、ここに名を連ねた一人である大江健三郎氏はかつて、柳美里氏の『石に泳ぐ魚』の出版禁止事件の折、「発表によって苦痛をこうむる人間の異議申し立てが、あくまで尊重されねばなりません。」と表明したとのこと。今回の抗議声明への加担とは、全く逆ではないでしょうか。」

今回の集会では発言の機会を与えていただくとともに、多くのことを学ばせていただき、参加された皆さんと、とりわけ実行委員を務めてくださった方々に心より御礼申し上げます。今後も真摯な対話を続けていくために、ここでは当日感じた疑問を2,3あげることで参加記としたい。

『帝国の慰安婦』を評価（あるいは傾聴に値する部分があると）する人々のなかに、フェミニズム・ジェンダーを掲げる方々がおられることには、常々興味を抱いてきた。『帝国の慰安婦』の叙述のスタイルゆえに誤読をされているか、そうでなければ、朝鮮人「慰安婦」の自発性、日本兵との「同志的關係」、「慰安婦」にさせられながらも、楽しみや喜びも時にあったことを本書が強調している点が、フェミニズム・ジェンダーを掲げる方々の共感を得ているのではないかと予想していた。当日の上野千鶴子さん、千田有紀さんの発言を聞いて、その予想が当たっていることがわかった。上野さんは、「被害者のエイジェンシーをすくいとっている」点が本書の重要な点だとおっしゃった。そして、上野さんは、いかに被害者のエイジェンシー（私はこの言葉を使い慣れないのだが）をすくいとっても加害者の免責には決してつながらないとも言われた。

しかし『帝国の慰安婦』は日本軍・日本国家の法的責任は問えないとはっきり書いている。上野さんは、『帝国の慰安婦』のその部分をうっかりと読みとばしてしまったのだろうか？あるいは、まさか加害者は日本軍ではなく、業者だけと考えるのだろうか？

また、当日も述べたが、「慰安婦」被害の多様性を明らかにすること、「慰安婦」被害者が限られた境遇のなかで自らの意思で苦闘したこと、証言のなかで過去の経験のある部分を「楽しかった」などと発言していることに注目し、その意味をその人の置かれていた境遇や、人生経験と証言の「全体」の文脈のなかで位置付けて理解しようと努めるならそれは重要だと私は考えている。そして、挺対協のつくった証言集にそうした証言がもともと載っていることから、それは別にこれまで隠されてきたわけでも、朴裕河さんが初めて明らかにしたわけでもないことははっきりしている。朴裕河さんのおこなったことは、被害証言を被害者の固有の人生とその置かれた境遇、その証言の語られた場の特徴などから切り離し、自説に都合よく解釈を施したことだ。『帝国の慰安婦』のなかの随所で行われている被害証言や文献の文脈を無視した恣意的切り取りは、様々な文献と照らし合わせなければわからないものもあるので、急いで流し読みして気づかない人も多だろう。決して些細な部分ではなく、本書のかなりの部分でその重要な論旨に関して行われている恣意的切り取りに、上野さんは気づかなかっただろうか？あるいはそのような恣意的切り取りがあったとしてもさして問題ではないと考えたのだろうか？いずれにしても、上野さんは議論の途中で突然退席されてしまったので、以上の点に関するご意見をうかがえなかったのは残念だった。

私自身は、日本人「慰安婦」問題研究をすすめており、その一方で、15年以上前から米

軍統治下沖縄における米兵向けホステスの女性とその家族への聞き取りをおこなってきた（「女たちにとっての性産業」『沖縄県史 各論編 8 女性史』沖縄県教育委員会、2016年3月などを参照されたい¹。この論文では、米軍の政策だけでなく、ホステスを取りまく性産業の構造、すなわち、性産業の数と分布、従業員の数と規模、売上高、ホステス女性の人身売買・前借金・賃金体系・仕事内容等を踏まえて、その固有の境遇から切り離さずに一人の元ホステスの女性のライフ・ヒストリーと語りを検証した）。

ホステスだった女性は、自慢話や楽しかったことなどを話すこともあり、私はそうした話も共感を持って聞き、隠さずに文章にしてきた。しかし、日本人「慰安婦」や米兵向けのホステス女性が、過去の経験のある部分を楽しかったと言っているからといって、朝鮮人「慰安婦」にもそういう側面があったはずだとするならば、それは、多様性を明らかにしたことにはならず、むしろその逆で、類推に基づく決めつけであると言えるだろう。もちろん、朝鮮人「慰安婦」被害者にも、成年の女性はいたし、もともと売春をしていて「慰安婦」にさせられた女性もいただろう。過去のある経験を楽しかったと語ることもあるだろう。しかしそうした被害者の証言が得られたとしたら、その証言は、その人固有の個人史とその個人史をとりまいていた境遇の特徴、証言した場の性格などと決して切り離さずに聞き取るべきではないか²。そしてそのようにしてこそはじめて、被害体験の多様性を明らかにすることができるのではないだろうか。

「慰安婦」問題や女性の人権について、日本社会における理解を深めてゆくのはたいへん困難な道のりだと思う。だからこそ、フェミニズム・ジェンダーをかかげる方たちをはじめとする多くの方々との真摯な対話を続け、自分自身も内省的な姿勢を忘れないようにしたいと考えている。今回のこの会合を、その一つのきっかけとできるよう心がけてゆきたい。

¹ このほかに、拙稿「米軍統治下 A サインバーの変遷に関する一考察」『日本東洋文化論集 琉球大学法文学部紀要』第 11 号、2005 年、拙稿「戦後沖縄における A サインバー・ホステスのライフ・ヒストリー」同上、第 12 号、2006 年、拙稿「米軍統治下沖縄における性産業と女性たち——1960～70 年代コザ市」『年報 日本現代史』第 18 号、2013 年なども参照されたい。

² 拙稿「芸妓・娼妓・酌婦から見た戦時体制——日本人「慰安婦」問題とは何か」（歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店、2014 年）に、日本人「慰安婦」をめぐる「構造」と「主体」についての私自身の考えを書いた。参照されたい。

『帝国の慰安婦』がひらくもの

加納実紀代（女性史・ジェンダー史）

「朴裕河氏起訴に対する抗議声明」に、ふつつかながら私も＜高名な文化人＞にまじって名を連ねた。声明発表後、複数の友人から電話やメールをもらった。いずれも『帝国の慰安婦』に批判的で、告訴の＜正義＞を確信していた。連絡をくれたのは私の無知を案じてのことらしい。ありがたいことだったが、それだけに朴裕河さんの針のムシロの容易ならざることをおもった。

3月28日の研究集会は議論が噛み合ったとはいえない。しかしそれぞれの発想のちがいがわかったのは、スタートラインとして意味があったのではないか。遅ればせながら、私がなぜ声明に名を連ねたのか、案じてくれた友人たちに応えるためにもここで書いておきたい。

●元慰安婦の「名誉毀損」について

「抗議声明」には、「この本によって、元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」と書かれている。名誉が傷ついたかどうかは当事者が決めることで、この表現は問題になるなど思った。にもかかわらず名を連ねたのは、「名誉毀損」に疑問があったからである。その一つは、なぜ前著『和解のために』は問題にならず、『帝国の慰安婦』はなったのか、ということだ。告訴したナヌムの元「慰安婦」たちは、『帝国の慰安婦』の「自発的売春」や日本兵との「同志的關係」、「愛国」といった記述に名誉を毀損されたという。しかしそうした表現は、『和解のために』の「慰安婦」の章にもある。

「売春」をするとわかっていながら赴いた女性であろうと、当時の日本が軍隊のための組織を発案したという点からみれば、その構造的強制性は決して弱まりはしない。」（平凡社ライブラリー版 p90）

「彼女たちが「日本人」としての、「愛国的おこない」のために赴いたとしたら、それを構造的に受け入れたという意味で、なおいっそう「日本の責任」が重みを増すだろう。」（同 p91）

これは『帝国の慰安婦』の趣旨そのものである。なぜ同じような趣旨・表現なのに、『和解のために』は「名誉毀損」に問われなかったのか？

どうやら答えは単純なことらしい。1月に来日したナヌムの家の所長によれば、元慰安婦たちは本を読めないので、『帝国の慰安婦』の該当部分を何度も何度も読んであげたという。だとすれば、3・28集会での梁澄子さんの発言にあるように、「嘘や、だましを誰よりも鋭く見抜」（資料集 p63）く彼女たちが、読み手が何を求めているか感じとらないはずはないだろう。

もう一つ、疑問を持った理由がある。20年前、森川万智子構成・解説による『文玉珠 ビルマ戦線 楯師団の「慰安婦」だった私』（梨の木舎 1996 新装増補版 2015）は、優れた女性問題の研究書として第16回山川菊栄賞を受賞した。私は賞の選考委員の一人としてこの本を推したが、反対もあった。「運動の足を引っ張ることにならないか」というのだ。当時運動の主流は、クマラスワミ報告によって「慰安婦＝性奴隷」とし、国家補償を要求していた。しかしこの本で語られている文玉珠の「慰安婦」生活は、「性奴隷」の語になじまない。

文は日本の歌を覚えるなど、日本兵に気に入られるよう努めた。おかげで人気者になり、ラングーンの市場でハイカラな服や宝石を買ったり、大金を貯金したりしている。だからと言って、彼女の日常が悲惨でなかったわけではない。そのなかで上等兵ヤマダイチロウとの＜愛＞は、文にとってどれほど救いだったことか。彼は文に結婚を申し込み、朝鮮人になってもいいと言ったという。上品でやさしくてひょうきんで賢くてと、50年ののちも文は手放しでヤマダをほめる。

こうした文の姿に私は感動した。どんな苛烈な状況にあっても、ひとは生存戦略を駆使してアイデンティティを求め、愛を育むこともできるのだ。そのことは名誉を毀損するどころか、誇るべきことのように私には思える。

●『帝国の慰安婦』がひらくもの

しかしもちろん、文玉珠の例を一般化することはできない。しかもこの本は「慰安婦問題」否定の論拠にされている。いまもネットでは、貯金センターの原簿という公文書に残る文の多額の軍事郵便貯金をとらえ、「やっぱり慰安婦は荒稼ぎの売春婦だ」といった声がとびかっている。その意味では案じられたとおりの、運動の足を引っ張ったことになる。ナムムの家の元慰安婦たちが「名誉毀損」としたのも、こうした見方があるからだろう。

文玉珠の必死の生存戦略が「慰安婦問題」否定につながることなく、「性奴隷」から「特権的」な日本人「慰安婦」まで、多様な「慰安婦」を包みこめる大きな枠組み——。朴裕河さんが思念を凝らした「帝国の慰安婦」という視座は、それにつながるものではないだろうか。3・28集会で吉見義明さんは業者の責任より軍の責任の方が重いことを述べ、「朴氏には、このような構造的認識ができていない」と批判した（資料集 p71）。しかし朴さんの「帝国の慰安婦」は、軍をも組み込んだ植民地支配という大きな構造を問うている。

「帝国」という枠組みをたてるとき、領域内の「民族」の境界は曖昧になる。とくに戦時下、「大日本帝国」は「内鮮一体」をかかげ、朝鮮半島の「皇民」化を図った。もちろん日本人との間に差別はある。日本人「慰安婦」と朝鮮人「慰安婦」の間にも歴然とした差別があった。しかしそれでも、朝鮮人「慰安婦」が「チョセンチョセンとバカにするな、テンノーヘイカ同じゾ」と言い返す可能性はないわけではなかったのだ。

「民族」の境界は、ジェンダーの視点を入れるとさらにややこしくなる。1925年の普通選挙法は女性を排除したが、「内地」在住植民地男性は参政権を与えられた。参政権は「権利の中の権利」であり、「国民」の権利の最たるものとすれば、日本女性は「国民」でなかったが、在日朝鮮男性は「国民」だったことになる。「帝国」にとって植民地の家父長制利用に都合良かったからだろう。

敗戦による「帝国」解体で、それは逆転した。日本女性は「国民」に、植民地男性は「非国民」に。「民族」の境界が前面化したのだ。今年4月、メディアは「女性参政権 70年」を報じたが、その同じ選挙法改正で、植民地男性の参政権が剥奪されたことには触れようとしない。

しかし「慰安婦」に即せば、「民族」の差異よりもジェンダーの問題となる。苛烈な前線では朝鮮人「慰安婦」と日本軍兵士の「民族」を超えた「同志的關係」が成り立っても、戦後の処遇は決定的に違う。日本軍兵士は死ねば靖国神社に祀られ、生き延びれば恩給の支給もある。しかし「慰安婦」は恩給どころか、「汚れた女」の烙印によって家族や故郷すら失うことも少なくなかった。それは日本人「慰安婦」も同様だ。美輪明宏は彼女たちをこんなふうに歌っている。「戦に負けて帰れば 国の人たちに／勲章のかわりに 唾をかけられ／後ろ指さされて 陰口きかれて／（略）／大日本帝国 万歳 万歳 万歳」（「祖国と女たち」）

『帝国の慰安婦』は、「民族」とジェンダーが錯綜する植民地支配という大きな枠組みで、国家責任を問う道を開いた。3・28集会では歴史学からの実証主義的批判が相次いだ。もちろんそこには理論上実践上の多くの問題がある。しかし西成彦さんが言うように、この本を「馬跳びの馬」として、そのさきにひらけるものをともに鍛えていければと願う。

「研究集会 『慰安婦』問題にどう向き合うか 朴裕河氏の論著とその評価を素材に」に参加して

康昌宗

研究集会で上野千鶴子さんが話されていたことは、最初から最後まで不合理に感じました。

まず上野さんはスピーチ冒頭で、『帝国の慰安婦』が日本で高く評価されている具体例として鄭栄桓さんが引用した事に対して、上野さんたちが『一枚岩に見えるようなパフォーマンス、やめてください！』と的外れな非難をなさいました。批判を歪曲し、批判者を貶めるような上野さんの「パフォーマンス」のように感じました。

続いて、上野さんたちに対して『朴裕河一味とか一派とかというふうなネーミングが流通しているということも、伝聞として聞き及んでいます』と話されました。

誰がいつそんなネーミングをされたのでしょうか。

誰が話したか分からない伝聞情報から反批判を行われても議論にならないと思います。

そして、「ナナムの家」に居住する日本軍「慰安婦」被害者が朴裕河さんを名誉毀損で訴えたことに対して下記の通り述べました。

『学生がセクハラだと言っても、事案に相当するか判定をして、初めて事案として成り立つわけで、その判定を司直に委ねたということになるのです。政治に委ねたということになるのです。そういうことをしてもいいのでしょうか？』

人格権が傷つけられ名誉毀損の告訴を行うことが、どうして「政治に委ねた」ということになるのでしょうか。

上野さんのたとえに従えば、上野さんたちが行っている事は、日本の大学で学生がある教授をセクハラで訴えた時、その教授の翻訳で事件を知ったアメリカの学者たちが、学生の訴えを受理した大学に抗議声明を出しているようなものではないでしょうか。

上野さんは、『書物を法廷に立たせないことが大事』だと、『朴裕河の起訴の取り下げについて最小限の合意ができる、そこまでこの場でこぎつけていただけたらと思います』と主張されました。

2007年11月2日に東京地裁で南京事件被害者への名誉毀損を認めた判決(*1)がなされ、最高裁も上告棄却を決定した、亜細亜大学教授・東中野修道氏の著書『「南京虐殺」の徹底検証』に対して、上野さんはどう評価されるのでしょうか。

この裁判に対しても、『書物を法廷に立たせないことが大事』だと、南京事件犠牲者の名誉毀損の起訴を上野さんは取り下げるべきだったと考えるのでしょうか。

学術書と主張する「書物」を出版した東中野修道氏に対する上野さんの態度を伺いたいです。

日本のフェミニストがなぜ『帝国の慰安婦』を評価するのかとの小野沢あかねさんのご質問に対して、『それは被害者のエイジェンシー（行為主体性）をすくい出すことです。被害者のエイジェンシーが認められたとしても、加害者の免責には決してつながらないということは、決して忘れないでください』と答えられました。

『帝国の慰安婦』で示されるエイジェンシーは資料の歪曲を根拠としているのに、そこからエイジェンシーをすくい出せるのか、また『帝国の慰安婦』は被害者のエイジェンシーから加害者側である日本軍の法的責任を免責しているのではないかと小野沢さんの再質問に対して、上野さんはどう答えられるのでしょうか。

研究集会で、梁澄子さんが『帝国の慰安婦』名誉毀損裁判に朴裕河さんが誠実に対応しなかった経緯と、刑事調停で（『帝国の慰安婦』ハングル版は司法の決定に応じて削除しながら）日本語版の名誉毀損表現の変更を朴さんが拒否して調停案を朴裕河氏が廃棄したことを説明された直後、上野さんは『刑事告訴をしたのは、韓国の検察ですから』とおっしゃりました。刑事調停が不調の場合には起訴手続きが行われる韓国の司法制度について、上野さんはご理解できないようでした。

裁判経緯も韓国司法も基本的知識のない上野さんは、『帝国の慰安婦』から『被害者のエイジェンシー（行為主体性）をすくい出す』とおっしゃりながら、起訴を行った被害者の主体性を無視した声明になぜ署名されたのでしょうか。

上野さんは、鶴見俊輔さんの話を聞いた著書『戦争が遺したもの』（新曜社、2004年）で下記の通り述べられました。

「国民基金」が被害者に受取りを拒否されて、『誤算だとわかったとき、二つの選択がありますね。まず、個人的に責任をとって、呼びかけ人を辞任する。三木睦子さんは辞任されました。もう一つは、誤算だとわかったときに、国民基金の方針を政治的に変えるように努力する。しかしそういうことを、基金の方たちはやっておられませんね。それどころか、誤算が引き起こした被害者の混乱や運動の分裂を、批判することまでなさいました。』（79ページ）

上野さんの上のような批判を「基金の方たち」が向かうことがないまま、上野さんが「基金の方たち」になってしまったように感じます。

『帝国の慰安婦』の主張の根拠が歪曲されていたことが明示され、朴裕河さんが被害者との刑事調停案を拒否したために、韓国司法制度上から自ら刑事告訴を招いたといえる事が明らかになった今、告訴を行った被害者たちを上野さんは批判し、告訴の取り下げを主張し続けるのでしょうか。

*1 夏淑琴さん名誉毀損訴訟 東京地裁判決

<http://www16.atwiki.jp/pipopipo555jp/pages/737.html>

どのような本でも、批判するためには時間と労力を要します。資料にあたり、事実を確認し、具体的に論を積み重ねていく。そのような準備をしてきた批判側に対し、「この本で慰安婦問題に関心を持った人が増えたのだからいい」「分裂せずに『日韓合意』からはじめればいい」「今は韓国検察への抗議で一致すべき」というずれた反論に驚き続けた6時間でした。ニッポンのアカデミズム、私が考えていたより、大分ユルイ印象です。

いただいた5分で、私の意見はお伝えできたかと思います。ただ、その後、「あなたはフェミニストとして、少女像はどう考えるのか」という質問をフェミニスト研究者からいただいたこともあり、「平和の碑（＝少女像）」について、また十分に議論できなかつた在宅起訴について考えを述べたいと思います。

フェミニストが朴裕河氏を評価する理由の一つが、「帝国の慰安婦」の中で繰り返される「少女像」批判です。曰く、「少女像」は家父長制社会が受け入れやすい純粋無垢な性暴力被害者を象徴している、それは日本人「慰安婦」など元娼妓だった女性たちに沈黙を強い、自らの意志で戦地に赴いた女の主体的存在を消すという批判です。

一見、フェミ的知的好奇心を刺激される批判ですが、そもそも朴裕河氏が濫用する「多様」な「慰安婦」証言を記録したのが支援団体であることを考えれば、「平和の碑」が「少女」であることを根拠に、「支援団体や韓国社会が多様な『慰安婦』の記憶を認めていない」という批判に、どれほどの正当性があるのでしょうか。さらに言えば、日本人研究者が日本人「慰安婦」の沈黙の責任を、韓国の支援団体や「少女像」に求める理由が全く意味不明です。

韓国では2014年、元米軍「慰安婦」女性たちが韓国政府を訴えました。

外貨を稼ぐ「愛国者」と政府から賞賛される一方で、激しい暴力と徹底した管理の下に置かれてきた女性たち。米軍「慰安婦」運動は日本軍「慰安婦」運動よりも早くに始まっていますが、自国の政府を訴えるに至るまで、どれほど過酷な闘いを強いられてきたか想像を絶するものがあります。言うまでもなく、「慰安婦」が国家による性暴力犯罪であり、女性の人権問題であるという認識を深め、国内の世論を動かし、国際世論を喚起してきた日本軍「慰安婦」運動は、米軍「慰安婦」運動に強い影響を与えています。

今、日本のフェミニストがすべきことは、日本人の「慰安婦」が声をあげられなかつた理由をスティグマの問題として、または韓国支援団体の運動論に答えを求めるのではなく、なぜ韓国の日本軍/米軍「慰安婦」女性たちが声をあげられたのかを韓国の運動から学ぶことだと、私は考えます。

それにしても。運動と研究者は違う、という発言が肯定側の方々から出ましたが、日本を代表する知識人の方々の運動に対する冷酷な眼差しには驚きました。拍手の大きさを党派的だと批判され、多様性がないと断じられ、違う意見を持つ作家の刑事罰は当然だと考えるスターリン主義みたいな扱いを受け・・・日本社会でどのように運動が軽視され、侮蔑されてきたのかを目の当たりにした思いです。研究者と運動家が誰に寄り添うべきかを理解し、同じ方向を向きつつ違う角度から共に前進させてきた韓国の女性運動を取り巻く雰

困気を少しだけ知る者として、あっけにとられます。いったい日本の研究者の方々は、何をしたいのでしょうか。

最後に、在宅起訴について述べたいと思います。

私自身が刑事事件に巻き込まれた経験があり、そしてその時に多くの方に支援していただいたことから、正直、朴裕河氏に対する同情が全くないわけではありません。ただ、私自身の体験を踏まえて言えば、事件の内容を精査せず、経緯を知ろうともせず、司法についての知識のないまま、「反権力」「表現の自由絶対」という声を反射神経的にリベラルな方々があげることで、最も困っている人の声を封じる可能性があります。特に今回は韓国で起きた事件です。韓国の司法や、告訴から起訴にいたるまでのシステムは日本と違います。そして今回、当事者たちは「出版物による名誉毀損」で告訴しましたが、検察は「公然と虚偽の事実を摘示して人の名誉を毀損した」罪で起訴したと私は聞いています。公権力が表現の自由に一方向的に介入した事件ではなく、当事者が被害を訴えたものであり、また起訴の内容も単純な表現の自由の問題ではないことをどれほどの方が理解した上で、“あのような内容”の声明文を書かれたのか私は今一度説明を求めたいと思います。

日本軍「慰安婦」問題とは、植民地時代の性暴力被害を国家に対して訴えるという人類史上かつてない女たちの闘いです。だから「正しい」と言いたいのではない。ただ、この問題を「日韓の政治問題」として捉え、「和解」できなかった四半世紀を女性運動に責任を求める「帝国の慰安婦」を過大評価し、闘ってきた当事者や運動に関わってきた女性たちを黙らせてまでも「合意」を歓迎する日本社会のムードを私は、日本の言論界の非常事態だと考えます。

学問的な評価の方向は定まった。

金昌禄

(慶北大学法学専門大学院教授)

わたしは、2015年12月2日に「日本軍『慰安婦』被害者たちの痛みを深く共感し、『慰安婦』問題の正当な解決のために活動する研究者・活動家一同」が発表した声明「『帝国の慰安婦』事態に対する立場」に賛同したものとして、3月28日の研究集会に参加させていただいたことを大変意義深く感じています。

わたしたちの発表した「『帝国の慰安婦』事態に対する立場」は、「何よりも学問的な議論の中で解決しなければならない」、また「韓国と日本と世界の研究者たちが問題について議論し、その議論の中で問題の実態を確認し解決方法を見つけるために、ともに知恵を出し合うことが必要である」という考えから、「研究者たちが主体になる長期的かつ持続的な議論の場を作ること」や、その一環として「可能な限り近いうちに公開討論を開催すること」を提案したものでしたが、今回の研究集会は、まさにその「公開討論」の場であったと考えるからです。

今回の研究集会の過程でわたしは、『帝国の慰安婦』の実態がよりはっきり見えてきたと感じることができました。批判する側の主張は明快なものでした。問題点の指摘は本に沿っていて具体的なものであり、批判の論旨も明確で説得力がありました。これに対して、支持する側の主張はわかりにくいものでした。本の具体的な内容にはほとんど触れていませんでしたし、使用する概念も明晰性に欠け、支持の趣旨もはっきりしていませんでした。また、時に口から飛び出した感情むき出しの発言には、それが果たして学問的な討論の場に相応しいものなのかと疑問を感じざるをえませんでした。

全体的に見るならば、今回の研究集会を通じて、『帝国の慰安婦』に対する学問的な評価の方向が定まったと感じます。そして、それは相異なった立場の人々が集まって学問的な討論をした結果なのでした。このような結果を生んだ点で、「公開討論」の提案は正しいものだったと考えます。

韓国と日本の間には、解決しなければならない「過去」という大きな課題があります。それをめぐって感情的な衝突が起こってきたことも事実です。確かに、人間社会で感情を完全に排除することはできません。しかしながら、感情は課題を解決してくれません。そして、課題が大きければ大きいほど、冷静なアプローチ・理性的な討論がより肝要であ

るはずでず。

『帝国の慰安婦』事態だけでなく、韓日関係全般において、理性的な討論・対話を積み重ね、それによって一つ一つ課題を解決し、その過程でともに目指すべき「未来」を探っていくことが重要だと思ひます。今回の研究集会は、まさにその「道」しかないということを証明してくれる場であったと思ひます。これから未来に向かつて、韓国と日本の市民たちが共にその「道」を淡々と歩んでいけることをこころから願っています。

「慰安婦」問題にどう向き合うか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に」3.28 研究集会に参加して目撃したこと

金理花

ここでは、3.28 研究集会に参加し筆者が目撃した事柄に即してその見解を述べようと思う。主には、集会においてなされた問題提起とは何であり、それに対する議論の応酬がどのようなものだったのかを考えることとする。

作業に取りかかる上でまずすべきことは、本集会の目的すなわち出発点の確認である。そもそもこの集会は「朴裕河氏の論著、あるいはそれをめぐる現今の市民社会の論調を論じつつ、多様な論点を出し合うことで」日本軍「慰安婦」問題が提起しているさまざまな問題を考えるための議論をおこなうという目的に基づいて組織されたものであった¹。つまり、朴裕河氏の論著（ここでは『帝国の慰安婦』を指す）が、何を述べているのか（本の内容）と本をめぐる評価について論じることがこの集会において求められたのであり、このことがいわば確認すべき出発点であるといえる。このような前提を確認しなければならないのは、当日の集会ではこうした出発点に基づかないやりとりが主に『帝国の慰安婦』を擁護する立場²からの参席者（以下、当日使用された呼称、A 側と略記）から散見されたからである。

この出発点に基づくのであれば『帝国の慰安婦』が何を主張し、いかなる問題がある／ないのかという、いわば本の中身に即した報告が要請されるだろうし、実際に『帝国の慰安婦』に批判的な立場からの参席者（以下、当日使用された呼称、B 側と略記）の報告者である鄭栄桓氏、コメンテーターの小野沢あかね氏と梁澄子氏は、要請に即した具体的な報告をおこなった。鄭氏と小野沢氏は、『帝国の慰安婦』が証言や先行研究の恣意的な引用・解釈に基づいて論を展開していること、それが学術的手法における基礎的問題であり、しかもそれが自発性や愛国、日本兵との同志的關係という同著が展開する論旨の核心に及んでいる問題点を指摘した。梁氏は、『帝国の慰安婦』では挺身隊問題対策協議会（以下、挺対協）が被害者たちの「声を無視」し「記憶を横領」してきたという論旨が展開されているが、同著が挺対協の編んだ証言集からもたくさんの証言を引用している点を指摘。朴氏が挺対協批判として描き出した多様な「慰安婦」像が、挺対協が編んだ証言集を読むことなしには可能だったのかという根本的な問いかけをおこなった。

これに対して A 側の報告者である岩崎稔氏、コメンテーターの浅野豊美氏の報告は、『帝国の慰安婦』の内容を議論しようとする趣旨に基づいたものではなかった。岩崎氏の報告は、「日本軍「慰安婦」問題に携わる運動圏の人々や伴走者としての知識人の言説」を問題化することに主眼をおいていたし、浅野氏の報告は、鄭氏の批判枠組みに対する批判が趣旨であったが、「朴裕河現象」とよばれる悲しさを理解してもらうためだけに「鄭栄桓現象」と銘打った」という論拠に乏しい且つ感情的な「批判」をおこなう場面もみられた。

¹ 括弧内の引用は、当日資料にある「「研究集会・『慰安婦』問題にどう向き合うのか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に」ご参加の呼びかけ」からおこなった（当日資料 8 頁）。

² 「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」に賛同した人々の立場とする。集会開始時点での賛同者は 54 人。

西成彦氏の報告のなかに一部、同著の内容に踏み込んだうえで議論を試みたのとれる箇所もあったが³、報告において強調されていたのは「慰安婦」問題の解決を遅らせてきた「民族主義的な暴言」に対する批判⁴であった。

こうした状況をかんがみるに、集会の出発点に立脚した問題提起は主に B 側によって担われていたといえる。それは、『帝国の慰安婦』で展開される主張が、学術的正当性に基づいて精査されるとき果たして成立しえるのかという、最も基礎的な問いかけであった。小野沢氏が報告のおわりに述べたのもそうした問いかけの一つだ。要約すると以下の通りである。A 側からは、運動と学問を切り離して語る必要があるといった指摘があったが、『帝国の慰安婦』で問題になっているのはそれ以前の問題である。史料の拡大解釈や恣意的な引用、文脈を無視した切り取りという問題を抜きにした学問的議論は果たして可能なのだろうか。

この問いかけが重要な意味を持つのは、鄭氏も繰り返し指摘したように、学問的手続きの問題が朴氏の主張する論旨の核心に及んでいるからである。しかし、その後の総合討論においてもこれに対する応答・反証はいずれも不十分な印象であったといわざるを得ない。討論中、上野千鶴子氏が刑事告訴の問題に論点をすり替えていると梁氏に指摘される場面では、そうした印象をより強く抱かざるを得なかった。さすがに、B 側の報告を受けてから『帝国の慰安婦』が学問的手続きに問題ないと主張する者はなかったが、それでも同著がもつ論旨の意義や可能性についての言及は続いた。つまり、前者（学問的手続きの問題）と後者（朴氏が展開する論旨）を切り離した上で同著の意義を見出そうとしたのである。しかし、問題は前者と後者が切り離せないことに起因しているから提起されたのであり、上記のような言及は反証としても議論としても十分なものではなかった。

また、討論の終盤に上野氏が途中降壇されたため、代わりに登壇した浅野氏は「VAWWの方にぜひお願いしたいんですけど、まず元ハルモニの方たちに自由に第三者が会えるようにしてくださいよ」「韓国では異議を唱えられない議論も日本だからできている」などと討論の文脈に即さないばかりか論拠に乏しく、差別や偏見を助長しかねない運動体・韓国「批判」を展開し、会場は一時抗議の声に包まれ騒然とした。この発言は研究集会にそぐわないばかりか、後者にいたっては論拠のない蔑視的な差別言辞にあたるおそれのある深刻なものであり、当日参席していた者として発言の撤回と謝罪を強く要求したい。

このように、全体として集会の目的に沿った議論の応酬が成立していたとは言い難く、討論に際して司会の板垣竜太氏が論点を整理・提示し、B 側の登壇者からも論点に沿うべきとの指摘があがったにもかかわらず、それらが深まらなかったことは残念であった。以上が、大まかではあるが研究集会において筆者が目撃した事柄とそれに対する見解である。

³ たとえば「両者がともに「帝国日本」の戦場に送られた「協力者」であり「被害者」でもあったことによって、「境界横断」的な「同志感覚」を抱きえた可能性」という箇所。西成彦『『帝国の慰安婦』の「善用」に向けて』（当日資料 12 頁）。

⁴ 「左派的でリベラルな運動体が志向する国境を越えた連帯を迫及する姿勢が貫徹できるかどうかは、「民族主義」を誘発・煽動せず、抑制できるのかにかかっている」（同前、12 頁）

「慰安婦」問題における学問の自由と被害者の名誉の保護

熊谷奈緒子

朴裕河先生の著書をめぐる韓国での裁判についての3月末の東京でのシンポジウムでの様々な議論を聞かせていただき、私はこの問題を学問の自由の意味という観点から改めて考え直しました。そして今回の問題は学問の自由の問題のうちの2つの側面、思想・内心の自由としての問題と研究発表の自由としての問題のとして考えられるべきだと考え、さらに研究発表の自由と被害者の名誉の両立の解決の鍵は日本側からの植民地問題への取り組みにあると考えました。

まず、思想・内心の自由として、朴先生の学問的考察の結果として得られた「強者主義的なく支配欲望」の観点から慰安婦問題をとらえるという学問的認識は尊重されるべきです。このためには司法による学問認識への介入という問題にくわえて、こうした学問的認識さえも否定する傾向への警鐘をこそが大切であると思いました。朴先生が目指した日韓和解が『和解のために』でも十分に達成されなかったゆえの次の試みとしての『帝国の慰安婦』で新たに出された視点である上記の学問的認識さえもが否定されることは学問上、日韓関係上、なによりも「慰安婦」問題解決を目指すうえで危機であるとおもいます。

「慰安婦」問題をめぐる日韓和解がすすまなかったのは相容れない立場がかみ合わず対話さえ成立しない状況が20年以上続いたためです。今回の2015年12月の日韓合意の背景をみれば、この「慰安婦」問題の諸論点に対する対話、そして理解の共有は各関係者の間で多少進んだとはおもいますが、その共通認識はいまだ発展途上であり、議論の土壌も非常に脆弱なものです。

韓国の司法でいかなる判断がなされたとしても、この対話の不在、特定の学問的認識の拒否という問題は、司法ではなく日韓の国民、研究者でしか根本的には解決できないです。

ただ一方で、今回問題となっている元慰安婦の方たちが名誉を棄損されたと感じたという気持ちにたいしては、日本人は韓国人以上に傾聴すべきだとおもいます。

朴先生が『帝国の慰安婦』で示唆されている植民地下の構造的権力の複雑性について、そしてその過程の中でおこる加害者と被害者の二項対立の表層的枠組みの超越が、たとえ学問上必要なことであっても、そこから生まれた解釈を韓国人、ましてや元慰安婦が受け入れることは勇気のいることであり非常に難しいでしょう。韓国人や元慰安婦がそうした解釈に対して抱く感情を追体験的に真に理解することは植民地統治者の側にあった日本人にはより難しいでしょう。ソウル大学日本研究所副教授の南基正先生は日韓合意後の朝日新聞への12月29日のコメントの中で、「韓国人にとって、歴史認識問題とは植民地支配の苦痛をどう克服するかの問題であり、苦痛の奈落に転げ落ちた歴史の再現をどう防ぐかという問題」と述べられています。植民地問題、責任を考えるにあたって日本人は卑下する姿勢は見せるべきではありませんが(卑下の姿勢はかえって自己欺瞞的に虚偽の責任を果たすことでおわるでしょう)、この「苦痛」を追体験的に理解するのはおろか、そもそもその「苦痛」の存在を認知することの道義的政治的必要性をまず日本人は理解する必要があると思います。国益の衝突対立調整過程としての日韓政府間の政策対話にあってさえも、やはりこの韓国人の「苦痛」を日本側が理解しておくことは必要でしょう。ましてや元慰安婦の「苦痛」、長年幾重にもわたるかたちでの心の傷を抱えてきた元慰安婦の気持ちの繊細さを日本側がどう汲み取り応答するかは、しかしそれでも汲み取る必要があることは、アジア女性基金をめぐる問題でも日本側は十分に経験しています。評価は様々にありますがアジア女性基金に表れた日本の善意が完全に受け取られなかった経験こそが、相手の苦痛を社会全体が認知し理解する難しさと必要性という教訓を残してくれたと私は考えます。その教訓ののって日本側は元慰安婦の今回の声を傾聴すべきです。

そうすると学問の自由の一つとしての「研究発表の自由」が「被害者の名誉の保護」の名目のもとに制限されるのかという議論になります。研究者の研究発表の形式に何等かの条件がつけられるのかということです。確かに日本国内では、歴史問題のことは一般社会や政治での議論ではなく歴史家専門家に任せるという理解が広まっています。一方で朴教授の『帝国の慰安婦』は一般向けに書かれたものであり、それがゆえに紙幅を十分に割いた詳細な議論の展開はあえて避けられたところもあると思います。そして、朴先生の学問的認識が、アカデミアという狭い世界での詳細な注釈や参考資料も踏まえ時に窮屈なほどの議論の枠をこえて一般的に議論されるということで、朴先生が思いもよらなかった「元慰安婦の名誉棄損」、「日本免責」という解釈論議が出てきたのかもしれない。

しかしそれでは狭いアカデミアの中だけで議論をすればよいのかとすれば、それは朴先生のそのもの、日韓間での和解をすすめたい、という意図にもそぐわないでしょう。

私は今回朴先生に対する名誉棄損の訴えは朴先生が被害者と同じ国籍で同性であるから、つまり韓国人の女性研究者であるからこそというところも多少あるのではないかと思います。元慰安婦にとっては自分たちと同じ被害者側である韓国人で、しかも男性支配の被支配者側として同じ立場にたつ女性である朴先生が、元慰安婦が日本人男性からなる植民地支配体制の一部としての旧日本軍兵士将校と必ずしも敵対的な関係ではなかったというかたちで表現されたことを理解し受け入れることがより難しかったのだと思います。朴先生が上記のような関係性を、被害の一面として、そしてその被害の複雑性として書き表したものであったにもかかわらずです。同書の著者がもし日本人研究者でしかも男性であったら、その著者に対して名誉棄損の提訴があったかどうか、と私は思います。

ただこれは訴訟をおこした側を「相手を選んでいる」ということで非難することではありません。問題はそれだけ複雑かつ繊細だということです。こうした状況で上記の「研究発表の自由」と「被害者の名誉の保護」をどう両立させるかという課題にたいしては、言うまでもなく韓国の司法による学問の自由への介入の危険性に対して声を上げるべきことはいままでもないです。ただ、日本側からの動きとしてそのような非難があがることについての当面の影響も考えたいと思います。日本側が「学問の自由（研究発表の自由）」のもとに朴教授の議論を擁護することが、朴生成の議論に対する韓国司法の、韓国社会の、そして最も重要なことには元慰安婦の理解の促進に役立ちうるかということです。私は、韓国社会が日本側からの声を、『学問の自由』と『被害者の名誉の保護』を天秤にかけたときにやはり日本人は後者をないがしろにする」、という形で解釈する可能性を懸念し(なぜならいまだに日本社会への韓国のこの問題に関する不信任は高いと考えているからです)、そしてその結果として朴教授への風当たりが強くなることを懸念します。

学問の自由、研究発表の自由は（国家、民間どちらによっても）侵害されてはならないですが、韓国社会で訴訟という形で出されたこの「研究発表の自由」と「被害者の名誉の保護」の両立の問題への日本側からの応答は司法による学問への介入への非難のみならず、日本からの植民地支配責任問題への諸レベルでの主体的な取り組みによってこそ、そしてその結果としての韓国からの日本への信頼構築によってこそ両立されうると考えます。

『3月28日研究集会<『慰安婦』問題にどう向き合うか 朴裕河氏の論著とその評価を素材に>に参加して考えた事』
くろだ・かんご

この集会でいくつかの事実が明らかになった。ひとつは朴裕河氏に批判的な論者たちが具体的な問題点を指摘しているのに対して、それに応ずるような具体的な反論や説明は無いということである。鄭栄桓氏、小野沢あかね氏、梁澄子氏、金富子氏、吉見義明氏らによる「資料の不適切な扱い」「誤読」「事実誤認」「先行研究への誤解」「文脈の無視」などの指摘は全て個別具体的であった。対して、朴裕河氏の著作に高い評価を与えて来た西成彦氏、岩崎稔氏、上野千鶴子氏らの「いや、こんな根拠があります」というような具体的な反論・説明はまったくなされなかった。

とりわけ上野氏は、金富子氏の指摘によって>「無垢な被害者」像を聞き手の側が作りあげている<という『ナショナリズムとジェンダー』の主張を否定されてしまったわけだが、対して何も具体的な反論がないとしたら、この主張は研究の結果結論したものではなく、根拠の乏しい“思いつき”であると解するしかないだろう。

朴裕河氏自身は「批判は基礎的な間違いさえ存在する誤読によるもの」としているが、『帝国の慰安婦』の評価はおおよそ定まったように思う。金富子氏が述べたように『帝国の慰安婦』は、ありもしない証拠をもとにした政治的メッセージであり、学術的書物の名に値しないのである。

ではそれはどんな政治的メッセージなのか？

『帝国の慰安婦』が暗示の言葉のように、何度も繰り返し唱え強調している考え方は「業者が問題」「業者が犯人」という考えである。「支援者たちは慰安所作りとその利用を犯罪行為として糾弾するが、法律を犯したという意味で糾弾すべき「犯罪」の主体は、まずは業者にあるはずだ。」(p34)「慰安婦を必要としたのは間違いなく日本という国家だった。しかしそのような需要に応じて、女たちを誘拐や甘言などの手段を使って連れて行ったのはほとんどの場合、中間業者だった。」「法的責任は、直接的には業者たちにも問われるべきである。」(p46)「しかし人身売買の主体はあくまで業者だった」(p180)「それを行った主体は業者たちでもある。」(p204)・・・など著作のいたるところにサブミナルのように偏在しているのであり、しつこく繰り返しているのは、これが主なメッセージだからだ。

「『慰安婦』を支援してきた研究者や運動家で業者に注目する人もほとんどいなかった」(p28)とまで書いているが、1995年の『共同研究日本軍慰安婦』にはすでに軍に依頼・命令され許可を与えられた業者の行動も幅広く研究対象となっている。こうした有名な研究書を読んで事実関係を探った様子がまるでなく、さらに元皇軍将兵の著作を広く探った跡も無いのがこの著作の特徴である。

『帝国の慰安婦』が繰り返している<業者の責任の強調>は、まず1992年靖国神社奉賛団体である憲友会の大西覚会長がその機関紙で提起し、その後1996、7年の小林よしのり氏の『ゴーマニズム宣言』が広く宣伝した日本の民族主義ないしは国家主義論説の一つである。



①



②

①「そこでこれを商売に結び付けようと活躍するのが現地の売春業者だ。さっそく軍のために慰安所を造り、娼婦を公募し経営し始める。あくまで経営したのは軍でなく民間の業者だ。」

②「しかし中にはたちの悪い業者もいて、また貧乏ゆえに我が子を金で売ってしまうような親もいる」「つくづく気の毒かと思うが悪いのは現地の業者と売った親なのだ。」「中には日本兵と恋仲になったものまでいる。」

(小林よしのり『新ゴーマニズム宣言』3巻、p41より)

*「慰安婦たちは兵士の愛の対象となった」(『帝国の慰安婦』p80)と「恋愛した」を強調しているところまでよく似ている。『帝国の慰安婦』は「2項対立」を超越するものではなく、日本の民族主義論説の焼き直しである。

西成彦氏たちは“問題ある部分もあるが『帝国の慰安婦』には新しい視点がある”というような反論をしていたが、そもそも新しい視点があったのだろうか？一見新しく見えるものも古い言説の焼き直しか、あるいはまるで根拠レスな主張でしかないように思える。「国家の呼び声に応じて「すすんで」、＜愛国者＞になって行った」(p38)「アジア地域では軍隊が管理する前に警察が管理し、後の戦場では軍隊が慰安婦を管理したのである」(p43)「兵士を慰安する愛国者の笑みだった」(p230)「(河野談話の時の日本政府は)インドネシアでのような軍の要請も知らなかったようで」(p237)など、指摘された以外にも何を根拠にしているのかまるで分からない文章が続出している。

「帝国」という表題の言葉にからむ理解不能な解釈も書かれている。

p299、p300では「天皇が私の前にひざまずいて謝罪するまで私は許せない」という被害者の謝罪を求める言葉を「相手の屈服自体を目指す支配欲望の捻じれた形」と解釈している。それは「もうひとつの強者主義」だそうだ。しかし、謝罪を求めることがなぜ「支配欲望」「強者主義」なのだろうか？

我々は例えば、交通事故に遭ってケガをすれば相手に謝罪や補償を求めるが、相手が自分の責任を誤魔化そうとすれば、「屈服自体を目指す」わけではなくても、責任の所在を明確化し、強く謝罪と補償を求めることになるだろう。それは「支配欲望」「強者主義」と解されてしまうらしい。

この集会で梁澄子氏は、朴裕河氏が調停文書でナムムの家の所長や弁護士に謝罪を要求したと述べていた。すると朴氏の求めた謝罪は「もうひとつの強者主義」なのだろうか？

今回の集まりのお世話をされたのは、的外れな「政治的」理由による朝鮮学校の無償化からの排除への抗議運動をともにしてきた外村氏。よくよくお考えのうえと思ひ、ともあれ慰安婦問題がメインの会だしと参加したのだが、あれっ、機能主義的なのか受付が「声がけ組」で分かれ、「どちらに座ってもいいの？」などとみなさん戸惑いがち。開会するとそれは昂じる一方で、慰安婦問題がメインというのはどうやら思い込み？そういう共通認識がはなからないらしく、半ばは朴裕河さんの検察による刑事起訴への抗議が目的かのよう。どうにもかみあわない議論のあと、極めつけは上野さんの「この会で最低限、裁判に反対、という合意ができますね！」（正確な再現ではない）。「合意してませーん」（辺野古新基地建設と同様に）と思わず口にててしまいそうになった、あるいはそうなった人が私だけでなかったのは確かだった。

上野さんは開口、朴裕河さん擁護だからといって、「一枚岩だと思うな」と叱責調、朴さんの論に批判もあるし、自分ならそういわないことも多々ある、と。さすがに大方は上野さんの読者でもあって、正直、仰天させられた浅野さんと「一枚岩」だなんて思うだろうか。

ナショナリズム批判のすぐれた海外の研究者でもある人とその半月前に会うことがあって、ともに朴裕河さんを知るだけにこの話題に及んだのだが、彼女は裁判のことだけならともかく、『帝国の慰安婦』を高く評価することと一体になっているものには署名できない、と。署名者には知り合いも多かったのだが、朴さんの議論の内容には批判をもっているといつつ、そういう判断をした人がどうも少なかったのは解せない。厳格に言えば、韓国語版の本を読んでいないと裁判に関する判断は慎重になるほかないと思うが（日本語版はその「翻訳」そのものではない）、検察の横暴、学者への言論自由弾圧が強調される。

もちろん、このような「名誉毀損」問題が刑事裁判になじむ問題かは別として、そして朴裕河さんのようにハルモニたちが言説の世界で生きる人たちだったら、言説には言説を、検察に介入させることはない、が原則だとしても、この場合は違う。しかも梁澄子さんの話で明らかになったように、調停を拒んでいるのは朴裕河さんで、話し合いをしたいとハルモニたちが法廷に足を運んでも朴裕河さんは欠席を決め込んでいるという。

当日の会で心底、困惑したのは、多分どなたかとも言われたように、「なんという倒錯！」ということ。裁判問題と考えてきた人たちにとって、被害者は朴裕河さん。ハルモニたちはむしろ加害者？彼女たちが自ら「告訴」したのに対しても、ことさら無視するかのように検察の横暴へすり替えられる。ハルモニたちはあたかも自分で考える能力がなく、支援者とりわけ挺対協の人たちに操られていると言う（みながそういうわけではもちろんないだろう）に等しい。その発言にハルモニのことはどうでもいいのだと思わせる発言が多々あった。

浅野さんだったろうが、それこそ学術と運動を「二項対立化」し、ナショナリズムの「正義」を振りかざして相手を不「正義」と決めつけ断罪するかのように言い、あるいは西さんが強調されたような悪しき「二項対立化」に執着しているかのような言い分。決めつけているのはそういうご本人たちではないか。署名者側にもそうでない中にも友人知人が多く参加していたが、一般的なナショナリズムへの批判がない人などそのなかにはみあたらない。

だが戦時中に日本軍の慰安婦にされたというのは限定された歴史のなかでのこと。あたかも植民者と被植民者のその支配関係をも「二項対立化」してはいけないといわれるのには本当に驚いた（もし正しく理解していたとして）。家父長制をはじめとするジェンダーなどもからみ、実際に慰安婦を作り上げた本人は朝鮮の民間業者なり親なりであって（朴説のように）、だから「二項対立化」のような単純化はいけないと。もちろん、私も植民地主義の問題が単純には論じられないことはガヤトリ・スピヴァクらの仕事からも学んで知っている。だがその歴史的な時間のなかでの植民者と被植民者の圧倒的な不均衡さはどうにも変えようがない。その被害者であったハルモニたちには、さらに家父長制や階級の問題が交差して何重にも抑圧が加わったというだけで、そのために植民地支配からの苦しみが軽減したわけではない。それに、もし憐憫の情からであれ「同志」的愛で協力しようというがあったはずというのなら、朝鮮でも日本軍と結びついて特権を得たような例外的に裕福な家の女性が同じく憐憫の情をもって慰安婦となって協力しようとしたらどうか。まずない。

長い歴史のスパンではかつて日本人男性が売春ツアーで非難されていたが、やがて韓国や中国の男性もするようになった。そういう連鎖はあるが、ハルモニのような人たちがそれとなんの関わりがあろうか。彼女たちはあの歴史の中で圧倒的な力の不均衡のなかで、それぞれのやりかたでなんとか身心を守ろうとはしたが、その歴史の中で苦悶した。ナチスとユダヤ人の恋愛もありえたからといって、二項対立だといって一概にナチスを批判してはならない、などとは考えないだろう。

朴裕河さんがハルモニたちをテーマにして研究、出版をするという場合、批判対象として取り上げるのであれば、その対象となる人たちとの信頼関係を切り結ぶというのが大前提だと私は思う。それを怠ったことが不信を重ねて裁判沙汰にまでなったということを朴裕河さんには素直に認めてほしい。人が悪いわけではないことは知っている（変わってなければ）。朴裕河さんが非難する挺対協の支援者たちがようやくのことで信頼関係を切り結んで証言を得て証言集ができた。そこに留められた彼女たちのまだまだ奥に秘められた意味をもつであろう「声」をさしおいて、恣意的に誰でも使える単なる「資料」として扱おうとする態度に、正直いって耐えがたいものを感じてしまう。彼女が日韓関係の「和解」を望み、そのための日韓のナショナリズム批判をしようとするのはいいとしても、ハルモニを、彼女たちの振り絞った「声」を、学術的な許容範囲をはるかにこえたしかたで利用するのはやめてほしい。擁護者のみなさんに対して、当日も小野沢さんから重ねてこうした引用のしかたを認めるかという問いかけがあった。それに誰も答えることがなかったのも驚きだった。大学でもそれを認めて、間違いはあとで正せばすむから「善用」できる内容があればいい、と学生にも言われているのだろうか？しかも鄭榮桓さんが指摘したように些末なことではなく、彼女の主張の根幹に関わることなのだ。

わずかな救いは梁さんの発言のあと、本橋さんが署名を反省して撤回すると率直に語ったことだった。

(坂元ひろ子)

<「慰安婦問題」にどう向き合うか>に参加して感じたこと

宋連玉

3月28日の登壇者がどういう発言をするのか大体の予測はついていたが、期待を大きく裏切ったのは太田昌国氏の登壇とその発言であった。太田氏が朴裕河氏の主張を肯定的に受け止めているとは噂で聞き知っていたが、あの場で確認することになり、少なからず失望した。

太田氏とは直接の面識はないが、現代企画室の出版活動を担いながら、反権力の姿勢を貫いて来た人物だということ、金静美氏による日本帝国主義批判の論著（『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』ほか2冊）の出版を引き受けた出版人として、信頼を寄せてきた。

その太田氏が当日、アイヌ、在日朝鮮人、在日台湾人といった「絶対的な被害者」に依拠して権力批判してきたが、運動する中で被害者も加害者も多元的な存在であることに気づき、朴裕河氏の主張に共鳴するに至ったと自身の思想的軌跡を語っていた。

金静美氏と朴裕河氏の帝国主義批判（あるいは評価）はまったく相いれない対極にあるものだが、太田氏は92年の時点では金静美氏を、2016年の時点では朴裕河氏を評価するようになったということだろうか。

一瞬、コペルニクスの転回という言葉の思い浮かべたが、太田氏の発言内容をよく吟味すると、かつての太田氏は「絶対的被害者」に依拠することで当の本人は免責されてきたのではなかろうか。したがって太田氏の中では、金静美氏を評価することと朴裕河氏を評価することはなんら矛盾しないのではないだろうか、と思った。

太田氏が使った「絶対的被害者」という表現にも戸惑いを感じる。「マイノリティ」の差別的な現状を訴える切実な行為によってなぜ「絶対的被害者」と呼称されるのか。「絶対的被害者」というのは、加害を告発されることに居心地の悪さを感じている人たちからすると、ある種の特権を持った、対話の不可能な存在ということなのだろうか。

在日特権というでたらめな言葉を振り回す人たちが巷を徘徊しているが、日本国籍を持つことによる特権についてマジョリティはどれだけ意識しているのだろうか。私が韓国に留学していた頃、日本人留学生には高額奨学金が賦与されていたが、韓国籍を持つ私たちには一部の学生にしか与えられず、それも話にならないほどの少額で、指定された支給日も守られなかった。これはほんの一例、氷山の一角である。

個人の人生には国籍以外に階級やジェンダーが複雑に絡むが、日本国籍を持つ者にしか許されていない特権が存在することにも目を向けるべきだ。

加害国の一員として感じる重苦しさや、差別されるマイノリティがヘイトスピーチなどによって生存の不安を感じることは、決して同等ではないだろう。排外主義が克服され、差別が解消されるまで、それぞれがその苦しさを直視するべきだろう。安易に背負った荷を下ろそうとしてはいけないのである。

当日は、新婦側、新郎側を分けた結婚式の受付のように、受付がある種の基準によって

分けられていた。前代未聞の異様な構造を作っておきながら、司会者は朴裕河氏評価を巡ってあちら側だとかこちら側だとかといった表現や冗談は慎んでほしいと注意していたが、それは本末転倒というものである。聴衆としてブラック・ユーモアでも発して毒気を抜かなければ、胃もたれするような空間だった。

研究集会「慰安婦」問題にどう向き合うかー朴裕河氏の論著とその評価を素材に」 参加して考えたこと

武田里子

「よびかけ」に感じた希望

朴裕河さんの『帝国の慰安婦』を読み終えた時、私は安堵感と共に 15 年ほど前に「慰安婦問題は韓国社会の問題でもある」と語った韓国人男性（当時 30 代前半）のことを思い出しました。1995 年に日本の植民地支配と侵略について謝罪する「村山談話」が発表され、「アジア女性基金」を通じた償い事業が始まりましたが、韓国での受け止めは日本政府の責任回避だという批判的論調が強い時期でした。ですから、韓国社会における元「慰安婦」に対する差別や偏見にも言及した男性の発言が強く印象に残ったのです。

「慰安婦」問題は、自分が直接関与していなくても、日本人の私には「自分には関係がない」とは言えず、被害と加害という二項対立の下で問われれば、謝罪するほかない気にさせられる問題です。私が『帝国の慰安婦』を読んでホッとしたのは、糾弾と沈黙、あるいは感情的反発とは違う形で、韓国人たちと共に歴史に向き合い、どのような社会を目指すかを語り合える可能性が開いたように感じたからでした。しかし、その後の朴裕河さんをめぐる状況に、私は自分の見通しの甘さを痛感しました。

研究集会の「よびかけ」は、この抜き差しならない状況を打開するための、何かしら手掛かりを与えてくれるような希望を抱かせるものでした。

村山政権下での 2 つの取り組み

朴裕河さんに対する批判的な論者と朴裕河さんの起訴に反対する声明の賛同者との議論に耳を傾ける中で、私は新潟水俣病第二次訴訟の弁護団長・坂東克彦弁護士が団長を辞任する場面を思い浮かべていました。新潟は私の故郷であり、坂東弁護士も身近な存在です。

振り返ってみれば、「アジア女性基金」も水俣病事件の第一次政治決着（和解）も、日本社会党委員長であった村山富市氏を首班とする自民・さきがけ・社会党連立政権（1994 年 6 月～1995 年 8 月）の下で、「わずかにあいた裂け目」（政治的機会）によって生み出されたものでした。村山富市氏は、「この内閣は歴史的な必然性があったと生まれて感じていました。過去を清算し、反省する役割が自分に課せられている」と語っています（2013 年 8 月 6 日付、中国新聞インタビュー記事）。

しかしその結果は、といえば、どちらかといえば批判の方が多いかもかもしれません。「慰安婦」問題はより複雑さを増しているようにみえますし、水俣病事件も 2010 年の第二の政治決着を経たいまも潜在的患者の救済問題は残ったままです。では「アジア女性基金」による償い事業と水俣病事件の第一次政治決着は無意味だったのでしょうか。私はそうは思いません。たとえ不十分な面があろうと、首相のお詫びの手紙と見舞金を受け取った約 60 名の韓国人元「慰安婦」の方がたの中には手紙の文面に心を動かされ涙を流された方もいたと聞いています。和解一時金を受け取った 1 万 1 千人の水俣病患者の多くも、それによって一息つくことができました。また和解対象者に認定されることで、「カネ欲しさのニセ患者」の汚名を晴らす効果も大きかったと思います。

複雑に絡み合った問題を一気に解決することはできません。小さな変革を積み重ねなが

ら社会的合意を作っていく地道な作業が大切なのだらうと思います。

生身の被害者と「正義」の狭間

韓国で「慰安婦」問題に取り組む支援団体と坂東弁護士の「正義」をめぐる葛藤には共通するものがあります。その一方で、当事者の思いの多様性を尊重するという点では処し方に大きな違いがみられます。

新潟水俣病被害者は阿賀野川と共に暮らす人びとでした。その川が上流にある工場が流す有機水銀を含む排水で汚染されていることなど気づきようがありません。被害者は小作争議が力でねじ伏せられてきた経験から「銭のない者はお上にたてつくな」との言い伝えを守り、訴訟を決意するにも本家の了解を得なければならないしがらみの中で生きる人びとでした。そうした人たちの中から最初の 3 家族が原告として立ち上がるのを支えたのも坂東弁護士でした。

30年にわたって被害者と共に闘ってきた坂東弁護士が弁護団長を辞任したのは、「新潟水俣病共闘会議」が政治決着（和解）を受け入れることに納得できなかったからです。被害者と共に確認してきた原則は、加害企業（昭和電工）と国の責任を認めさせ、加害企業と国の責任にもとづく解決を図ることでした。ですから補償金は一時金ではなく賠償金でなければなりません。裁判上の「和解」とは、当事者双方に落ち度があるか、歩み寄りが必要なときに行われる手続きです。何の落ち度もない被害者が裁判所に和解を申し立てる政治決着では筋が通りません。

しかし奇貨のごとく訪れた政治的機会は、原則論とは次元の異なる政治力学の下で被害者を巻き込みながら動き出したのです。共闘会議の席上で「和解」について意見を求められた被害者の会会長は、「みなさんがよかれと思ってやられることに異議はありません」と答えました。坂東弁護士はその瞬間に被害者との間に保たれていた糸が切れたと述懐しています。同時に、30年間、被害者の傍らにいた坂東弁護士には、誰よりも「10年後の100万円よりも明日の10万円」を必要とする被害者の生活状況が分かっていました。だからと言って自らの「正義」をそこで投げ出すわけにもいきません。ここに生身の被害者を抱える運動の難しさがあります。社会運動を担う側の「正義」と被害者の思いとは時間が経過する中でずれる場合があります。「正義」を求める運動は次世代に引き継ぐことができても、生身の被害者には厳然たる時間的制約と現実的な生活上の制約があるからです。

坂東弁護士は、運動からは身を引きましたが、「解決案」をのまざるをえない状況に被害者を追い込んだもの、そして水俣病事件の歴史を問う仕事を続けています。

おわりに

希望的観測ですが、私が15年前に出会った韓国人男性と同じように、自らの社会のあり様と絡ませて「慰安婦」問題を考える人たちが韓国でも増えているのではないのでしょうか。表立って声を上げることは少ないかもしれませんが、日本では歴史修正主義の広がり懸念されてきましたが、大勢を占めるまでには至っていません。また、外圧効果かもしれませんが、憲法を解釈改憲してしまう安倍首相でさえ、「村山談話」を踏襲すると言わざるを得ませんでした。この研究集会をきっかけに、日本と韓国の間でより多様な人たちが参加する対話の機会が広がっていくことを願っています。

参加記

鄭栄桓

研究集会『慰安婦』問題にどう向き合うか 朴裕河氏の論著とその評価を素材に」の呼びかけ文（外村大氏執筆）には、次のような一節がある。「植民地支配の反省を確立し、被害者の心に届くような謝罪と補償を実現していくためには、この問題に対する関心を高め、正確な史実を伝えるためのいっそうの努力が必要となっています。そして、目標実現のためには、幅広い市民の力をまとめることが必要です。」

私は呼びかけ文のいう、「植民地支配の反省」の確立、「被害者の心に届くような謝罪と補償」、そして「正確な史実」を明らかにするための努力の必要、という問題意識に賛同し、本研究集会に臨んだ。上にあげた呼びかけ文の問題意識を前提として共有できるならば、私と評価の異なる人たちとも建設的な議論が可能であると考えたからである。

私は、『帝国の慰安婦』には「正確な史実」を明らかにしようという謙虚な姿勢がみられず、むしろ恣意的な史料や文献解釈により「正確な史実」の探求への道を遠ざけている、と考える。「反省」や「謝罪」「補償」などの重要な用語や概念を朴裕河氏は自分流に修正し、被害者たちの目標自体を換骨奪胎している。研究集会の報告においては、これらについて具体的な事実をあげて指摘した（詳細は拙著『忘却のための「和解」 『帝国の慰安婦』と日本の責任』世織書房、2016年を参照されたい）。

だが意外なことに、『帝国の慰安婦』を評価する側の報告者・発言者は、私のこうした批判に具体的な反論をいっさい示さなかった。私はこの一年半にわたりブログなどで『帝国の慰安婦』を批判してきた。日韓会談をめぐる朴氏の誤謬については『季刊戦争責任研究』に掲載された論文で指摘しており、私の『帝国の慰安婦』批判の論旨は予測できたはずである。実際に研究集会において西成彦氏は私のブログの記述に言及して反論を行った。また、浅野豊美氏は韓国の歴史学研究誌『歴史批評』に掲載した私の批判に触れていた。にもかかわらず、私の提起した論点について、ただのひとつも具体的な反論が示されることがなかった。大変意外であり、また、遺憾である。

私は当初、次のような主張がなされるのではないかと予想していた。『帝国の慰安婦』の命題は確かに十分に立証されてはいない。だが朴氏が言及していない他の史料や証言には、朴氏の命題を支持するような内容が含まれている。『帝国の慰安婦』は論証としては不十分だが、日本軍「慰安婦」の実像に迫っている、と。これならばまだ議論になりうるが、この種の反論すらついに示されることがなかった。

もちろん『帝国の慰安婦』の誤りや「脇の甘さ」を認める発言がないわけではなかったが、それらはいずれも極めて抽象的であり、それが具体的に何を指すのかは示されなかった。ある書物のすべてが誤っていることなどありえないから、抽象的に「誤りもある」と認めるだけでは批判に応じたことにならないのは当然である。仮にそのように考えるならば、具体的に何が「誤り」「脇の甘さ」なのかを明らかにすべきであろう。その指摘がなされず、「誤り」

「脇の甘さ」はあるが評価すべき点もある（その多くは日韓和解のための意義の強調であった）、という言明を繰り返すだけでは、議論になりようは少ない。

むしろ気になったのは、批判者（私を含む）に対する印象操作を行うような主張があったことである。例えば浅野豊美氏は自身の報告において、私の批判は「先輩」たちの枠組みを前提にしており、誤っているにもかかわらず、若くて威勢のいい朝鮮人に言われると反論できないため、周囲は贖罪意識からしぶしぶ従っているにすぎない、という趣旨の「批判」をおこなった。そして浅野氏はこれを「鄭栄桓現象」と名付けた。この主張には何らの根拠もなかった。浅野氏自身、反証可能性がないことを認めながら発言していた。「研究集会」の場でこのような憶測が述べられたことに私は驚きを禁じ得なかった。

仮に浅野氏が上のような主張をするならば、最低限以下のような手続きを経てなすべきである。私が特定の先行研究の問題意識を無批判に受容していることを指摘したいならば、「先輩」という通俗的な表現を用いず、具体的に当該の研究及び研究者を指摘すべきである。また、浅野氏の批判（「鄭栄桓現象」）が成り立つためには、(1) 私の主張（『帝国の慰安婦』批判）が誤っていること、(2) 周囲がそれを認知しながら私が朝鮮人であるため、贖罪意識から同意していることを立証しなければならぬが、浅野氏はこれを証明しようと試みることすらなかった。浅野氏も研究者である以上、上のような手続きを書いた批判が単なる「誹謗」にすぎないことは十分に理解できるはずである。

それゆえ私は、浅野氏がここまでの主張を表明したからには、相応の根拠があるものと考え、報告後のリプライにおいて再度二点の質問を名指しでおこなった。(1) 日韓会談で韓国政府が朝鮮人「慰安婦」の個人請求権を進んで放棄したとする『帝国の慰安婦』の主張に賛同するのか、(2) 朴裕河氏は浅野の研究に言及したうえで、もし個人請求権が認められれば日本は在朝鮮日本資産の請求権を主張できるようになるというが、この主張にも賛同するのか、の二点である。ほかにも問うべきことはあったが、浅野氏は日韓会談関係文書の資料集編纂者であるから、少なくともこの二点については別途の準備を経ずとも回答できると考え限定した。だがこれについても浅野氏が回答することはなかった。

もし何らの根拠なく上記のような主張を行ったのであれば、それは浅野氏自身の偏見の表明にすぎず、私のみならず『帝国の慰安婦』批判を行ったことのある人々の主体性を愚弄するものとみなさざるをえない。ひいては『帝国の慰安婦』擁護論は、朴裕河氏と同様「正確な史実」の探求には関心がないとの疑いを免れないのではないか。ここでは浅野氏の主張への言及にとどめたが、他の発言者も、西成彦氏をのぞいてはそもそも『帝国の慰安婦』の内容に触れることすら稀であった。これは集会主催者や参加者のみならず、そもそも朴裕河氏に対する敬意を欠く振る舞いではあるまいか。

冒頭に記したとおり、私は本研究集会を『帝国の慰安婦』というテキストの内容をめぐる真摯な議論の場になりうると考え参加した。だが残念ながらそのような場にはならなかった、と評価するほかない。せめて本研究集会の記録ができるだけ正確な形で公表されることを願うばかりである。

今回の研究集会は、『帝国の慰安婦』という著作の内容について討論するために開催されたはずだ。だが、同書を擁護する側の研究者の中に、元「慰安婦」被害者のハルモニたちを支援する運動に対する「嫌悪感」や、朴氏への在宅起訴によって喚起された「学問や言論の自由」という別次元の問題へと論点をすり替えようとする意図が感じられたように思えた。

『帝国の慰安婦』の中で特筆すべきなのは、大日本帝国の「臣民」である朝鮮人「慰安婦」は戦争遂行を助けた「愛国的」存在であり、日本軍兵士と「同志的關係」を結んでいた、とする新しい「慰安婦」イメージを描きだした点にある。この「慰安婦」イメージをテコに朴氏は日韓外交的対立を「和解」へと導こうとしたようだが、同書は「国家＝大日本帝国」の視点で「慰安婦」問題を語っているように思える。朴氏の目指す「和解」も、昨年12月の日韓外相会談における「合意」と同じように、被害者を無視した政治的決着にしか見えない。

さらに同書は「慰安婦」を「愛国的」存在とし、「強制連行」は例外的で、基本は「国民動員」であり、さらには「動員」に朝鮮人「業者」が介在していた点を強調する。同書を高く評価した日本の知識人は、この朴氏の新しい「慰安婦」イメージに、「加害・被害」の二項対立を乗り越えるカギを見だし、長年、自らが陥ってきた「日本人＝加害者」意識を免罪されたと感じたのではないか。

同書を批判する側の鄭栄桓氏は、歴史的事実の誤りや、被害女性たちの証言の解釈や引用の仕方を問題にし、「証言や史料の読解が恣意的であり、大日本帝国の論理によって証言を再解釈しただけだ」と指摘した。これに対し、「擁護側」の多くは朴氏の記述の誤りを認めはしたが、新しい「慰安婦」イメージについての鄭氏の批判に対し、具体的な反論を示すことはなかった。

研究集会の総括でも「実証研究の上で多くの問題をはらんでいる」と指摘された『帝国の慰安婦』を「日韓『和解』の道筋を開く名著」などと高く評価した研究者らが説明責任を果たさず、戦時性暴力の問題に取り組むハルモニたちの「主体性」を疑い、誰もが否定しにくい「学問や言論の自由」へと論点を変えようとする姿には、この問題について討論することの難しさを強く感じた。

「運動」に対する非難という点で際立っていたのは「擁護側」の浅野豊美氏だ。浅野氏は「批判側」に対し「運動の論理に学問を組み替えようとするものだ」と指摘した。あたかも「批判側」の研究者たちが「運動の論理」に屈服しているかのような印象を与える意図的な発言だった。さらに、「批判側」の梁澄子氏が在宅起訴について「(朴氏は)対質尋問を拒否したり、最終的に検察の調停案を拒否した。もっと真摯に被害女性に向き合っていれば和解の可能性はあ

った」と話した際、浅野氏は唐突に「ハルモニたちに会わせてくださいよ」と言葉を挟んだ。元「慰安婦」のハルモニたちが「運動」によって囲い込まれていると言いたかったのだろう。ならば研究者として「囲い込み」を立証する明確な根拠を示す必要があるのではないか。

「学問や言論の自由」を盾に韓国検察の在宅起訴を批判することは、一見、筋が通っているように見えるが、真の被害者であるは元「慰安婦」のハルモニたちを「自発的に行った売春婦」「国家への協力（戦争遂行）をしてアジアに対して加害者となった複雑な存在」とする言論が正当性を持つはずがない。公権力の介入に無条件で賛成することできないが、植民地支配を正当化し「戦前回帰」を叫ぶ右翼政治家らに加担するような言説を評価し礼讃することは「学問や言論の自由」の自殺行為としか思えない。

5時間を超す研究集会をへて改めて疑問に思ったことがある。「帝国の慰安婦」に対する鄭氏の批判にきちんと反論しようとしなかった「擁護側」の研究者の多くが、一体何を根拠に自分たちの考えや意見を正当化し、なぜ、その正当性に揺るがぬ自信を持ち続けているのかという疑問だ。「運動から独立した学問」を標榜するのであれば、「学問」的立場で「帝国の慰安婦」に真摯に向き合い、正々堂々と論戦に応じるべきだったのではないか。

研究集会の最後に、主催者の一人である中野敏男氏は「日本軍の法的責任を否認する本を支持することによって私たちはナショナリズムに陥ってしまうのではないか。（多くの研究者やメディアが）そのような本を歓迎する現在の日本の思想状況に危惧を感じる」と総括した。この本を高く評価した知識人たちには、「戦前回帰」の風潮や「嫌韓ナショナリズム」に利用されることのないよう自戒と再考を求めたい。

※ハンギョレ新聞日本語版に掲載された以下の記事をご参照ください。

【寄稿】朴裕河氏の「帝国の慰安婦」めぐり擁護と批判で初の討論会

日本の記者が見た「帝国の慰安婦」論争

<http://japan.hani.co.kr/arti/international/23951.html>

シンポジウム『慰安婦問題』にどう向き合うか』に問われていたこと

ジャーナリスト・土井敏邦

私はジャーナリストで、「研究」の分野には素人だが、ジャーナリズムの世界と同様、研究者の世界でも、その議論は「事実に基づかなければならない」というのは大前提だろう。記されている「事実」が事実でなければ、そもそも議論は成り立たない。

朴裕河氏の『帝国の慰安婦』をめぐる議論も、まずその著述された内容が「事実」に基づいたものかどうかは、まずきちんと押さえておくは当然だろう。その点で、原典の資料に当たってその記述が事実ではないことを指摘した鄭栄桓氏「『帝国の慰安婦』事態と日本人の知識人」は最も説得力を持っていた。とりわけ朴氏が主張する「慰安婦」被害者たちが「軍人と『同志』的な関係」も、実は証言や資料を恣意的に読解していることを鄭氏は立証した。これは著作の重要な要素の1つだから、重大な指摘だ。

しかし『帝国の慰安婦』擁護派の研究者たちは、その鄭氏の主張に、同じく原典や資料を根拠にして正面から反論することはせず（おそらくできないのだろう）、「ちょっとしたほめかしや揶揄、揚げ足取り」「健全な言論のあり方とは、世に問われたものを『退ける』ではなく、『乗り越える』ことによって構成されるもの」と批判し、かわす。だが鄭氏の指摘した点は、「乗り越えられる」ほどの「些細なこと」ではなく、『帝国の慰安婦』の核となる朴裕河氏の主張の土台が崩れかねない重大な問題だ。それにきちんと事実で反論できなければ、研究者の議論としては、もうここで「勝負あり」だろう。

このシンポジウムの中で私が最も心を揺さぶられたのは、梁澄子氏のコメントだった。元「慰安婦」の金福童さんが「良い軍人が来るのを待っていた」と、華やかな笑みを浮かべて語ったときのことを梁氏は語った。

「その軍人を『待ってた』時間、幼い福童さんが『言う通りにしていれば可愛がられる』と耐えて待っていた時間の地獄が生々しく浮かんで、慰安所の現実がどういうものかを、もう一度突きつけられる思いでした。幼い福童さんが本当に待っていたのは、その地獄からの『解放』だったはずですよ」

10年以上も在日朝鮮人「慰安婦」宋神道さんの裁判を支援して続け、寄り添ってきた梁氏だからこそ想像できる“痛み”なのだと思う。

今回のような議論の中で私たちが忘れてはならず、立ち返らなければならない“原点”は、「慰安婦」にされた被害者たち自身と、その“痛み”ではなかつただろうか。もしその原点を見据えていけば、『帝国の慰安婦』の中で元「慰安婦」たちの当時の「楽しかった思い出」「軍人への憐憫の情」「恋愛感情」を朴氏のように「軍人と『同志』的な関係」といった表層的な解釈はできなかつただろう。それは朴氏が、現実の元「慰安婦」たちに深く

寄り添った体験がほとんどなく、現実の「慰安婦」たちの深い記憶の闇を感知する想像力を持ち得なかったことの証左かもしれない。「兵士の性欲のはけ口」の“玩具”にされた女性たちが、人間性を保ち、人としての尊厳を守りぬくために「楽しかった思い出」「軍人への憐憫の情」「恋愛感情」にしがみつくこと以外に、あの過酷な状況の中で、いったい他にどのような道があっただろうか。

それは、「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」の中で「良心的な」研究者たちが「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」と言い切ってしまう無神経さと根は同じように思える。朴裕河氏と『帝国の慰安婦』を擁護するか、批判するかが議論されたあのシンポジウムで、まずその根底になければならなかったのは、被害者である元「慰安婦」たち個々人の“痛み”に対する“想像力”を、加害者である私たち日本人がどこまで持ちえるかという問いだったのではないかと私は思う。

長時間にわたるシンポジウムを準備された実行委員会、当日の運営、司会に携わった方々のご苦勞にまずは謝意を表したい。

朴裕河氏の著作に対する肯定的評価、否定的評価を突き合わせたたかわせるというシンポジウムの趣旨に照らして当日の議論を振り返ると、噛み合う内容とならなかったように思う。『帝国の慰安婦』の主張を支える論拠が薄弱ないし欠如しているという否定論と、いろいろの欠陥はあってもその問題提起を認めるべきだという肯定論とが噛み合うためには、問題提起をそれとして成り立たせる論拠、論点の具体的検証が不可欠のはずである。そうした論拠がない、つまり問題提起が成り立たないという否定論の指摘に対し、論拠のあることを主張した肯定論の応答は西成彦報告に窺われたただけであった。『帝国の慰安婦』に示された論拠、論点の検証、評価を突き合わせる作業にならなかったことが残念である。

検証のあり方という点に関し、もう一点感想を述べたい。肯定論の側から出された支援運動の批判に関してである。批判内容を一律に扱うことはできないとはいえ、おおよそ、支援運動が「慰安婦」問題の解決を妨げる、あるいは遅らせるような問題を孕んでいるのではないかという懸念（疑念）と言ってよいだろう。被害者の求めに応え被害者の尊厳を回復すること、責任の所在をあきらかにし謝罪と補償を行わせることを解決と考えるなら（解決の内容はおそらく共有されているはずである）、これを妨げ遅らせるどのような問題が支援運動にあるのかについて具体的に挙げ検証すべきだろう。支援運動の理念と過程について具体的に触れた梁澄子コメントに、懸念（疑念）の表明者はどのような反証、論点を持ち合わせているのだろうか。支援運動の検証が不要と言うのではない。検証を可能にする論点、論拠の提示がなければ議論の場がつかられないと思うからである。

朴裕河氏の問題提起として挙げられるのは、「日韓（日朝）」といった二項対立の克服（西報告）、日韓ナショナリズムのスパイラル関係を超越する「慰安婦」問題へのアプローチという点である。この評価の前提には、支援運動を含めた「慰安婦」問題へのアプローチ、取り組みが日韓ナショナリズムの不毛な対立を克服できず、むしろ、不毛な対立を誘発させてきたという認識があるようだ。そうでなければ、朴裕河氏の主張を画期的なものとしてとらえる評価は生まれないはずである。しかし、「慰安婦」問題の解決を求める取り組み、議論は、日韓関係、日韓ナショナリズムの不毛な対立という枠内に回収、収斂させられるような性格のものであったのか、疑問である。戦時の性暴力、植民地下の性暴力に対する追求には、政府間関係やネイションの範囲内に限定された問題提示に留まらない認識が含まれている。「慰安婦」問題が日韓関係の係争 이슈ウとなっており、排外主義感情を喚起するアジェンダとなっているのは事実だが、「慰安婦」問題の解決をめざして積み重ねられてきた理論的検討、実践的とりくみを、そうした係争の枠内にあるとみなすのは乱暴ではないか。

これに対し、不毛な対立を誘発させるアプローチが問題なのだとの反論が予想される。しかし、「慰安婦」問題をめぐる歴史修正主義のポピュラーな言説をみれば、たとえナショナリズムや日

韓対立に囚われない「普遍主義」の主張をしようとも、激しい非難が加えられるのは周知のことである。ナショナルな言説、反発を誘発するかぎり「二項対立」の枠を超えられないという問題認知は、90年代からゼロ年代にかけて進行したこの現実をどうとらえているのだろうか。「ナショナルな反発を誘発しないような議論の立て方を」という提起は、二項対立を超えるアプローチにはならないと考える。

現在の日本社会に広がる排外主義感情、レイシズムの言説と実践に対する危惧は、おそらく、シンポジウム参加者に共有されていたと推察する。当日コメントしたように、これらは、旧態依然たる二項対立を脱しえない議論、係争の結果広がったのではない。ナショナルな感情をぶつけ合う対立から身を引き離す新たなアプローチによって対立を超えるという主張は、わかりやすく通りやすいが、「慰安婦」問題がその渦中におかれたこの間の歴史的現実をリアルにとらえているとは思えない。「二項対立を超えるアプローチ」と、「そのアプローチをナショナリズムによって無効化させる主張」もまた、一つの二項対立である。論理的にそうであるだけでなく、排外主義、レイシズム言説と実践とがこの間顕わにした現実でもそうである。「慰安婦」問題をふくむ歴史認識をめぐる係争は、旧態依然たる二項対立の圏域、次元で展開されてきたのではなく、現代世界、現代日本に根を持つ矛盾の、一つの発現に他ならない。重要なのは、二項対立に囚われているかどうか、不毛な対立を誘発させるか否かという視点よりも、何が対立しているのか、対立を生み出している構造と歴史的文脈は何かという視点ではないか。

どのような「和解」、解決アプローチ、二項対立を超える構想であれ、それらの優越性をあらかじめ確保できるような普遍的な場所はない。その提唱がどのような現実と立脚点に立っているものであるか問われるのは当然であり、日本という国家に帰属する者（そう望んでいない者であっても）にとっては、この社会のどんな現実をどうとらえるかがつねに問われるはずである。排外主義、レイシズムの跋扈という現実に向き合おうとするなら、これに対抗するアプローチ、構想と実践こそが提起されるべきだろう。

傍聴記

中原道子 (VAWW RAC 共同代表)

朴裕河さんの著書を巡って擁護派／批判派にわかれて本の講評が行なわれた。恐らくこの会に出席した一人一人がそれぞれ異なる感想をもったと思う。是非正確なテープおこしをして、手を加えず、ありのままを記録に残していただきたい。

擁護派と批判派をくらべると、全体的に批判派の方が、冷静に、慎重に、本の講評に徹し、資料的根拠をもとに論じたと思う。金富子さんの、資料に基づいて、上野千鶴子さんの論拠を切り崩した手法は目が覚めるようだった。上野さんは途中で退席され、反論が伺えなかったのは残念だった。上野さんは、裁判批判に対しては会場全員が自分を支持すると考えていたようで、聴衆に合意を求めたが、自然にわき起こった反対の意思表示に、合意をとるのをあきらめた。

最後に発言した本橋哲也さんは、「抗議声明」のなかで、ハルモたちの『名誉が傷つけられたとは思わず』という一節がある限り署名するべきではなかったと正直にのべたが、私は上野さんをはじめ、あの「抗議声明」に署名した人々にたいして、まさに、その言葉の傲慢さにショックを受けた一人として、それでもあなたは署名をするのかと問いたいと思っていたので、本橋さんの発言が印象に残った。

擁護派の発言者たちの中には、この集まりの目的であった朴裕河さんの本の講評ではなく、VAWW RAC 批判をしたり、中野敏男さんのまとめを途中で、司会者の許可を得ずに、勝手に立ち上がって遮ぎったり、また、まるで VAWW RAC が被害者たちを取り囲み会わせないというような見当違いの批判をしたりして、聴衆を哑然とさせた人もいた。これほど、虚偽とはっきり言えるような事を公言できる人がいることに、私は驚き、『慰安婦』問題をめぐる感情的な言論への危惧を感じた。

私が運動にかかわった理由は、日本軍によって踏みにじられたアジア各地の女性の人権侵害の回復および、その事実の記録である。私たちはこれまでも多くのセミナーを公開して行なって来た。Fight For Justice で情報の発信もしている。研究の成果も出版している。

本の論評ぐらひは冷静に、フレンドリーにやりましょうよ。

和解 と 救済 という二つの読み方

中山大将

朴裕河氏の『帝国の慰安婦』¹に対する評価が割れる原因は、浅野豊美氏²が今回指摘したように、和解 や 帝国/植民地支配の構造説明 を目的とした本書をそれに沿って読む人々と、支配と抵抗 や 運動の論理 という独自の枠組みで読み解く人々とがいることに尽きるかと改めて思いました。

後者については、救済 という観点から読み解く人々と言ってもよいかもしれませんが。なぜならば、これらの人々が本書を受け入れ難いとする根拠のひとつは告訴に表れているように 当事者（元慰安婦）も受け入れ難いと言っているから ということだからです³。

また、前者の人々が歴史認識問題や学術記述が司法の場に持ち込まれることの是非を問おうとする一方で、後者の人々は個別の記述の検証に始終しようとするという傾向があるように見てとれました。これは、前者の人々が、研究が司法の場で裁かれるべきではない という立場をとる⁴のに対して、後者の人々はそれを認めつつも そもそもこの本は研究に値しない ⁵としてその根拠を挙げようとしているためかと思われま。

上野千鶴子氏が当日発言したように、刑事に限らず民事であれ、研究の内容の是非を司法にゆだねることは学術への権力介入の容認であり、和解に貢献するものではない ⁶という意見に私は同意します。その一方で、研究が裁判にかけられることの是非について論じるのであれば、それが仮に本人たちの誤読や世評の鵜呑みによるものだとしても、嘆き悲しみ怒る当事者 も視野に入れた上で、そうした議論をするべきではないかとも思います⁷。嘆き悲しみ怒る当事者 が一人でもいる限り、救済 は完遂されないからです⁸。しかしながら、研究者は 救済 を至上の目標として 嘆き悲しみ怒る当事者 に常に従属的な立場であるべきなのかという問題についても考える必要があるかと思えます。

研究者だからと言って何を書いても許されるべきではない と言う意見には首肯します。また、当事者が研究者を告訴する権利は決して否定されるべきではありません⁹。しかし、ある研究が 倫理的に 研究に値するかどうかについては、それが当事者であれ、外部に基準を委ねるのではなく、研究者間である程度の共通認識を築くべきかと思えます。たとえば、倫理的基準 として、a.典拠の捏造や意図的虚偽がないこと、b.特定の人物や集団への悪意からの誹謗中傷がないこと、を挙げることができるかと思えます。私の判断では、本書はこの基準を満たしていると思われ、裁判にいたったことを残念に思います。

¹ 朴裕河『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘い』朝日新聞出版、2014年。なお、筆者は韓国語版は未読。

² 浅野豊美「『帝国の慰安婦』の手法と目的」(当日配布資料集、49-53頁)および当日の本人の発言から。

³ 「私たちは原則的には研究者の著作に対して法廷で刑事責任を問うという方式で断罪することは適切でないと考えます。しかし、今回の検察の起訴が『帝国の慰安婦』によって甚大な心の傷を受けた日本軍「慰安婦」被害者たちによってなされたという点を考慮する時、今この時点で今回の起訴について評価することは極めて慎重であらねばならないと考えます」(「資料2『帝国の慰安婦』事態に対する立場」当日配布資料集、4-5頁)。

⁴ 「資料1 朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」当日配布資料集、2-3頁。

⁵ 「『帝国の慰安婦』の「論旨」が問題とならざるをえないのは、読み手ではなく明晰さを欠く本書の叙述の著しい欠陥に原因がある」(鄭栄桓「『帝国の慰安婦』事態と日本の知識人」当日配布資料集、42頁)。

⁶ 筆者の記憶とメモに基づくものであり、もし上野氏の発言主旨と違う場合は、お詫び申し上げます。

⁷ 西成彦氏や小倉紀蔵氏などにはもう少しこの点を言及していただきたかった。(当日配布資料集、9-16、67-68頁)。

⁸ だからと言って、西氏や小倉氏の提示する多様性や全体性、「多重主体性」の議論を無視することはできない。

⁹ もちろん、被告の立場に置かれた研究者個人に対して集团的圧力を用いて沈黙を強いることも許されない。

和解 を重視する人々に対して、私が少々不満に思ったのは、具体的な記述に対する批判への再批判の類があまり提示されなかったことです。『帝国の慰安婦』は、この本だけ読むと、著者の主張が正しいように巧妙に作られている という批判を耳にしたことがあります。私自身はこの問題の専門家ではありませんから、批判的検証にもまずは謙虚に耳を傾け、その上で倫理的基準に抵触するか否か、それとも解釈の相違に過ぎないのか、について疑問を提示することも対話のひとつの形となり得るのではないかと思います。

その意味で金富子氏に対してひとつ疑問を挙げたいと思います。金氏による、朝鮮人慰安婦についての「朴氏の「少女は少数で例外的」という新説は、創り出された「証拠」であり、根拠がない」¹⁰という批判は単純なところで議論に齟齬が生じているのではないのでしょうか。そもそも朴氏自身が「少女」について年齢規定を行っていないことが原因なのですが、私が読んだ限りでは文脈からすると15歳以下を指しているように読みました¹¹。一方、金氏は 未成年(20歳未満) = 「少女」という定義をしています¹²。このため朴氏が引用し金氏も提示した資料は、15歳以下という基準では「少女」はいなかった、20歳未満という基準では「少女」が含まれていた、という相反する結論を導き出します。

金氏の批判は、言葉の定義の相違に基づく議論の齟齬、ルネ・デカルトの言う所の、「わたしたちの意見が分かれるのは、ある人が他人よりも理性があるということによるのではなく、ただ、わたしたちが思考を異なる道筋で導き、同一のことを考察してはいないことから生じるのである」¹³ということかと思えます。従って、朴氏の該当記述¹⁴は 捏造 虚偽 中傷 にはあたらないはずです。だからと言って、資料に記された女性たちの存在や記憶が否定されるわけではなく、その点で朴氏も金氏も同じ認識だと思われま

最後に若手研究者として、今回参加されたご重鎮の面々に申し上げたいのは、『帝国の慰安婦』を 踏み絵 にはしないでいただきたいということです。被害国 戦勝国 含め 国籍を問わず歴史認識問題を憂慮する大学院生の中には、朴氏の提起した議論に希望を見出している者も少なくありません。また、言論の自由の無い国から来た留学生の中には、

韓国は民主主義国家ではなかったのですか？ と狼狽する者もいます。一方で、読んでもないのに先入観から 朴裕河は許せない と言って、これらの院生に耳を貸さない院生もいるのは不幸なことです。自分と違う見解の相手に対して 歴史修正主義 とレッテルを貼ることで、若手や世界の未来が明るくなるのでしょうか。あくまで研究者としての立場からの感想ですが、今回の集会は大変意義深いものであったと感謝しております。

* 本文および注中の「」は直接引用、 は強調や要約引用を示している。

¹⁰ 当日配布資料集、83頁(金富子「根拠なき新説? 朴裕河氏をもてはやしていいのか」『週刊金曜日』1067号、2015年)。

¹¹ 「わずか一二歳の少女をかどわかつて酌婦として売り飛ばそうとしたのは同じ村の人だった」(朴、前掲書、29頁)。「もっとも、若い少女が慰安婦になったケースが存在しないわけではない。しかしいざ若い少女が慰安所に着いた時は、「ある軍人に年齢を聞かれて一四歳と答えたところ、『お乳をもうすこし飲んでこないか。親兄弟に会いたいだろうにどうやって来たのか』」(『強制』2、五一頁)と言われたという話は、彼女の年齢が決して平均的なものではなかったことを教えてくれる。」(同前、65頁)。「単身でソウルに来た九歳の女の子が都会で転々としては、工場へ行くと思ひ込んで連れていかれて、『慰安婦』になった年齢は一五歳である。つまり、若い少女たちが『慰安婦』になったのは、ほとんどの場合、周りの人がだまして連れていった場合か、彼女が所属した共同体が彼女を保護するような空間ではなかったケースである。」(同前、67頁)など。「少女」(「少女像」などは除く)は全38頁68回出てくる。

¹² 「しかも20人のうち未成年(国際法では20歳は未成年)が12人と過半数が少女だった。」当日配布資料集、83頁。

¹³ ルネ・デカルト著(谷川多佳子訳)『方法序説』岩波書店、1997(1637)年、8頁。

¹⁴ 「少女の数はむしろ少数で例外的だったように見える」(朴、前掲書、106頁)。

「建設的な議論」のために必要なこととは

能川 元一（のがわ・もとかず 大学非常勤講師）

さる3月28日の討論集会「『慰安婦問題』にどう向き合うか」に『帝国の慰安婦』には批判的な立場から参加した者として、所感を述べさせていただきます。

『帝国の慰安婦』に批判的な各報告が主として同書の方法論上の問題点を指摘したのに対して、好意的な報告はそうした指摘に対する正面からの反論はほとんど行わず、同書のテーゼがもちうる積極的な価値を論じようとした、というのが討論会全体のおおまかな構図だったと言えるのではないかと思います。『帝国の慰安婦』という「先行研究」を「馬跳びの馬」に喩え、「その『馬』の背中にしっかりと手をついて、その上を跨ぎ越え、そして出来る限り遠くまで飛んでみせるのが研究のあるべき姿」だとした西成彦氏の報告は後者の立場を非常にわかりやすく体現したものだといえるでしょう。

しかしながら、同書に批判的な報告が突きつけた疑義とは、そもそも『帝国の慰安婦』が「先行研究」と呼ぶに値するものなのかどうか？ というものだったのではないのでしょうか。同書には(1)その中心的な主張の論拠について、(2)とうてい軽微とはいえない深刻さの誤りが(3)少なからず存在しているという指摘が正しいならば、朴裕河氏の諸テーゼは撤回されてしかるべきだということになるはずですが。

当日に話題にならなかった問題点の例をここでさらに指摘しておきましょう。『帝国の慰安婦』の41ページで朴裕河氏は『からゆきさん』（森崎和江）の一節を引用し、それを根拠として「おそらく、軍慰安所の第一の目的、あるいは意識されずとも機能してしまった部分は、高嶺の花だった買春を兵士の手にも届くことにすることだった」と主張しています。ところが、そこで引用されている『からゆきさん』の一節——歴史を扱った文献としては実に不用意なことに、「いつ、どこで」のことなのか判然としないかたちで引用されています——は、原典にあたれば日露戦争当時の大連の買春事情を記述したものであることが判明します。これが1930年代後半に本格的に制度化されていた軍「慰安所」の「目的」「機能」に関する論拠たりえないことは明白でしょう。

そして「慰安所」設置の「目的」に関する従来の通説の否定は、『帝国の慰安婦』の中心的な主張にとって大きな意味を持っています。「性病予防」などが軍の目的であったとする通説は「朝鮮人慰安婦」を「精神的『慰安』者」（77ページ）として描こうとする朴裕河氏にとって「殺伐」（85ページ）すぎるからです。また「性病予防」という

目的は軍が「若い朝鮮人女性」を求める動機をもつ理由となったと考えられてきましたが（『帝国の慰安婦』が高く評価する千田夏光氏もまたそう考えていました）、「朝鮮人慰安婦」を「少女」として表象することを批判する朴裕河氏にとってそうした軍の動機は否定されねばならない（65 ページ）ものだったからです。

また、植民地／占領地の二分法は『帝国の慰安婦』の主張の根幹に関わるものです。植民地出身の「慰安婦」は大日本帝国臣民であったことを根拠に占領地の「慰安婦」被害者と峻別されています。この二分法自体、あまりに観念的でアジア・太平洋戦争の実態に照らせばリアリティを感じられないのですが、それに加えて同書は在韓米軍基地周辺での売買春を論じる際には「アメリカの軍基地体制を新帝国体制と呼べるなら」（295 ページ）と「帝国」概念を大幅に拡張しています。在韓米軍「基地村」の女性たちも「帝国の慰安婦」だということでしょうか？ しかしそうだとすれば、日本軍がつくりあげた傀儡政権下に暮らしていた中国人「慰安婦」被害者を「厳密な意味では『慰安婦』とは言えない」（45 ページ）と切り捨てるのはおかしいのではないのでしょうか？

「研究のあるべき姿」を問題にするならば、研究者共同体がなにをおいてもなさねばならないのは新たに登場した主張、この場合は『帝国の慰安婦』の主要テーゼがきちんとした学術的手続きに基づいて導かれた、論拠のあるものなのかどうかを検証し、その結果を広く市民に伝えることなのではないのでしょうか？ 手をつけばバラバラになってしまうようなものは「馬跳びの馬」足りえません。下手に飛べば怪我をするだけです。

さてそうならば、『帝国の慰安婦』に積極的な価値を見出そうとする人びとにお願いしたいのは次のような作業です。すなわち、これまでに問題が指摘されてきた多くの箇所（のうち反論の余地のないもの）をすべて削除し、可能ならば補強を施したうえで『帝国の慰安婦』の中心的なテーゼが維持できるかどうかを検証すること、です。このような検証作業を経て初めて、「『帝国の慰安婦』のテーゼはどのような価値を持ちうるか？」について議論することができるようになるのではないのでしょうか。

3.28 の討論会では、岩崎稔氏を始めとして幾人かの方が朴裕河氏による挺対協や日本の日本軍「慰安婦」被害者支援運動への批判を重要なものとして評価し、それを前提とした立場から発言をされました。私は、そうした立場から「運動」が論じられる際に、具体性を欠いており、最低限必要な議論の手續きが取られていないことについて強い違和感を持ちました。

岩崎稔氏のご報告のなかで、ご自身の問題意識を、この四半世紀の「慰安婦」問題をめぐる実証主義的な研究や運動の進展にもかかわらず、これほど歴史修正主義の言説が跋扈し、左派やリベラルが負けている状況が起きたのか、どこに問題があったのかを考えなければならない、と説明されました。そして、その「負けている」原因を、歴史認識をめぐる否認派のバックラッシュや政治攻勢を第一の要因としつつ、「運動」が問題を解決しようとする人々の間にいたずらな分断を持ち込んだことにもその一端を求めておられます。朴裕河氏への強い批判はその一つの徴候であると主張されます。

しかし、岩崎稔氏は、朴裕河氏の『帝国の慰安婦』への批判に関して、どのような問題性をもってしているのかについて、論者を明示し具体的に批判、検証されることはなされませんでした。この討論会の時点で、『帝国の慰安婦』に対する批判としては、同日も登壇された鄭栄桓氏の書籍『忘却のための「和解」 『帝国の慰安婦』と日本の責任』もすでに出版されていますし、そのもととなったブログも公開されています。また鄭氏以外にも金富子氏や梁澄子氏、林博史氏、能川元一氏、前田朗氏などの論者が一般に入手可能な媒体に批判的な論考を執筆されています。日本語で発表されたものに限ってもこれだけのものがあり、これらの著作に言及して具体的に批判することは可能だったのではないかと私は思います。

鄭栄桓氏は、報告のなかで『帝国の慰安婦』には、その主張の中核的な論証の手續きにおいて、見過ごすことのできない誤りがあるということを具体的記述に即して指摘されました。また、『帝国の慰安婦』の軸をなす主張が業者主犯説に立つものであり、それが日本軍「慰安婦」制度という性奴隷制の構造的暴力による重大な人権侵害に対する日本の責任を極小化するものであるということについても具体的に批判をされました。私自身も『帝国の慰安婦』を読んだ上で、同書の主張が日本軍「慰安婦」制度による被害を矮小化するものであり、日本の責任を軽視するものであるという判断をしました。

これらの『帝国の慰安婦』が内包する問題は、日本の法的責任という日本軍「慰安婦」問題とその解決を考える上で、中心的な論点に関わるものです。私には、このような問題点を提示し批判をすることが、問題を解決しようとする人々の間にいたずらな分断を持ち込むことになるとは思えません。鄭栄桓氏の提起したような批判が妥当でないとするのであれば具体的に反批判するべきですし、もし、それが妥当であるとした上でなお『帝国の慰安婦』を肯定的に評価できるとするのであれば、それは日本軍「慰安婦」問題の理解やその解決をどう考えるのかという点について、決定的な違いがあると言わざるを得ないのではないのでしょうか。このシンポジウムで、それぞれの報告者の発表が終わったあとの総合討論においても、『帝国の慰安婦』を肯定的に評価する立場から鄭栄桓氏の議論を具体的に明示した上での批判はありませんでした。

また梁澄子氏は、『帝国の慰安婦』やそれを称賛する言説の中に、被害者を運動に操られる客体としてみなす視線があること、日本軍「慰安婦」問題解決運動が被害者と支援者が互いに影響し合いなが

ら変化してきた、そのような運動の実態が見落とされているという点について指摘されました。この指摘は非常に重要なものだと思います。この討論会の総合討論のなかで、浅野豊美氏がそれまでの議論の文脈とまったく関係なく突然「VAWWの方にぜひお願いしたいんですけど、まず元ハルモニの方たちに自由に第三者が会えるようにしてくださいよ」と発言されたときの振る舞いは、梁澄子氏の指摘の正しさを残念ながら示していると感じさせるものでした。この発言は、会うか会わないかは被害者本人が決めることであり、会うためには然るべき手続きを取るべきである、という当然のことを置き去りにしており、被害者に対する最低限の敬意を欠くものであったと思います。また、運動における支援者と被害当事者の関係を見誤っているようにも思います。

日本軍「慰安婦」被害者の支援運動とはどのようなものなのか。周囲の人や自分自身も含めた世界への信頼を失うほどの被害を受けた人の支援にかかわるといことは、どういうことなのか。梁澄子氏は自らが関わった宋神道氏の裁判支援を想起する文章のなかで次のように書いています。

証言集会のために上京した宋さんを囲んで、いつものように「生活上の不安はないか」、「今後の裁判をどのようにしていくのか」といったことについて宋さんの考えを聞いていた時のことである。国民基金や裁判について必要な情報を伝えた上で、どう対処するか執拗に宋さんの気持ちを探る私たちに、宋さんはこう言い放った。

「オレはどっちにしても、第一線の弾の中から生きてきた人間だから、おっかないことなんか何もないよ。おまえらがね、支える会始めて、中途半端に疲れたからやめるとか、言わない度胸があるのであれば続けるし、やめたければ裁判もやめるし、これはおまえたちの問題だ」

それまで私たちは、宋さんの意思尊重を第一に考え、ことある毎にまず宋さんに意思を探ねるというスタイルを取っていた。それは自己決定権をことごとく奪われてきた宋さんに自分のことは自分で決めていいのだということ伝えたいという思い、そして運動が当事者になり代わってはならないという思いからだったが、実はそれが責任回避にも繋がっていたのではないかと、この日、私は気づかされたのである（在日の慰安婦裁判を支える会『オレの心は負けてない 在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい』樹花舎、2007、38）。

ここで宋神道氏から支える会のメンバーに向けられる言葉は重く、私自身がそこにいたとしたらどのようにそれを受け止めることができるのかを考えざるをえないような一言です。相手の意志を最大限尊重しながら、しかし、その上で自分自身の責任を果たしていく、そのような運動を継続していくことは本当に難しいことだと思います。もちろんそうした運動を目指しているからといって、それが無条件に実現されるというわけではないでしょう。それゆえ内在的な検証や外部からの批判は絶えず必要だと思います。しかし、その検証や批判においては、どのような行動、発言がいかなる問題を持っているのかが具体的に問われるべきです。

岩崎稔氏は報告のなかでご自身の論文（岩崎稔・長志珠絵「「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争—岩波講座アジア・太平洋戦争 戦後篇』岩波書店、2015）から日本の日本軍「慰安婦」問題解決運動への批判に触れた部分を引用したあと、「これは運動論です。歴史学の学問的な問題ではありません。せいぜい運動論という程度の主張ではありますが」と述べられています。しかし、運動を論じる上でも、歴史学の研究上求められる手続きとは異なっているにせよ、一定の具体的論証は必要なのではないでしょうか。

今回の討論会で、日本軍「慰安婦」問題解決運動に対する批判をする人々が、そのような論証抜きに論じても構わないものとして運動を捉えていることに、私は運動に対する軽視を感じざるを得ませんでした。

幾つかの事実誤認や飛躍的な解釈の問題をはらみながらも、朴裕河さんの『帝国の慰安婦』が提起したものに、フェミニストの一人として共感する部分もあるし、日本占領期の米軍「慰安婦」や基地売買春を専門とするわたしの研究にインスピレーションを与えられたことも確かである。このようなわたしの立ち位置は、朴批判の人々から見ると、朴擁護派に見えるらしい。2015年12月、あるシンポジウムにて「平井さんは朴一派だとの噂が広がっているけど、どうなの？」と旧知の人に迫られた。「朴一派」という二項対立的な分類とレッテル貼りには仰天した。わたしの朴さんの論に対する異論は、2015年2月の立命館ワークショップ¹にてご本人を前に述べ、また『女性史学』(第25号)²で表明しているところである。しかし一方で、朴さんが植民地支配の重層性など重要な提起をしていることも見逃してはならない。共闘できる人々を、彼方へ追いやるような思考は「慰安婦」問題解決への道を閉ざしてしまうのではないだろうか？ 以下、2点に絞って当日の集会で感じたことを記す。

1、〈平和の少女像〉に象徴されるものへの違和感

登壇者は誰も触れられなかったが、「水曜デモ」が1000回を迎えるにあたってソウルの日本大使館前に建てられた〈平和の少女像〉が象徴するもの—「聖少女としての純潔と抵抗のイメージ」、「あるべき〈民族の娘〉」(朴 pp.154-155)—に対して、わたしもフェミニズムの観点から朴さん同様の違和感を持っている。

1991年の金学順さんたちのカミングアウトを可能にしたのは、「貞操が汚された女性」というスティグマ化から脱して、「慰安婦」問題を加害者側の犯罪へとパラダイム転換がなされたことが前提にある。これはフェミニズムの大きな成果である。ところが「少女像」は、無垢な処女が連行されたというメッセージを体現するものとなっている³。金富子さんが、植民地被害者の特徴として、性体験の無い少女たちが連行されたとして「未婚の、10代の」を強調されればされるほど(それが、実態を踏まえたものであったとしても)、91年のカムアウト以前のセクシュアリティ・パラダイムに逆戻りしてしまう危惧をぬぐえない。さらに「少女像に代表される「まったき被害者像」は、そこからこぼれ落ちる被害者のさらなる沈黙を強いることにならないだろうか？ わたしはVAWW RACの日本人「慰安婦」調査チームの一員でもある。日本人「慰安婦」の多くは公娼出身で、自ら「選択して」戦地へ鞍替えするケースもあり、「慰安所」システムのヒエラルキーのなかでは優遇され、兵士への性的

¹ 朴裕河氏を招いての立命館大学公開ワークショップ「日韓の境界を越えて—帝国日本の対し方」2015年2月22日

² 平井「日本占領から問う『軍隊と性暴力』の共生関係」『女性史学』2015年 p.91

³ 作者のソギョンさんは「連れていかれた当時のようすを象徴的に表現するにはどうすればいいか考えたすえ、あえて15歳前後の少女の姿にすることにしました」と語っている。日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編『〈平和の少女像〉はなぜ座り続けるのか』世織書房2016年 p.19

「慰安」を愛国心で納得しようとしていた者も多い。このような「慰安婦」は、あの少女像に象徴されるイメージのどこにも居場所がない。アメリカやカナダでも少女像が建立され、「無垢な少女」への性暴力が「女性の人権侵害の普遍的象徴」として再生産されようとしている。アメリカで建てられるべきは、日本軍「慰安婦」被害者の像ではなく、自国が過去に行って来た戦時、占領時における女性への性暴力の反省を示す碑ではないだろうか⁴。

挺対協に代表される女性運動の、この「少女像」に象徴されるセクシュアリティ認識への違和感を、加害国側の日本人が果たして言っているのかと長らく躊躇してきたが、やはり声に出して意見を言うことも対等なパートナーとして必要だと思う。

2、ノイズの消去—ジェンダー、オーラル・ヒストリーの観点から

朴さんが提起するもう一つの問題は、初期の「強制連行」と「レイプの反復」のイメージが韓国の公的記憶を作り続け、そのイメージに亀裂を入れるような証言はかき消されて来た、そこに運動側が被害者女性に求めるマスターナラティブの危うさがあるという指摘である。オーラル・ヒストリーの現場は、語り手と聞き手の相互行為を重視する。上野千鶴子さんは「語りの現場も権力が行使される臨床の場である」として、そのため「語り手は聞き手の聞きたい物語を語る傾向がある」ことを心しておくべきと書いている⁵。それに関連して、わたしは「基地村」の米軍「慰安婦」・金蓮子さんの次の言葉を思い出す。

「それで私は、この現実を克服し耐え抜いてきた人生の希望について語りたかった。テントを張って新しい生活を始めようともがいたこと、その中で感じた希望と誇り。そして私が変わったきっかけについて話したかった。〔中略〕しかし、主催者側は、私が米軍を相手に売春をして大変だった理由、自殺したかった経験について話すことを期待した」(金 p.219)⁶

このような場面をわたしも、90年代から元「慰安婦」女性が来日され、公衆の前で証言をされるシーンで何度か目にしてきた(もちろん、被害者が苦しい体験を繰り返し証言し、耳を傾け共感する聴衆の存在によって傷を癒し、歴史を作る主体へと変化することの意義は大きいと思っている)。

また、被害者の生き延びるための能動的行為(朴さんは「そのようなタフさこそが、昼は洗濯や看護を、夜は性の相手をするような過酷な重労働の生活を耐えさせた」と表現する p.232)を見逃さず、そこを同じ人間として共感、尊重したいと思う。それは小野沢あかねさんが「フェミニズム・ジェンダー史の一部」にあるとして批判するような「売春する女性や「慰安婦」に主体性、自発性、たくましさがあったはずだ」という観念的理解、それらを言説のなかに読み取りたいという欲求(小野沢レジュメ p.5)とは違う、確かなものである。

「性奴隷」という構造的暴力の下での被害者性を強調するだけではなく、その下でも発揮された個人の能動的行為に注目しなければ、「慰安婦」像を豊かなものにはできないだろう。

⁴ アメリカでなぜ日本軍「慰安婦」問題への関心が高いのかを論じたものに米山リサ「批判的フェミニズムと日本軍性奴隷制」金富子・中野敏男編著『歴史と責任』青弓社、2008年がある。

⁵ 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』新版、岩波書店 2012年 pp.178-180

⁶ 金蓮子著／山下英愛訳『基地村の女性たち—もう一つの韓国現代史』御茶の水書房、2012年

朴裕河『帝国の慰安婦』のなかに、誤解や早とちりがけっして少ないとは言えない。千田夏光『従軍慰安婦』の「おわりに」の箇所を引用するにあたり、一〈兵隊とともに行軍する朝鮮人らしい女性。頭の上にトランクをのせている姿は朝鮮女性がよくやるポーズである〉、二〈占領直後とおぼしい風景の中に和服姿で乗り込む女性〉、三〈中国人から蔑みの目で見られている日本髪的女性〉という、三枚の写真ネガのうち、千田が朝鮮人慰安婦か、と推定しているのは「一」だけである。朴裕河は〈なぜ朝鮮人慰安婦が、「日本髪」の「和服姿」で日本軍の「占領直後」の中国にいたのか。そしてなぜ「中国人から蔑みの目で見られてい」たのか〉(24ページ)というように問いかけている。これは早とちりだろう、「二」と「三」とは千田の認識として、また実際に「三」の写真に徴しても、「和服姿」「日本髪」が朝鮮人慰安婦だったか、わからない。

と、たとえばそうした不正確さを正す、あるいは質すことはあとの人のやくわりとしてある。それらは正され、質されなければならないとしても、認めるべきは、『帝国の慰安婦』が、日本文学研究者ならば、専攻しえないにしてもだれもが問題意識として共有し、取り組むことを要請されるはずの、基本の基本に立ち向かっている、ということであり、またそのように朴裕河を突き動かしている事情へのわれわれの了解が、いまとてもたいせつなこととして迫っている。

帝国主義下、〈植民地主義日本〉下に、小説も、詩作品も、あるいは批評的言説にしろ、いやおうなしにその状況に差し込まれて書かれ、書かされてきたという、日本近代文学の意識また無意識にある加害(あるいは文学じたいに潜むかもしれない被害)者性を、いったい、なんにんの研究者が、取り組んでいる、取り組んできたろうか。日本人であろうと、韓国人であろうと、あるいは在日であろうと、日本文学の(あるいは文学じたいの《古典を含む》)研究者ならば、ということであって、純粋な国内系の問題群とは別に、日韓、あるいは東アジアで協同して向き合わなければならないことが、日本人研究者の場合、腰が引けてなかなか取り組まれない現況(取り組まないことこそが日本近代に仕組まれた加害者性、そして文学じたいに潜む被害者性)であるのに対し、『ナショナル・アイデンティティとジェンダー』(副題「漱石・文学・近代」)の著者は、『和解のために』『反日ナショナリズムを超えて』と、韓国人研究者として正面から問いつづけ、いま『帝国の慰安婦』に至る。

文学研究者が他の研究領域や鋭意の「論客」たちに対して、何ら優位であったり、劣勢であったりすることはない。小説や詩作品を(他の研究よりは)重視するとともに、書かれた表現や、映像、アートを含む表現行為をあいてとする。それらのテキストは意図的に焼却されたり、隠蔽、変型されたりすることがあるから、断片や散在からの復元を試み、資料の欠損部は oral literature (伝承、説話、聞き書きや民俗調査を含む)で補填し、他領域の(歴史学や社会学の)成果を大胆に「利用」し、などする。それ(=研究)じたいが場合によって作品的価値を有することもよく観察されるところだ。

テキストの表面の意味を剥奪して、背後にある意図を浮かびあがらせるためには、「かっこ」のたぐいを多用し、そのために読み取りにくい行文に呻吟することもある。「論客」たちの論考にしても経験される、おなじ苦心があるのではなからうか。3ノ1「否定者を支える植民地認識」から一カ所を引く。

〈「慰安婦」たちが兵士たちに「群がってきた彼女たちは商売熱心に私たちに媚び」たとか「実に明るく楽しそう」で、『性的奴隷』に該当する様な影はどこにも見いだせな(小野田寛郎二〇〇七)いように見えたのはそういう構造によるものだ。彼女たちが商売熱心に「媚び」たり、そのために「明るく」振る舞い、「楽しそう」にもしていたとしたら、それは彼女たちなりに「国家」に尽くそうとしてのことなのである。業者の厳しい拘束と監視の中で、自分の意志では帰れないことが分かった彼女たちが、時間が経つにつれて最初の当惑と怒りと悲しみを押しして積極的に行動したとしても、それを非難することは誰にもできない。……) (231ページ)。

とある、私には朴裕河のこのような文体が非常によくわかり、共感できる。じかに伝わってくる「当惑と怒りと悲しみ」とともに、行文の背後に「国家」(=帝国)をしっかりとおさえ、本書の趣旨にかかわる業者を告発する姿勢をくずさず、抑圧による強制によって彼女たちが「戦争を支え」ることの本性がその被害者性にほかならないことを、「そういう構造」つまり「構造」というキーとなることばによってあらわしている。「娘子軍(じょうしぐん)」として〈隠れるべき穴を掘り、逃走中に爆弾を運び、包帯を洗濯もした。そしてその合間に兵士たちの性欲に応えていた。……つまりそのような彼女たちの働きは、見えない

抑圧構造が強制したものだった) (同)。

あえて言えば、これらの文体を私は美しいと思う。しかし、こういう文体を「許せない」「わけがわからない」、あるいは朴裕河の日本語を「粗雑」だと批判する向きがなくはない。そういう表現談義に不幸な対立が芽生えるかもしれない。私の感触だと、本書はこのような文体によって、抑制をきかせつつ最初から書かれており、いまの日本社会での、おそらく多数派でありつづける、元日本軍兵士たち(小野田の引用!)のような、見られる通りの加害者根性を、忘却しえない煉獄的位置に据えて、しかし文学批評の持つある種の無防備さもここにはあって、韓国社会や在日からの反撥や倫理批評を誘発し、日本社会からはご都合主義的な読みでの欲望に沿う危険もあって、そのことがまた韓国での反日の欲望をそそるといふ、その結果、上の引用の一部分は韓国語版で検察か司法により、削除を命じられた三十四箇所の一つである。

韓国語版にあたってその削除箇所を確かめた訳ではないから、私として、それ以上を批評できないにして、起訴を避けてほしいという思いが、五十四人の「抗議声明」に賛同したおもな理由だ。しかし、ざんねんな結果がつづいている。(どこがどのように削除を命じられたか、わかりますか。)

原点にもどれば、名誉を侵害したとはげしい批判であり、それはそれで受けいれるべき告発かもしれない。われわれには一般に名前を出されるだけでも傷つき、不快と感じる場合があるけれども、こんかいはそんな段階ではない。謝罪および補償にかかわる、一連の被害者の統一的な主張と異なる研究者からの意見が、運動を阻害するように感じられたに過ぎない。尹貞玉氏らの先駆的な運動形態、名告り出られた被害者の各位に対し、尊敬おくあたわざる一九九〇年代、二〇〇〇年代だった。私には挺対協と朴裕河の研究とのあいだが原理的な協力関係にあり(研究者は現実に対して奉仕する)、表面的な対立を最終的に越えられると信じるものの、われわれは好む好まざるにかかわらず、政治的であるほかない局面に置かれることがある。政治家や外交関係者のしごとは内心と無関係に情勢から判断して交渉し妥協する場合があるから(むろんかれらの「良心」を頭から疑うわけでない)、逆に言えば研究者の主体は政治的判断と無関係に別個に独立して存在する。世には意図的な名誉毀損やひどい文学作品がもたらす弱者いじめもあろうけれども、『帝国の慰安婦』がそんな俗悪な世情から切れて研究者の真情に発し、ひいては韓国社会での正義の在り方を今後に占う試金石になると考えられる。

日本人慰安婦は名告り出なかったと言われる。そして、日本国内での元兵士たちはどこにいるのか、いま、かれらのすがたも視界から消えつつある。現在、九十歳台のある著名な文学者が、国内で学徒動員されて兵役にあったとき、衛生サックを配られて非番の日に出した、と以前、ある研究会の席上で語っていたのを聞いたことがある。それを特に追究することもなく聞き逃してきた自分だ。若いかれはどこかの遊郭へ繰り出したのだろう、ぐらいに漠然と聴いていた。しかし思い返すと、「サック」を配られたというのだから軍関係施設ではないか。すると、国内に慰安所があったのだろうか。吉見義明『従軍慰安婦』(77ページ)によれば、本土決戦にそなえて九州や千葉県に軍慰安所が設置されていたそう(でも、そういう研究を具体的に知らない)。その九十歳台の元学徒兵士は千葉県での本土決戦要員だった。

そして沖縄。新刊、洪ユンシン『沖縄戦場の記憶と「慰安所」』という著書を私はいま、ひらいている。百三十カ所もの慰安所があったと、話には聞いたことがあるものの、それらを一つ一つ、調べあげた労作だ。沖縄の太平洋戦争下というのは、海外なのだろうか、国内なのだろうか。沖縄戦の前提に軍慰安所のあることを私は知らず、戦後の沖縄文学とのかかわりについても考えたことがなかった。

森崎和江『からゆきさん』をあらためて精妙に読み込んでみた。福岡日々新聞の記録などを、森崎は図書館に通いつめてノートし、聞き書きをかさねながら一冊をなしたのだと思われる。そういう先人の努力のすえに、ようやく光が、どんなにどす黒くても、日本最低の近代であろうと私には見えてくる。知らなかったよりは私は知ることができた(嬉しい)。井上俊夫『初めて人を殺す』(岩波現代文庫)はだれにも読ませたくない老日本兵の戦争論で、なかに慰安婦との「交情」を語るころがある。読んでくれ。

『からゆきさん』はげげんというのか、搾取する業者たちのあくどさ、近代の公娼制度や私娼窟を国内や海外で支える貧しさ、娘を売り飛ばす親たち、村社会、それらを詩人、森崎の目と心とで観察し、描出している。貧しさ、家父長制の残酷さを指摘しつつ、軍関係施設の内外で暗躍する業者たちの存在を、韓国人の責任で書き綴った、このたびの朴裕河『帝国の慰安婦』には、『からゆきさん』の一世代後を引き受けて、その発生から叙述する、という貴重さがある。

朝鮮人「帝国慰安婦」は愛国的、同志的？

本間 道子

今回の集会は私にとっては示唆に富むものであった。注目したのは朝鮮人慰安婦を「帝国慰安婦」と規定し、植民地支配下の慰安婦もまた帝国主義を支えた国家主義の一環（p 285）として捉えたことである。

長期にわたって慰安婦は動員された。とくに朝鮮半島では初期から戦争終了まで日本に次ぐ多くの女性が動員された。そこでは戦争の展開と歩調を合わせるように、地域、動員の仕方、現地での暮らしなど多様である。しかし一貫して、植民地支配下、朝鮮人慰安婦は日本人慰安婦と同じ経過―自発的参加―をたどった「帝国慰安婦」であり、娘子軍であった。ここでの「帝国」とは「愛国・協力・同志関係で、それは性的欲求対象であるばかりでなく、〈故郷〉の役割を担うことである。しかし新たな国家像に期待される集合記憶に従って、そのような自発性は抑圧あるいは消去され、結果的に朝鮮人慰安婦像は歪められた（p 61）。

この仮定をいかなる方法で実証するかに興味があり読み進めた。まずその典型例として陸軍少尉からみた慰安所の様子（P 70－71）では日本髪、和服姿、日本名、身辺の世話などであたかも兵士の故郷の家庭的雰囲気「疑似家庭空間」をつくることを期待された愛国・同志関係である。しかし日本人と同等の扱いはされなかった。いわば準日本人としての「帝国慰安婦」であった。

さらには『証言集』からいくつかの事例を引用している。著者によれば、「愛国的」は誇りであり、それは主体を取り戻すことであった、なにより戦争という中でその「協力」の一翼を担っている行為を駆り立てる十分な動機であった、とする。事例では下級兵士との間では苦痛と不幸を共有した同士として、また過酷な、絶望的な状況では、はかない目標設定として特定の兵士を心に抱き、明日へ、来週への目的とする。そこにあるのは情愛的な男女の関係の「疑似的日常私的空間」である。社会的地位としての日本兵も、朝鮮人慰安婦もない。戦時性暴力では、男女の関係性では強姦、売買春、恋愛と圧倒的な力の非対象にある構造の下では、その境界は明確ではないもののグラデーションがある。明日の過酷な状況におかれた同士、好意、情愛、慈しみが起きても不思議ではない。

準日本人としての認識は、現地での実際の生活のなかで否応なく自覚させられただろう。まず日本人慰安婦との間に明確な差別化がある。相手をする兵士の階級は下級兵士であり、またその兵士数は上位の兵士より多いだろうから、日常生活ではより過酷であろう。また給金も日本慰安婦と比べ各段の低さであった。近くには日本人慰安婦がいた。この近さはその差異を明確にすることに効果的であったろう。日本人慰安婦の振る舞いからもそれを感じとったかもしれない。だからこそより日本人らしくしたかもしれないが、所詮日本人と同等には扱われないとの自己認識があった。

この事例群は、1990年以降の『証言集』からである。これらの率直な思い出は強い記憶であっただろう。辛い過酷な毎日のなかでの安寧や安らぎは記憶のなかにしっかりと刻

印されてきた。それは疑似的でもないし、方略でも、命令でもない、主体的行為で、それは長い過酷な期間の決して封印・消去ではない、自分を取り戻す時間であり、だからこそ記憶とて鮮明に残りよみがえった。しかし一時とはいえ、お楽しみ・快樂・安寧感が被害者としては独立後の望ましい建国の姿の集合記憶にそぐわないことで、封印あるいは抑圧したのではないか？

日本の男性作家の作品からの引用は二重三重のバイアスがかかり、裏付けとしては論外とであるがこの『証言集』の事例から愛国的、同志的、自発的な要素を見出すことができるであろうか。実際このような内面の志向性、態度（意図、動機、情動）を他者が顕在的行為から特定し推測し解釈することでは慎重さが求められる。そして解釈可能な他の要因を捨象する何等かの手がかりが必要である。このような内面性を推察する場合、あらかじめ設定した仮説に合致する解釈を選びあるいはそのような事例を選択的に取捨することがある。このような「確証的バイアス」が想定した仮説を検証するときに妨げになる。多くの情報の中からその仮説を裏付けるケースや証拠を選択的に取り上げ、判断に影響させ、そして仮説に合致しない情報は無視されやすい。

事例では、別な解釈も可能である。慰安所の経営者・管理者の指導・命令があったことで日本風を装った。あるいは相手を喜ばせるため（チップへの影響）、あるいは相手と快適さのための戦略であった。あるいは特定の日本兵に思いを寄せ、その相手に尽くし情愛尽くした、などなど。愛国的、同志的などに帰属させなくても十分に理解できる。むしろ表面の行為とは別の内面の意味があるのではとも思われる。ここから読み取れるのは、日本兵との同志的關係というよりは、自分たちではどうしようもない運命を慰め合う一時の刹那的な安寧を求めた同士で、愛国とは程遠い非対称の権力構造のもとで生き延びようとする女性のまさしく主体的行為を見る思いである（p 80-81）。今回の登壇者である鄭榮桓氏の資料でも事例の選択と解釈では恣意的としていた。同感である。

このような中で、植民地支配下の準日本人として、同志として戦争遂行へ向かって心を通わせ、協力的にならざるを得ない場合、恐らく屈折した心情のなかでは、外面的行為と内面の心情の葛藤、ジレンマの軋轢のなかであったのではないだろうか。そして特定の日本兵との一時のあるいは一方的かもしれない情愛関係は「儒教的道徳性像」あるいは「多大な被害を被った犠牲者像」と合致しない‘記憶の闘いの空間’ではその記憶に抑圧をかけたかもしれない。

植民地支配下での慰安婦をして、その内面性を推察して、愛国的「帝国慰安婦」とすることでは疑問が残った。日本人としてではなく、さりとて占領地の女性でもないその狭間での位置づけが当の慰安婦にどのように受け止められていたかさらなる検証が待たれる。また台湾も同様の植民地支配下にあった。そこでも準日本人として「帝国慰安婦」を規定するのだろうか、それともまた異なったメカニズムが働いているのであろうか？興味あるところである。

名誉毀損は犯罪である

——朴裕河氏訴追問題の基礎知識

前田 朗（東京造形大学教授）

1. はじめに

2016年3月28日の集会は、立場の異なる者が一堂に会して対話を試みる企画であったが、「対話」が成立しなかったと私は評価している。理由はいくつもあったであろう。論点が数多くあり、議論が錯綜したこと。明らかな事実誤認に基づいた発言が訂正されないこと等。ここでは『帝国の慰安婦』の朴裕河氏に対する名誉毀損容疑での訴追問題についての私見を述べる。

「慰安婦」問題に関する私の見解は、「戦争と女性への暴力」リサーチアクションセンター編『日本人「慰安婦」』（現代書館）、日本軍「慰安婦」問題webサイト制作委員会編『性奴隷とは何か』（御茶ノ水書房）、前田朗編『「慰安婦」問題・日韓合意を考える』（彩流社）、前田朗編『「慰安婦」問題の現在』（三一書房）を参照願いたい。

2. 市民社会の常識で考える

名誉毀損は犯罪である。この当たり前の事実を否定する言説が飛び交っている。訴追に反対する日米の54名の学者や作家たちの抗議声明は、名誉毀損を学問の自由や表現の自由の名によって正当化し、名誉毀損は犯罪でないとする異様な主張を根拠にしている。

常軌を逸した主張は誰も相手にしないだろうという予想に反して、『朝日新聞』をはじめとするマスメディアは、この異常な主張を大々的に正当化して報道した。

かつて日本軍性奴隷制の被害を受けて「慰安婦」とされたハルモニたちに対する名誉毀損が問われているのだから、①韓国刑法における名誉毀損罪はいかなる性質の犯罪とされているのか、②いかなる成立要件が定められているのか、③虚偽による名誉毀損の事実があったのか、が判断のポイントになる。

ところが、そうした理論的検討は一切行わず、理由を示すこともなく被害を否定し、訴追があたかも学問の自由や表現の自由への弾圧であるかのごとく捻じ曲げる言説をマスメディアが横流しした。最も重要な事実を報道せず、読者を欺いたと言うしかない。

市民社会の常識で考えよう。名誉毀損は犯罪である。この簡明な事実に戻り立ち戻って考えよう。

3. 民主主義と人間の尊厳の破壊

2015年11月26日、54名の学者・作家らがソウル地検を非難する抗議声明を出した。声明発表の記者会見には小森陽一（東京大学教授）、上野千鶴子（東京大学名誉教授）、中沢けい（法政大学教授）、若宮啓文（元朝日新聞主筆）らが参席したという（朝日新聞2015年11月27日付）。

抗議声明は「特定の個人を誹謗したり、暴力を扇動したりするようなものは別として、言論に対しては言論で対抗すべきであり、学問の場に公権力が踏み込むべきでないのは、近代民主主義の基本原則ではないでしょうか。」と述べる。

目を疑い、絶句する暴論である。

市民社会の常識で考えよう。著名な例として、ドイツ刑法には集団侮辱罪がある。個人だけでなく、集団に対する誹謗は犯罪になる。ドイツだけではない。EU加盟国はすべてヘイト・スピーチ処罰規定を持っている。イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、スペイン、ポルトガル、どこへ行っても集団に対するヘイト・スピーチは犯罪である。人種、民族、皮膚の色、言語、宗教、性的アイデンティティなどに基づく動機で差別を煽動するヘイト・スピーチは、世界120以上の国で犯罪とされている（前田朗『ヘイト・スピーチ法研究序説』三一書房）。

もう一つ、ドイツには「アウシュヴィツの嘘」犯罪がある。公然と「アウシュヴィツのガス室はなかった」と主張すれば犯罪となる。同様の規定は、フランス、スイス、スペイン、ポルトガル、スロヴァキア、マケドニア、ルーマニア、アルバニア等にもある。

街頭演説であれ、新聞記事であれ、書物であれ、インターネットの書き込みであれ、公然と名誉毀損すれば犯罪であり、差別を煽動すれば犯罪である。

小森や上野にとって、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、オランダ、スペインは近代民主主義の基本原則を認めず、日本だけが近代民主主義の基本原則に忠実なのだろうか。あまりに倒錯している。

4. 学問の暴力を許してはならない

近代民主主義の要諦は人間の尊厳であり、人格権である。他者の尊厳と人格を認めない者が近代民主主義を語ることはできない。日本国憲法の表現の自由は、人格権と民主主義を立脚点とする。ところが、他者の人間の尊厳を認めようとせず、民主主義の初歩的理解すらおぼつかない愚者がデマゴギーを垂れ流し、マスメディアがデマを社会に拡散する。

小森や上野は「学問の特権」を主張する。なるほど、学者同士が議論したければ自由に議論すれば良いと思うのかもしれない。3月28日の集会でも「書物を起訴するなど、あってはならないこと」と堂々と学問の特権が語られた。だが、ドイツでもスイスでもスペインでも、書物による名誉毀損は犯罪になる。

性奴隷制被害者のハルモニたちには議論に応じる義務はない。教育を受ける機会を奪われ、言葉や歴史を奪われた植民地に生きた女性であるハルモニたちに対して、小森や上野は言論で対抗せよと教え諭そうとする。あまりに傲慢で言葉も出ない。小森や上野の所作は「学問の暴力」と言うべきであろう。民主主義を口実にしながら、実は民主主義を根こそぎ破壊する愚挙である。

良識と品位のある研究者ならば、学問の特権を振りかざすのではなく、学問の責任、表現の責任を語るべきである。

Comment

Daqing Yang: George Washington University

It was an incredibly important step to bring two groups together. The organizers deserve huge credit. Park's critics and supporters, as Prof. Yoshimi Yoshiaki reminded the audience at the end of his short speech, have much in common in that both seek justice for victims and are critical of colonial crimes. This was my biggest take-away. It is a pity to waste energy in such in-fighting when true "historical revisionists" are gaining ground.

More effort is needed to bridge or narrow the considerable gaps between the two groups. I hope this dialogue continues, perhaps in a smaller, closed door format with leading members from all sides. Each side should be self-critical and can start by admitting their own limitations. Moreover, bringing foreign scholars like Tessa Morris-Suzuki or Jordan Sand, whom I think are very fair and balanced, can also foster such constructive dialogue.

はじめに一率直な感想から

まず、この集会の関係者各位の並々ならない努力に敬意を表したい。ただ、率直に言って、会議に出席しただけなのに、いつもよりも倍以上の疲労を感じた。

この集会で登壇した研究者は学会、研究会などで仕事を同じくする方が多く、その発言内容が予想できただけに、かみ合った議論ができるのかどうか、期待半分、不安半分で、会場の末席に座り、パネラーたちの発言を傾聴した。そして、いくばくか抱いていた期待さえかなうことなく、朴裕河『帝国の慰安婦』についての議論はほぼ平行線で終わってしまった。普通の集会であれば、出席して見聞したことを自分の研究に生かそうと持ち帰るときの、清涼感を感じながら帰路につくのだが、この日はそのような感覚をまったく持つことができなかった。

この文章を書くにあたって、何か建設的な方向を示すためには、多少の無理を承知して何らかの提言をした方がよいと思う。そうすることで、この集会に何らかの意義が見いだされ、関係者各位の努力が生かされることを願う。

この集会の位置づけ—危機状況への歴史研究者たちの取り組みとして

この集会は、大きく言って二つの文脈に位置づけられると思う。

第一に、歴史修正主義批判である。冷戦終結後、アジア各地の民主化が進行したことで、日本の戦争責任・植民地支配責任を問う被害者たちの声が高まり、ようやく日本側がそれに応答する状況が生まれた。その一方で、戦後歴史学の成果を否定する歴史修正主義はますます強化されてきた。さらに、山野車輪『マンガ嫌韓流』（晋遊舎、2005年）など、インターネットで流布されている謬見が出版メディアに登場したり、そのような認識を持った市民らがヘイトスピーチをまき散らすデモを公然と行ったりするようになった。このような世論を背景に、石原慎太郎元東京都知事による「三国人」発言や、安倍晋三首相による「終戦70年」談話など、看過できない歴史認識の問題を含む政治家らの動きも繰り返されている。

これに対して、日本の歴史学者らは、歴史修正主義やそれを含む出版物や談話文などについて、歴史学の研究成果を基に、実証的に批判してきた。『帝国の慰安婦』に対する批判も、この手法を採用している。筆者もまたそのような作業に参画し、日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編（金富子、板垣竜太責任編集）『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任：あなたの疑問に答えます』（お茶の水書房、2015年）で同書の日韓請求権協定に対する議論を批判した。歴史学者の立場からすると、実証性に問題がある議論に対して、その弱点を明らかにし、その誤りを指摘するのは、きわめて正攻法の手法である。

第二に、この集会の背景にあるのは、「リベラルの右傾化」とでも呼ぶべき言論状況に対する批判である。この状況が顕著になったのも歴史修正主義と同じく、冷戦終結後と思われる。管見の限り、このことを明確に指摘したのは金光翔「＜佐藤優現象＞批判」（『インパクション』第160号、2007年11月）であった。金光翔はこの論文で、「右派メディアでの排外主義の主張の展開が、リベラル・左派によって黙認されることによって成り立つ」佐藤優氏の『論壇』の席卷ぶりを指して、＜佐藤優現象＞と名付けた。実証性に重大な問題があるにもかかわらず、『和解のために』（平凡社、2011年）、『帝国の慰安婦』などの朴裕河

氏の著書がリベラルとされる研究者からも高く評価される状況について、「朴裕河現象」と称されるのは、そのような背景がある。

ただし、後者の問題については、歴史研究者や歴史教育者らが総意として向き合ってきたとは、必ずしも言えない。＜佐藤優現象＞であれ、＜朴裕河現象＞であれ、そもそもこのような状況認識を承認するということ、言論・知識人の間でも賛否が分かれている。今回の集会において、この問題は批判側から若干言及されたものの、あえて追及しようとしなかったように見える。このような論点は『帝国の慰安婦』を論じることから離れ、「泥仕合」になることが容易に予想されたからであろう。

今後の取り組みに対する私見

いずれにしても、『帝国の慰安婦』を批判する側は上記のような言論・研究状況に対する危機意識を共有している。しかしながら、同書を擁護する側が朴裕河氏に対する韓国検察の在宅起訴に抱く危機意識と同じくらい、それは言論・知識人の中で共有されていない。今後も対話を進めていこうとするならば、議論をするための土台としての接点がなければならぬ。これについて、二点に分けて、私見を示したい。

第一に、「慰安婦」研究の実証性をめぐる問題である。『帝国の慰安婦』を擁護する側がその実証性よりも「加害者と被害者」、「協力者と抵抗者」、「日本人と朝鮮人」などの「二項対立」的認識批判という問題設定を重視するのは、「慰安婦」研究そのものの実証性に限界があると考えているからではないだろうか。そうであるならば、むしろ擁護側から今までの「慰安婦」をめぐる歴史研究を整理し、どのような点に問題があるのか、まとまった議論として提示してはどうだろうか。『帝国の慰安婦』を含めて、「慰安婦」をテーマとする歴史研究について、様々な立場から検証し、それに対する討論を行うのであれば、「慰安婦」研究の現状と課題を明らかにするという建設的な議論ができるのではなかろうか。

第二に、今日の言論・研究状況をめぐる問題である。歴史修正主義批判と異なり、言論・研究者の自己認識を批判・検証する作業は自らの弱点に向き合い、克服するのだから、非常な困難が伴う。自らを「リベラル」と位置付ける者であれば、なおさらであろう。日本における植民地主義の克服というプロジェクトは、日韓条約反対運動までさかのぼっても、すでに50年以上経過していることを想起すると、相当に長期的な展望を持って取り組むべき課題である。だが、そのような悠長なことを言っていると、平和憲法が私たちの手からこぼれ落ち、植民地主義にますます歯止めがかからなくなってしまったときに、これまでの私たちの取り組みはいったい何だったのか、と天を仰ぐことになるかもしれない。

言論・研究状況の危機について、どれほど幅広く問題意識が共有できるだろうか。歴史研究者らが歴史修正主義や「リベラルの右傾化」を繰り返し批判してきたにもかかわらず、歴史修正主義は退潮する気配がなく、「リベラルの右傾化」もますます進行し、ヘイトスピーチなどの重大な人権侵害も継続している。日本社会に蔓延しつつある、このような「知性の劣化」こそ、もっとも深刻な問題ではないだろうか。

擁護側であれ、批判側であれ、言論・研究活動そのものの真価が問われる事態が進行しているという危機認識が共有できるなら、まずはその出発点から今後の言論・学問の在り方を考える対話ができるのではないだろうか。

当日の討論は、発言時間が 5 分しかなかったので、用意したものを一部省略しました。もっときちんと説明しなければならぬと思いましたので、当日用意した原稿から大幅に省略した、第 3・第 4 の部分を、以下の通り、追加します。

*

Ⅲ. 朴裕河氏は、しばしば資料や証言が語っていることとは逆の結論を導き出しており、この本は研究書として失格ではないだろうか。

朴氏は、「慰安婦」制度は性奴隷制だったことを否定しようとして、「[外出が]たとえ「二、三カ月に一度」程度のものであったとしても……それは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」と述べている (94-95 頁)。

しかし、その論拠として引用している元「慰安婦」の証言は、朴氏の主張とは逆のことを語っている。「外出の自由」があったという論拠として挙げられている証言は、「位の高い軍人が許可してくれると、外に出ることが可能でした。……私たちだけではだめです。軍人といっしょに車に乗っていくのです。」と述べている (95 頁)。つまり、外出は許可制であり、かつ軍人が同行しなければならなかったと語っているのだ。許可制であれば外出の自由はない、という当たり前のことが朴氏には分かっていない。

「廃業の自由」があったという論拠として挙げられている証言は、「部隊長が働きかけて私を故郷に帰らせてくれた。(中略) 慰安婦として来て、病気になり (契約) 期限も満了したので、出て行くという公文を作ってくれた」と述べている (95 頁)。

「廃業の自由」とは、辞めようと思えばいつでもすぐに辞めることができる自由・権利のことである。しかし、この証言が言っていることは、①契約期限を満了したこと、②病気になって「慰安婦」としての使役に耐えられなくなったこと、③軍の許可が出たこと、の三つの条件が重なってようやく辞めることができたということだ。

これまでの研究では、「慰安婦」が辞めるためには、契約がある場合、①契約期限の満了、②前借金の全額返済、③慰安業者の承諾、④軍の承諾、の四つの条件を満たすことが必要であり、したがって「廃業の自由」はなかったことが明らかになっている (なお、契約がない、略取・監禁によるレイプの場合も「廃業の自由」はない)。朴氏が引用した証言もこのこと (朴氏の主張が誤っていること) を裏付けるものとなっている。

朴氏は、自分の主張の論証ができていないのである。

Ⅳ. 朴裕河氏は、植民地支配責任をきちんと論じていない。それは、朝鮮人「慰安婦」の多数が未成年者であったことを否定しようとするところに、典型的に現れている。

朴氏は、実際に存在したのは「大多数の成人慰安婦」であり、「少女慰安婦」は「全体の

なかでは少数だった」と述べている（153頁）。その論拠は、アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告」第49号に、朝鮮人「慰安婦」20名の平均年齢が25歳と書いてあるからだという（同上）。

しかし、すでに多くの論者が指摘しているように、この資料には、1944年10月1日（「尋問報告」作成日）時点での20名の「慰安婦」の年齢が記されている。これら「慰安婦」が徴募されたのは1942年5月～7月初旬だということもわかっているので、徴募時の年齢は少なくとも2歳引かなければならない。そうすると、21歳未満の未成年者は過半数の12名となり、朴氏の主張とは逆の結論になる。

なぜ、未成年者が過半数になるのかということだが、それは、日本内地から移送する場合には、婦人・児童の売買禁止に関する諸条約の規制があるので、売春の経験者であり、かつ年齢は満21歳以上の女性でなければならないという指示を内務省が出していたが、植民地では、この指示が出されなかったからだ。明らかな植民地差別だが、朴氏の著書にはこのような分析はないのである。

*

以上の通りですが、当日、上野千鶴子さんが、『帝国の慰安婦』について、優れているとは一言もいっていません、という趣旨の発言をされていたのが印象的でした。しかし、この本が植民地支配の罪というものを一貫して突きつけたというように評価されたのは、事実と異なるのではないかという違和感を持ちました。朴裕河さんは、「植民地の貧困、人身売買組織が活性化しやすかった植民地朝鮮の社会構造、朝鮮社会の家父長制」など（138ページ）については語っていますが、日本の植民地支配の罪については語っていないのではないのでしょうか。

日本語版『帝国の慰安婦』も修正すべきである

李吟京（立教大学など非常勤講師）

それなりには期待した研究集会だった。感想を先に言うと、期待した分がっかりした場であり、とても興味深い場でもあった。個人的に期待していた理由は、日本で朴裕河氏の韓国語版と日本語版『帝国の慰安婦』の内容を巡って＜健全＞で厳密な議論ができる初めての集まりだと考えたからである。2015年2月にソウル東部地裁が韓国語版『帝国の慰安婦』の出版禁止仮処分の申請を一部認めて34カ所の記述が日本軍「慰安婦」被害者9人の名誉を毀損していると決定してからも、日本では韓国語版の34カ所の内容が日本語版にどのように記述されているのかなどの検証は行われて来なかった。さらに、生存者たちがどういう思いで名誉毀損を訴え、裁判の過程で何があったのか知ろうとしなかった。このような状況は韓国でも同様だったが、特に2015年11月19日に韓国の検察が著者の朴裕河氏を名誉毀損の容疑で在宅起訴（刑事）して以来、焦点は本の内容から起訴という出来事と学問の自由の問題へ移ってしまった気がしていた。

そのような経緯があったから、3月28日の研究集会で『帝国の慰安婦』の評価が違ふ研究者や関係者がかなり立ち入った検討を行った意味は大きい。それだけではなく、「帝国の慰安婦」という仮説そのものが成り立たないことがその検証を通じて明らかになったと感じた。

しかし、素材の『帝国の慰安婦』に基づいて発言を準備した批判側に比べて、擁護側は本の分析や批判への反論はあまりせず感情的としか言えない発表を行ったのには正直に驚いた。例えば、浅野豊美氏、木宮正史氏、大田昌国氏らは、自分（あるいは先輩の日本人学者）がかつてマイノリティー（在日朝鮮人、韓国人、沖縄人、アイヌ、在日台湾人）に加害責任を問われた経験から、民族主義を越えろと声をあげた。擁護派も、今回のような懸案を扱う研究集会を開くために、それぞれ打ち合わせを重ね発言者を選び準備をしてきたはずなのに、実際の発言はこの程度かと思わざるをえなかった。そして、擁護派のコメンテーターとして登壇した李順愛氏については、発言を依頼するにあたってその趣旨をきちんと伝えたのかという疑問さえ起こった。なぜならば、最初の部分は何を言っているかわからないほど自信のない声と表情だったため、そんな場に立たされた彼女が可哀想だと感じたからである。しかし、最後の「在日韓国人として恥ずかしいと思います」という発言を聞くと、彼女の起用には（意図したかどうかはわからない

が) 擁護派として在日朝鮮人女性も一人くらい壇上に立たせないとまずいという思惑があったのではと感じてしまった。擁護派では唯一西成彦氏が著作の内容に少しは立ち入って擁護論を展開しようと努めたが、批判側の反論や質問については在日と韓国人の「欲望」の表現だとまで言って批判した。しかし実祭にはそれとは逆で、感情的な民族主義批判に続く李順愛氏的一幕から、在日朝鮮人女性を利用してまで韓国・在日の民族主義を批判したがるリベラル知識人の欲望を垣間見ってしまった気がする。そして、その場にいた韓国人としては、「韓国だったら異論は言えないです」などの侮辱的な発言には呆れてしまったし、擁護側の論者は口をそろえて民族主義を越えろと声高に言うが、実は彼らこそが民族主義のしがらみに囚われているのだと感じた。これは今回の集会で興味深かった点である。

3月28日の集会に集まった人たちは、もちろんみんなが日本軍「慰安婦」問題の解決を望む人だったのだろう。しかし、「慰安婦」問題は日韓関係の棘だという発言や12月28日の合意について「賛成する被害者もいると韓国の外務部から聞いた」との擁護派のヤジを聞くと、「解決の中身」こそ大事だと改めて感ずる。

本についての立ち入った議論を主題としたこの集会で、批判側は検察起訴など裁判は付随的な問題としたのに、擁護派は本の検証より始終一貫検察起訴への見解の表明と起訴の取り下げを要求した。それについては私も、刑事裁判の判決ではない形でなんとか解決できればと望んでいる。被害者たちが刑事裁判で勝っても、告発・告訴に至るまでの苦しい気持ちと起訴後起きた声明書合戦で受けた傷が癒されるだろうかと疑問に思う。被害者たちは『帝国の慰安婦』全体について問題にしているわけではない。彼女たちは自分たちの名誉棄損に当たる部分の削除を望んで2014年6月に出版差し止めの仮処分を申請した。それなのに、朴氏は2014年11月に朝日出版社より日本語版『帝国の慰安婦』を出版した。さらに、2015年2月に韓国語版『帝国の慰安婦』の出版禁止仮処分の申請が一部認められ、該当部分を伏字処理して修正版を出した。同年10月と11月には日本語版が日本で受賞が決定したが、それでも34カ所の日本語版該当部分については何の処置を取られなかった。被害者たちが怒っているのはこのようなことである。

今回の研究集会では、日本語版においてその34カ所の内の幾つかの部分(「同志的關係」など)に恣意的に引用があることも明らかになった。これが認められるなら、検察の起訴取り下げを望む擁護派がまずすべきことは、日本語版『帝国の慰安婦』を出した朝日新聞出版社に働きかけて、名誉毀損部分の訂正を読者が分かるように、当該箇所の修正をさせることではないか。5時間以上にわたる熱い議論を聴いた後、これが「今日の議論を無駄にしない方法」だと強く思った。

議論を深めてほしかったこと

若宮啓文

研究集会で様々な主張を聞いて大いに勉強になったが、同時に議論がなかなかかみ合わないもどかしさが募った。4つの観点で感想を記しておきたい。

(1) なぜかみ合わなかったのか

「帝国の慰安婦」の批判側はひたすら朴裕河氏の挙げた具体的な事象について、事実や引用の「誤り」を突いた。擁護派はそうした事案への意見開陳をほとんどしないまま、著書の「全体的な意義」を強調した。逆に、批判派は朴氏が問いかけた抜本的な問題を受け止めぬまま攻撃に終始した感がある。こうしてすれ違いが続いた。

まず集会はいわば朴氏不在の「欠席裁判」で、個々の事象まで彼女を代弁できる人がいなかった。批判に反論するなり、あるいは当たっている部分があるのなら訂正するなり、朴氏に率直な弁を聞いてみたい。

逆に「すべて間違いの捏造本だ」といった批判は、いくら何でも極端すぎて説得力を欠く。朴氏の投げた根本的疑問は、なぜ慰安婦問題がここまで長引き、解決が阻まれてきたかにあった。日本政府だけに問題があったのか。相当数の元慰安婦が受け取ったアジア女性基金を、支援団体が一方的に断罪し、受領を阻むだけでよかったのか。また、朴氏が日本という国家に「法的責任」はないとしたことに対する議論は大いにあってよいが、では、直接手を下した業者は国家に操られただけで責任がないのか。朴氏の問題提起を「日本を免責する論理」と決めつけず、研究集会にふさわしい議論がほしかった。

(2) 「同志的關係」だったか

批判の一つは、兵士と慰安婦の間に限定的にせよ「同志的關係」があったとする朴氏の言説に向けられた。これはジュディス・ハーマンが『心的外傷と回復』で指摘した「被監禁者が孤立するにつれてますます監禁者への依存を深めていく」という現象で、「同志的關係」には当たらないという反論もあった。それはストックホルム症候群とも呼ばれる現象であり、議論の入り口として貴重な指摘だったと思う。

ただ、せっかくだからもう少し議論を深めてほしかった。兵士らはただの「監禁者」だったのか。彼らも国家の命令で戦争に駆り出された被害者（被監禁者）の側面を持っていたのではないか。しかも、そこは戦場だ。下手をすれば部隊もろとも敵の攻撃にさらされかねず、兵士も慰安婦も生死を共にする運命だ。慰安婦にとっても、決定的な敵は外にあった。しかも、兵士は戦闘に出て自分の命をかけなければならない。嫌でも人も殺さなければならない。そんな過酷な境遇にある兵士たちに、女性たちが民族の壁を超え、人間としていささかの同情や共感を覚えなかったわけもなからう。

そもそも日本軍の兵士には朝鮮出身者もいたのだが、いかに差別があれ、彼らが戦場に

において日本人兵士と「同志的關係」にあったことは否定できまい。慰安婦と兵士の関係もそれに似たものがなかったか。そして、慰安婦が相手にした兵士には朝鮮人もいた。こうした構造にこそ、植民地支配と戦争の大きな罪、そして女性の悲哀があったと、私は思う。私は朴氏が「同志的關係」という言葉に込めた意味をそう解釈したが、それは間違っているのか。次の機会に議論を深めたい。

(3) 「自発的」だったか

恥ずかしいことだが、70～80年代の韓国には「キーセン観光」が盛んで、日本人団体客が大勢訪れた。かつてソウルに留学した私は、若い女性を臆面もなくホテル内で連れ歩く男たちを見かけては、目をそむけたくなくなったものだ。女性たちの心情はいかばかりだったろう。しかし、彼女らは業者に支配され、ピンハネされる存在ではあったが、公権力に強制されたのではなかった。圧倒的な貧しさの中、やむにやまれぬ事情があったに違いない、本来の意味の自由意志では決してなかったろうが、それでも物理的な強制ではないという意味で「自発的」であった。これも悲しい現実である。

植民地時代に同じような境遇の女性たちがいたことは間違いない。貧しさも、男尊女卑の風潮も、より甚だしかった時代であれば、なおさらだ。そして、希望のもてない彼女らが「どうせなら」と募集に応じ、戦場に赴いた例もあった。朴氏はそうした現実にも目を向けて、すべて「少女が強制的に連れて行かれた」かのように考える方が不自然だと指摘。そのうえで、彼女らが「自発的」に募集に応じなければならなかった社会構造に怒りを向けたのではなかったか。この解釈も間違っているだろうか。

(4) 名誉を毀損したか

朴裕河氏の起訴に対する抗議声明が「この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えない」としたことについて、「訴えた元慰安婦たちの気持ちを全く無視している」との批判があった。抗議文が誤解を与えたのなら残念だが、名誉毀損とは当事者の「気持ち」だけで決まるものではない。朴氏の本に彼女らの気持ちが傷ついたのなら、誤解を招いた著作の力不足は問われてよい。だが、本当に「名誉」が毀損されたかどうかは、より客観的な基準で判断されるべきだ。抗議声明にあったように、この本によってむしろ「慰安婦の方々の哀しみの深さと複雑さ」を感じた人は多く、日本でリベラルと思われる人々の大きな共感を受けた理由の一つはそこにあったと思う。

さらに言えば、朴氏の本は慰安婦に多様なケースがあったことを指摘したもので、原告の女性たち個々について「こうだ」と書いたわけではない。名誉毀損で裁判にするには無理があると考える理由がそこにもある。「帝国の慰安婦」の内容をめぐる議論は大いにあるべきだが、それは言論で行われるべきで、裁判にかけ、とくに刑事罰まで国家に課してもらおうというのは筋違いだし、危険でさえある。批判派がその議論を避けたことは、結果として刑事罰を望んでいるように感じられて残念だった。

0328 研究集会の残したもの

蘭 信三

1. はじめに

2016年3月28日の研究集会『慰安婦』問題にどう向き合うか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に』（以下、0328研究集会と略す）は、参加者に強烈なインパクトを残した。この0328研究集会の意味をどのように位置づけるかは私のなかでは大変難しかったし、いまでも難しい。というのも、集会の終盤の展開、集会の終了後の展開、メディアでの報道等々によって、「慰安婦」問題をめぐる難しさを痛感させられたからだ。何よりも、互いに多くの部分で認識を共有し本来ならば共闘すべき双方が批判しあう姿に、暗澹たる気持ちにさせられた。本研究集会の呼びかけ人である外村大さんの努力や意図とはかけ離れて事態は動いていった。しかしだからといって希望は捨てていない。というのも、この研究集会は「慰安婦」問題に関するいわゆる中間派の人びとに大きなインパクトを与え続けているからだ。

2. 0328 研究集会の経緯

まずは、この研究集会が開催されるに至る経緯を振り返ってみよう。

朴裕河『帝国の慰安婦』が2013年に韓国で、2014年に日本で刊行されるや日本ではたちまち話題を呼んだ。そして、韓国での刊行1年後の2014年6月に韓国で民事訴訟が争われ、同年11月に検察庁による在宅での起訴が行われるにいたった。この事態、とりわけ検察庁による起訴を憂慮し、2015年11月26日に日米の54名が「朴裕河氏の在宅起訴に関する抗議声明」を出し、日韓双方の社会にインパクトを与えた。その際、本研究集会の呼びかけ人である外村大さんは、声明に賛同するかどうかで悩み、もう一つのアクションとして日本軍「慰安婦」問題についての問題提起としての研究集会を呼びかけることとした。そして、第一弾として「慰安婦」問題、また朴裕河さんをめぐり意見の異なる二つのグループが討論の場を共有し、互いの意見をぶつけ合うという画期的な場もたれた。これが、0328研究集会が実現するに至った大まかな経緯である。

早い段階から外村さんにこの件を持ちかけられ、外村さんと長らく共同研究を続け彼を畏敬する私は、全面協力・全面支援を約束していた。そして、外村さんが金富子・中野敏男・梁澄子、鄭榮桓さんらと、もう一方の当事者である西成彦・本橋哲也さんらと話し合う過程を見守ってきた。むろん、途中で何回かは無理かもしれないと心中では諦めかけたが、外村さんの粘り強い交渉と双方の代表（本研究集会の実行委員となる）の勇気ある決断とで、0328研究集会は実現するに至った。

当初の経緯から、そして外村さんが頼みやすいということから、研究集会の司会を引き受けることになった私は、互いに歩み寄れる集会になるかもしれないし、物別れに終わるかもしれないし、画期的な集会になるかもしれないし、最悪のものになるかもしれないといういくつかのシナリオをイメージしながら、0328研究集会に臨んだ。朝鮮近現代史の専門家で

この問題にも発言を重ねている板垣竜太さんとのダブル司会であったが、私は、ともかくも研究集会が無事に開会出来ることが第一の目的であり、ついで双方が同じテーブルについて互いの意見に耳を傾けあい、意見の異同を確認しあうことが第二の目的であり、そして望むべくは次の集会へのステップを示唆して終わることが第三の目的であると考えていた。

外村さんが種々に拗れていたこの「慰安婦」問題という火中の栗を拾いつつも、今回の一回だけで終わらせるのではなく、継続的な議論による「慰安婦」問題解決を目指し、朴裕河さんをめぐる認識や行動の相違を解きほぐす糸口を目指した第一弾が本研究集会であった。

13 時開場、130 名定員の会場はほぼ埋め尽くされ、両サイドに椅子を臨時に置いたが、それもほぼ埋め尽くされ、研究集会に登録された参加者やマスメディアの関係者で会場はほぼ埋まり、これから始まる研究集会への注目と期待とで会場は緊張感に包まれた。

13 時半開演、外村さんの開会の挨拶に続いて、双方の報告者とコメンテータによる報告・コメントが粛々と行われていった。登壇者の全員が日本軍「慰安婦」の問題が植民地支配と帝国日本の根源的な責任によるものであるという点を大前提としており、そこに何ら認識の違いはなかった。だが、朴裕河著『帝国の慰安婦』が「慰安婦」問題の理解に貢献した意義を強調するか、その作品の欠点を厳しく批判するかで、立場がはっきりとわかれていた。もともと、この点で齟齬があった双方を同じテーブルに着かせるという外村さんの意図からすると、当然の成り行きだったわけであるが。

双方の報告は立場を反映させながらも、それぞれ見事であった。直に報告を聞くことで、改めて多くのものを学んだ。ここで特筆すべきことは、朴裕河さんが検察庁によって起訴されたことについて、「それは本意ではない」という点で双方とも一致していたことである。

私は、朴さんを批判する登壇者の報告に多くを教えてもらったが、この一点がもともと強く響いてきた。そうなのか、本意ではないのかと。もともと、私が朴裕河さんと共同研究をしており、声明にも署名したもものとして、このことに過剰に共振したのは当然のことだが。

その後休憩をはさんで、司会の板垣さんと私が問題を整理し、指定討論者がそれぞれ5名登壇して意見をコンパクトに述べた。ここまでは、双方が面と向かって互いの意見に耳を傾けあい、意見の異同を確認しあうという第二の目的は実現された、と思った。そして、あるいは、最後の総合討論で次のステップに向けてのそれなりの成果が出せるかもしれないという希望を感じさせた。立場の違う双方がずっと接近した雰囲気があった、と私はそう感じた。ただ、私のなかで「希望」が「欲」となり、双方から若干名ずつの代表に登壇してもらい、最後の議論へと向かうシナリオをとっさに考えた、時間は17時をゆうに越えていた。双方が意見を聞いた結果、最後に何を論ずるべきか、課題はなにか、を明確にしたかったからだ。「次の予定があって時間がないから、登壇できない」という上野千鶴子さんに無理を言って登壇してもらった。

西さん・上野さんと梁さん・鄭さん・小野沢あかねさんという双方を代表する論客に登壇して最後の議論となった。だが、(検察庁による)「起訴を取り下げられないか」という上野さんの思い切った発言で(それは本来、朴裕河さんを支援する声明派の皆が思っていたこと

だが)、会場は騒然となり、最後の本橋さんと中野さんの総括に移ったが、対立点が表面化して、司会は外村さんをはじめとする実行委員の皆さんへの感謝も、登壇者への謝辞も表せない状況となった。むろん、次の集会へのステップを提示することなど出来なかった。

3. 証言から語りへー0328 研究集会の一つの課題

最終場面での思わぬ展開と、司会の不手際によって最後のまともな挨拶も出来なかったし、何よりも目の前に見えていた大きな成果も手中から滑り落ちていったことで、私は茫然自失となり、閉会後も自責の念に苛まされた。最後の場面での顛末に納得できなかった。

しかし、時間の経緯とともに、そして双方の意見に素直に耳を傾けたいわば中間派の若手からの熱のこもった感謝のメールに勇気づけられた。そして、この研究集会で「得られたもの」をもっときちんと見るべきであろうと考えるようになった。ともかくも、双方が同じテーブルにつき議論するという当初の目的は達成されたのだから。そして、「慰安婦」問題については今後も議論され続けるのだから。

この研究集会を踏まえた第二弾とまでは位置づけられないが、この 0328 研究集会に参加した人びとが主になって、本年 9 月 4 日に日本オーラル・ヒストリー学会で「戦時性暴力とオーラルヒストリー」というシンポジウムが準備されているのだから。このシンポジウムの登壇者のほとんどがこの研究集会に参加しており、強いインパクトを受けている。もっとも、このシンポジウムは昨秋から準備されていて、むしろ本集会よりも先に企画されていたが、0312 の立命館における戦時性暴力に関する比較研究的なシンポジウムと、本研究集会を経るなかで、これら二つの議論の成果を踏まえたものにならざるをえないと、皆が思っているからだ。そういう意味で、本研究集会は一回性で終わったわけではない。外村さんのアクションは引き継がれていくのだ。

9 月に予定されているこの「戦時性暴力とオーラルヒストリー」というシンポジウムが引き受ける論点の一つは以下である。すなわち、本研究集会でも、元「慰安婦」の語りが「当事者の語り」として「特権化」されて報告されていたが、その証言としての元「慰安婦」の語りに関する理解はあまりにもナイーブなものであった。現在のオーラルヒストリー研究の水準から言えば、元「慰安婦」たちの語りは多様となる可能性を持っている。しかし、それは、対面的な「語りの場」や社会的文脈としての「語りの磁場」によって規定されざるをえないと理解されよう。なかでも、長い運動や裁判闘争を経ると当事者の語りはその運動や運動体のなかで規定されてくるし（これはいわゆる「裁判の語り」とも名付けられよう）、韓国社会のモデルストーリー（ある種同型的で標準化された語り）によって規定されてくる。元「慰安婦」たちは「あのとき・あそこ」での過去の出来事に関するいわゆる「証言」を言うのではなく、「いま・ここで」の社会的な文脈に規定された「物語を語る」のである。

過去の体験は複雑だし、それは様々な文脈が輻輳している。様々な場面があるし、そのことへの体験者の解釈も幾通りもある。「あのとき・あそこ」での過去の出来事は、同じ場に居合わせながらも別々の見方も生まれうるし（いわゆる「羅生門的な現実」）、それ以降の戦後におかれた状況（それを戦後体験ともいえるが）のなかでその解釈は変わりうるし、とり

わけ裁判の語りが主流となるとどうしてもそれに規定されてくる。いまや、このような見方は、オーラルヒストリー研究においては構築主義ばかりでなく実証主義も共有している見方である。すなわち、確固とした不動の語りなどないのである。複数の語り、語りのなかの多声性、語りの変化をどう聞きとり、読み取るかが重要なのである。(蘭信三(2015)「オーラルヒストリーの展開と課題」『岩波講座 日本の歴史 第21巻 史料論』岩波書店)

朴裕河さんの仕事が画期的なのは、元「慰安婦」たちの多様な語りを掬いあげて、韓国社会における「慰安婦」問題に関するモデルストーリーを相対化した点にある。少なくとも私の評価はここにある。沖縄戦に関する論争においても「当事者の証言」の真偽が実証性という土俵で問題化された経緯がある。その論争を踏まえた戸邊秀明さんの最近の仕事(戸邊秀明(2015)「沖縄戦の記憶が今日に呼びかけるもの」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争』岩波書店、2015年)においてこの点は見事に腑分けされて論じられている。沖縄戦と「慰安婦」問題の文脈はもちろん大きく異なるが、戸邊さんの示す視点は「当事者の証言あるいは語り」に基づく議論にとって、大いに参考になろう。

朴裕河さんの仕事は、もちろん完璧ではない。大きな長所と大きな欠点を併せ持っている。たとえば、朴さんの議論は運動体を批判するだけでなく、それは意図せざる結果として、「慰安婦」問題を否定したい人たち(修正主義者)からも利用されかねないだろう。朴裕河さんを批判する人たちの批判点のひとつは、じつにこの点にもあるが。しかし、吉見・上野論争時にも方法論的に実証主義と構築主義がかみ合わなかったし、「歴史の再審」と「歴史の修正」とは裏表の関係にあり、それは複雑に絡み合っていることは言うまでもない。植民地支配は犯罪であったと弾劾すれば済むほど「歴史の真実」は単純ではない。じつはここに修正主義者が現在の社会でここまで影響力を持つにいたった背景があろう。

以上の点は、視点を変えれば、究極のところ、「植民地支配のなかでの主体性は言葉の本来の意味において主体的なのか」という難問とも深く関連している。マクロな意味において植民地支配の罪は明らかである、もちろん、この研究集会に参加した人たちは、この点において修正主義者とは決定的に異なっている。しかし、植民地支配下においても人びとはよりよい生き方、よりよい生活を目指して努力する。植民地支配下で子どもは無邪気に努力するし、世慣れた大人は手段として努力もする。では、この人びとの生き方やある種の「主体性」を植民地支配という大枠における「あがき」でしかないと切って捨てることはできるのだろうか。マクロな規定性を見据えながらも、ミクロな人びとの生きざまを見ていくことこそが、そこに介在するメゾレベルの状況をつぶさに見ていくことが植民地支配を考える視点なのではないか、そうでないと植民地支配の暴力性は本当には見えてこないという現在の植民地研究の一つの流れを朴裕河さんはくんでいる、と私は考える。

0328 研究集会に欠けていたものは、このような植民地支配というシステムの持つ複雑さ、狡猾さを踏まえたうえでの、精緻な議論の場であった。しかし、0328 研究集会は強いインパクトを残したし、少なくとも次のシンポジウムに強烈な刺激と息吹を与えた。外村大の「蛮勇」は生き続けているし、少なくとも私は生き続かせる。

日本軍「慰安婦」制度の責任をめぐって

2016年3月28日に東京大学駒場キャンパスで開かれた「研究集会・『慰安婦』問題にどう向き合うか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に」で、私は蘭信三氏とともに司会を務めた。なぜ私が司会者として京都から呼ばれることになったのかは今も不明だし、5時間以上にもわたって続いた研究集会を実際にうまく進められたかどうかという点においても全く自信がない。どこかに落としどころがあるとは最初から思っておらず、議論はすれ違いになるだろうと予想はしていたが、争点ぐらいははっきりさせようと目論んでいた。しかしながら実際には争点も十分に詰め切れず、議論が堂々巡りになってしまっていた感が否めない。司会としての力不足を痛感した次第である。

私が朴裕河氏にはじめて会ったのは、「批判と連帯のための東アジア歴史フォーラム」（以下「歴史フォーラム」）という集まりにおいてであった。この歴史フォーラムは2001年にはじまり2006年に一区切りがついた日韓間の歴史対話のネットワークであった。新しい歴史教科書をつくる会の教科書採択をめぐる一連の問題をきっかけにスタートしたものであるが、日本の歴史認識の問題のみならず韓国の「国史」も、さらにはナショナル・ヒストリーそのものを批判的にとらえていこうという趣旨で進められた。半年に1回、日韓を往復しながら対話を積み重ねた。発足時点で大学院生だった私は通訳として最初関わり、その後報告もし、間もなく事務局的な役割を担うことになってしまった。この歴史フォーラムの議論は毎回刺激的であったが、回を重ねるにつれて、さまざまな矛盾や葛藤が生じていった。それは一体何だったのか。それが単なる人間関係のこじれといった問題ではなく、歴史をめぐる東アジアの現在の言説編成に深く関係していると思った私は、歴史フォーラムのいわば「卒業論文」として、その経験をベースとした論文をまとめたことがある（『批判と連帯：日韓間の歴史対話に関する省察』『文化人類学』74-2、2009年）。そこで論じた一つのトピックが「和解の政治」であり、そのなかで取りあげたのが朴裕河『和解のために』と日本におけるその受容の問題点であった。私は『帝国の慰安婦』をめぐる現在の言説状況も、基本的な部分はその延長で形成されていると考えている。

ただ、『帝国の慰安婦』は『和解のために』に比べて日本軍「慰安婦」制度に対して相当踏み込んだ議論を展開しており、だからこそ訴訟を含む大きな論争を巻き起こすことになった。研究集会でもその一端が表れていたと思う。私は司会として、途中で5つほどの論点を整理したが、ここではそのうち最初に挙げ、また総合討論でも重視した責任をめぐら問題について一言書くことにしたい。

研究集会の発言者のなかで、日本軍「慰安婦」制度に関して日本に何ら責任がないという立場の人は皆無であったし、それは朴裕河氏と同様である。にもかかわらず『帝国の慰安婦』の評価が真反対となってしまう理由の一つは、その「責任」の設定の仕方が異なるからではないかと私は考えた。この点を研究集会で深めようと目論んだのだが、十分には論じきれなかった。

鄭栄桓氏は、日本軍「慰安婦」制度における日本軍の責任について、『帝国の慰安婦』が、「需要」「黙認」「発想」などの責任のみを認め、法的責任は問うことができないと主張した本だと整理した。私も、『帝国の慰安婦』が日本軍や日本政府の法的責任について否認論の立場をとっているという以外の解釈はできなかった（同書46,172,201-202頁などに繰り返し明記されている）、この読みには同意する。

一方、『帝国の慰安婦』に可能性を認める論者の議論のなかには、法的責任の問題とは別に、同書が「帝国」や「植民地支配」の罪や責任を深く問うた本だという評価の仕方がよく見られる（鎌田慧氏や中沢けい氏の評価など）。今回の研究集会においてもそうであった。たとえば上野千鶴子氏は、この本が「植民地支配の罪というものを一貫して突きつけた」もので、これまでの「慰安婦」論のなかで「日本人としての痛覚を最も呼び起こすものだ」と評した。また、植民地主義と侵略戦争の克服という課題に長いあいだ向き合ってきたという太田昌国氏は、

この本が「帝国のおこなった植民地支配そのもの」を問うための論拠をはらんでいると述べた。千田有紀氏は、「暴力を振るうというような形態での支配」は「支配としては破綻している」のであって、「自発性を引き出す」ような「より巧妙な支配」こそが「一番すごく悲惨な支配の完成形」であり、その点において同書が「植民地主義の悲惨さを際立たせた」と論じた。

私はこの辺に研究集会での討論の「すれ違い」の一因があると思量している。後者のような議論が、日本軍「慰安婦」問題における日本国の法的責任を前提としたうえで、それでもなおかつ考えるべき問題として提起されたのであれば意味あることだと私は考える。すなわち、＜日本国の法的責任を問うのが困難な領域にも同時に注目しなければならない＞という問題提起であれば、それは重要である。明確に法的責任を問えない領域については日本国および日本人の責任そのものが存在しない、という考え方に抗する必要があるからである。しかしながら、そのような問いに向き合うために、『帝国の慰安婦』は適切な出発点なのであろうか。

この点について少しだけ敷衍しておきたい。日本国(日本軍、日本政府)の法的責任をめぐる立場の違いとして、まず、当時の法体系(国内法/国際法)に照らした場合、(仮に当時の法体系そのものの限界はあったとしても、そのなかですら)違法であり法的責任があるという立場がある。すなわち国内法でいえば刑法違反、国際法でいえば婦女売買禁止国際条約、強制労働に関するILO条約、奴隷条約、ハーグ陸戦条約などの違反である。この立場をAと記号化しておこう。一方、当時の法体系では責任を問えないとする立場をBと記号化しておこう。また、現在の問題解決のために、日本の法的責任を追及すべきであるという立場(これをAと記号化する)と、日本の法的責任を追及すべきでない、ないし得策でないとか不可能であるといった立場(これをイと記号化する)がある。この組み合わせとしては：

- ①B&イ：日本国の法的責任はなく、現在追及もしない
- ②A&イ：日本国の法的責任はあるが、現在は追及し(え)ない
- ③A&ア：日本国の法的責任があり、現在追及すべきである

という立場がありうる。

鄭栄桓氏が近著『忘却のための「和解」』(世織書房、2016年)で明快に整理しているように(24-37頁)、上記の①、すなわち当時の法体系では日本国の法的責任を追及できないし、現在も追及すべきでないという立場を取っている点において、『帝国の慰安婦』は秦郁彦氏らの主張と結果的に同型になってしまっている(あくまでも「結果的に」ということであって、朴裕河氏がそのような秘めた意図を持っているなどというつもりはない)。一方、たとえば大沼保昭氏らの路線は②A&イである。それに対して、2000年に開かれた女性国際戦犯法廷に代表されるような③A&アの立場がある(それは私の立場でもある)。

『帝国の慰安婦』への高い評価が、①の立場からおこなわれるのであれば、論理的に一貫しているので矛盾はない。問題なのは②あるいは③の立場だったはずの人が、①の立場にある『帝国の慰安婦』をもとに、帝国や植民地支配の問題を論じようとするケースである。繰り返しになるが、＜日本国の法的責任を問うのが困難な領域にも同時に注目しなければならない＞という問題提起ならば理解可能である。しかし、そのような領域について議論するために、あえて『帝国の慰安婦』に依拠したりその「可能性」に賭けてみたりする必要があるとは、私にはどうしても思えない。それはむしろ議論の前提に据えられるべき土台が揺らぐことになるのではないだろうか。朝日新聞書評のなかで高橋源一郎氏は『帝国の慰安婦』を「不動の恒星」と位置づけたが、仮に「不動の恒星」と呼ぶべきものを設定しうるとするならば、それは日本軍「慰安婦」制度に関する日本国の法的責任(A)ではないか。“Not only A but ~”というときに、Aを否定・軽視するのではなく、「Aを前提として~も同時に考える」という同時性が重要なのではなからうか。

この辺を総合討論で議論したかったのであるが、残念ながら未消化のまま終わってしまった。以上はその「あとがき(postscript)」である。

朝鮮人「慰安婦」の植民地的特徴と「植民地支配の罪」

金 富子（実行委員、当日発言者）

わたしは、昨年末に外村大さんに呼びかけられて実行委員となり（中野敏男さんも参加）、さらに批判側の指定発言者の一人として、準備過程と当日の集会に関わった。実行委員会で金・中野の二人は公開を主張したが、非公開になったのは残念だった。その結果、人数制限をして両者それぞれが参加案内を出す形の事前登録制になり、参加したかった人々や、当日参加したけれどもどっちにも属さない人々を困惑させたことは、実行委員として申し訳なく思っている。

外村さんをはじめ集会関係者に謝意を表しつつ、参加記を書きたい。

1. 『帝国の慰安婦』への評価はなされたのか

全体的な印象から述べたい。当日の論点は三つあった。第1に、『帝国の慰安婦』の事実関係をめぐって、第2に、同書の支援運動（挺対協）批判をめぐって、第3に、被害女性が起こした同書への名誉毀損裁判をめぐって、であった。ここでは、主に第1点目を述べる。

批判側が『帝国の慰安婦』に描かれた事実関係や朝鮮人「慰安婦」像の致命的な問題点を具体的・実証的に指摘して批判した（鄭榮桓氏、小野沢氏、吉見氏、金昌祿氏、筆者、当日配布資料の永井和氏、能川元一氏など）のに対して、擁護側からはそれらを同書の「つめの甘さ」（木宮氏）「脇の甘さ」（上野氏）などと認めつつも、具体的な事実関係の反証がなされず、感覚的な評価が多かったように思った。「被害者でなく協力者だった可能性という二項対立の止揚」（西氏）、「韓国社会からの歩み寄りが必要」という「新たな試みの意図」を評価すべき（木宮氏）、「植民地支配の罪を突きつけた」（上野氏）などがそれである。しかし同書が西氏・木宮氏のいう重要な問題提起をしたとしても、恣意的な引用をしてもいいのか、ありもしない根拠を創りだしていいのか、事実を歪めていいのか疑問に思った。「植民地支配の罪を突きつけた」という評価も、何を指すのか具体的に述べられなかった。今回の集りの趣旨から言えば、残念だった。

朝鮮人「慰安婦」問題とは、被害者が日本政府に謝罪と補償を求めている、何が被害にあたり加害者は誰かという歴史的な事実関係を扱う問題であることを考えれば、『帝国の慰安婦』において、こうした事実関係の論証がずさんであることは決定的な問題点となるはずだ。したがって、ずさんな論証で導きだされた朴裕河氏独自の朝鮮人「慰安婦」

像（未成年や性奴隷の否定、兵士との同志的關係、愛国など）や日本軍・政府の責任を否定・軽視する業者主犯説もまた、学問的に否定されるべき致命的な誤謬になる。つまり朴裕河氏が描く朝鮮人「慰安婦」像・慰安所論は、歴史的根拠が脆弱な「砂上の楼閣」なのだ。西氏が評価した「二項対立の止揚」も、西氏自身が述べた通り「幻想や錯覚」にすぎないのではないかと。

もかかわらず、擁護側の研究者たちが、同書の核心とも言うべき朝鮮人「慰安婦」像・慰安所論とその論拠に対して、学問的な厳密さを検証しないばかりか、「つめの甘さ」「脇の甘さ」などと些末なことのように軽視したことに、大きな違和感をもった。

2. 『帝国の慰安婦』は、「植民地支配の罪を突きつけた」（上野氏）のか

当日わたしは、同書が「多様性」（54人声明）、「多様な慰安婦像」（上野氏）を描いたと擁護側が評価していることに対して、朴氏による「朝鮮人慰安婦で少女は『少数で例外的』」とする新説に歴史的根拠がないこと、こうした朝鮮人「慰安婦」像は従来の研究や証言を否定した朴氏独自のものであり、「多様性」を示したとは言えないことを論証した。

重要なことは、朝鮮人「慰安婦」には成人も公娼出身もいて多様性があったが、全体像をみれば性的経験のない未成年が多かったのは、植民地支配と民族差別に基づく国際法の植民地除外や、（日本軍兵士への）性病対策などを理由にした「日本政府・軍の意志」であったことである¹。日本と違って、朝鮮から多くの少女を徴集したこと自体が、植民地支配に由来する民族差別であり、上野氏の言葉を借りれば「植民地支配の罪」に当たる。これは、歴史的な根拠（資料・証言）に基づく朝鮮人「慰安婦」の植民地的な特徴なのである。

上野氏が同書に対して「植民地支配の罪を突きつけた」と評価するならば、朝鮮人「慰安婦」の多くが「少女であった」という植民地的特徴を朴裕河氏が否定していることをどう考えるだろうか。これは、わたしが集会で述べたように、上野氏がいう「モデル被害者」像批判＝「モデル被害者論」²に関わる問題であるからだ。上野氏から応答がな

¹ 吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書、1995年。Fight for Justice ブックレット3『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任』（御茶の水書房、2015年）、Fight for Justice ムック『〈平和の少女像〉はなぜ座り続けるのか』（世織書房、2016年）など。

² 上野氏は、「慰安婦」を語るパラダイムの一つに性奴隷パラダイムがあるとして、このパラダイムは朝鮮人「慰安婦」に関して「連行時に処女であり、完全にだまされてもしくは暴力で拉致され、逃亡や自殺を図ったが阻止された」という「モデル被害者」像＝「無垢な被害者」

かったのは残念だった。

3. 「モデル被害者論」の呪縛を解くために

強調したいのは、朝鮮人「慰安婦」に性経験のない少女が多かったという歴史的な事実と、上野氏の「モデル被害者論」が唱える「娼婦差別」や日本人「慰安婦」への分断は、分けて論じられるべきということである。

上野氏は、朝鮮人「慰安婦」の実態が性奴隷であり強制性を強調することが、そうではない日本人「慰安婦」との対立（分断）をもちこむ「娼婦差別」であり、家父長制の強化であるばかりか、「反日ナショナリズム」への動員につながると強調した。この「モデル被害者論」は、「娼婦差別」や家父長制に敏感な日本（や韓国）のフェミニストや、挺対協など韓国女性運動への批判者に一定の共感を呼んだらしく、いまもその呪縛が解けていないと思われる。

たとえば、上野氏によって「モデル被害者」像は韓国女性運動がつくった「民族言説」と決めつけられているために、先述したように、政策的な裏付けがあり、その多くが未成年であった朝鮮人「慰安婦」の植民地的特徴や、慰安所では性奴隷であり強制だったことが言いつづらくなっている。さらに「モデル被害者論」は、韓国女性運動がつくったとされる「娼婦差別」的な「反日ナショナリズム」に対して、一見フェミニズム的に批判したかのような構図もつくられている。〈平和の少女像〉も多様性を抑圧したことにされる。つまり上野理論＝「モデル被害者論」への批判者は、「娼婦差別」論者やナショナリストにされてしまうのだ。

しかしながら、朝鮮人「慰安婦」の多くが「少女だった」という植民地的特徴を述べることをイコール「純潔主義」的な民族言説と一面的に決めつけることは、先述した通り、その論者が「植民地支配の罪」を理解していない証左となる。朝鮮人「慰安婦」の特徴は、民族言説や「娼婦差別」・日本人「慰安婦」差別とは別次元の、植民地ゆえの歴史的事実だからだ。

わたしは、上野氏が運動側に隠蔽されたと主張する「不純な被害者」像（換言すれば「モデル被害者像」批判）を全面的に展開したのが、『帝国の慰安婦』であると考えている。つまり『帝国の慰安婦』の朝鮮人「慰安婦」像は、上野理論の実践なのである（現在、それを論証する論文を準備している）。

4. 運動体への根拠なきバッシング

研究集会でビックリしたのが、会場から浅野さんが「バ

ウの方に是非お願いしたいんですけど、ハルモニの方たちに、自由に第三者が会えるようにしてください」と叫んだことだった。場内はざわつき失笑が漏れた。

ここには二つの勘違いがある。第一に、バウとはVAWW RAC（「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センター）を指すと思われるが、浅野さんはVAWW RACが被害者を直接ケアする運動体ではないことをご存知なかったのではないか。第二に、「会わせる」権限を運動体に求めるのは筋違いである。ハルモニたちが決めることだからだ。

運動体への誤解や偏見を招く根拠がないバッシングは、お控え願いたい。

今回の研究集会は、残念ながら、平行線のまま終わった。それでも擁護側の主張を直に聞いたのは、勉強になったし、得難い経験であった。評価をめぐって何がどう違うのかを肉声やパフォーマンス（擁護側の裁判や運動に対する事実誤認、上野氏の途中退場、発言中の中野さんへの妨害発言含め）も含めて肌身で感じたからだ。

集会で明らかになったのは、擁護側に属する人々に、「慰安婦」被害者や運動当事者の話を直接聞いた人があまりいないこと、韓国検察の朴裕河氏への在宅起訴が「慰安婦」被害者の訴えで始まり調停に朴氏が参席していない実情をわかっていないこと、慰安所での「慰安婦」たちの主体性とかエイジェンシーを強調するのに（フェミニスト含む）名誉毀損を起こした「ナムムの家」被害女性9人の主体性はけっして認めないこと、朝鮮人「慰安婦」の多くが未成年であった事実は「植民地支配の罪」に由来すること（したがって「娼婦差別」や日本人「慰安婦」差別に当たらないこと）を理解していないことだった。つまり、擁護側は、「慰安婦」制度研究や支援運動、被害女性による朴氏への名誉毀損裁判、被害女性の主体性、植民地支配の実相について、「観念的理解」（小野沢氏）にとどまっているのではないだろうか。

それでも、最後のまとめ発言で、本橋哲也さん（実行委員）が54人の「抗議声明」に署名したことを反省すると表明したことに、一縷の望みがあるのではないかと思った。

像をつくったとし、これは韓国の女性運動がつくった民族言説だと主張した。同『ナショナリズムとジェンダー』（青土社、1998年）。同書は韓国語版がある。

3月28日の研究集会を終えて

外村 大

朴裕河氏の論著をめぐって開かれた今回の集まりについては、「意義深い会だった」という声は、聞こえてこない。しかし、私自身は壇上から発せられた言葉によってさまざまなことを考えさせられたし、その発言を記録として残し、公表することは意味を持つと信じている。通常の集会や各種研究会以上に気を使う場にもかかわらず、報告者・コメンテーター・指定討論者を引き受けていただいた方々に敬意を示したい。また、実行委員会のメンバーは相互の認識の違いがありながらも、まずは、集会を意義あるものとして実現しようという点では一致して、準備に当たっていた。いろいろ困難な条件を乗り越えて、なんとか集会を実施できたのは、私以外の実行委員の4名の力によるところが大きいことをあえて記して置き、感謝したい。

その上で、やはり、運営上の失敗があったことを認めなければならない。いろいろ反省はあるが、朴裕河批判側、擁護側というようなわけ方で参加登録を行い、受付を分けたかのように思われるようになったのは失敗であった。これは私のミスである。実際には「西・本橋梓」「金・中野梓」以外に実行委員会で協議・確認のうえで外村が連絡を出した「その他・メディア梓」での登録もいたし、わたしの知る限り、「西・本橋梓」のなかに「朴裕河さんの論著について評価が分かれていることに対して自分も判断がつかないので勉強するつもりで来た」という人がかなり含まれていたことを今一度強調しておきたい。

わたし自身は、当日、述べたように「灰色派」である。朴裕河氏に対する批判は間違ったものではないと考えながらも、その批判のあり方には疑問を持っていた。朴裕河の言説は新しい歴史修正主義であるとして、彼女の著作を全否定して価値のないようなものとして切り捨てるのでよいのか、批判するにしても、朴裕河氏の論を踏まえて植民地主義批判の議論を深める方向にうまく持っていくようにすべきではないか、と考えていた。その意味ではおそらく西成彦さんと認識を共有している部分がある。ただし、西さんらが中心となって出した、2015年11月26日の朴裕河氏への起訴への抗議声明に名を連ねた人たちと、朴裕河さんを批判している人びととについて見ると、どうも前者については「慰安婦」の被害者や彼女たちを支援する運動との接点をそれほど持たない人びとが多いのではないかと、逆に後者はそうした人びとを多く含むので

はないかというように思えて、そのことが気になっていた。

この間、「慰安婦」の問題について、被害者と関係を結びながら取り組んできた人びとが朴裕河氏に対して批判するのは、それなりの理由があるはずだとも思った。そのことが、私が今回の研究集会を発案した理由の一つである（その他いろいろ経緯はあるが省略する）。

実際の集会では、あの場にいた方はご存知のとおり、朴裕河氏に対して批判的な意見を述べた発言に共鳴する人びとがいわば「優勢」の雰囲気があった。確かに、朴裕河氏の『帝国の慰安婦』について、史料の原点にあたり、問題点を明らかにした作業は、意義があるし、そのために費やした労力には頭が下がる。また、長年、「慰安婦」とされた被害者に寄り添い、彼女らとともに運動を展開してきた梁澄子さんのコメントに対しては、感銘を受けた。

しかし、私自身が感じていた朴裕河氏に対する批判のあり方への疑問はいぜんとして消えなかった。私は歴史研究者なので、歴史研究にかかわる問題について、以下で述べることとする。念のために言えば、これは歴史研究者がこの問題について優位な立場、特権的な位置にあると考えるためではなく（むしろ歴史学の不得意な領域もあろう）、単に、私が歴史研究の分野においてのみある程度は専門家の仲間に入れてもらえるかもしれない、という考えによるだけである。

「慰安婦」をめぐる歴史研究は、それが大きな問題となり始めた頃＝1990年代初頭から考えると、相当に進んだ。その際に重要な論点の一つとなったのは、日本国家の関与であり（労働省職業安定局長による、慰安婦は民間の業者が連れ歩いた、とする国会での答弁があり、これに対する批判が沸き起こり、金学順さんが被害者として名乗り出て、「慰安婦問題」が焦点化する、という経緯があったことは周知のとおり）、その実証が精緻に積み上げられた。また、被害の深刻さを認めようとしない右派の虚偽宣伝に対抗する形で、暴力性、自由の剥奪も改めて強調された。1990年代初頭には、「慰安婦」に取り組もうとする歴史研究者はいなかったし、そもそもそれが歴史研究の対象になる、そうすることができると考えていた人もいなかったように記憶している。その頃を振り返ると、現在までに多くの史料の発掘に努力し、史実を解明してきた研究者、市民運動関係者は本当に素晴らしい仕事を成し遂げたのであり、賞賛に値する。

しかし、国家の直接的な関与による強制があったこと、わかりやすい物理的な被害が強調され、繰り返し語られると、そのことだけが問題であるかのような印象を与えてしまう。むしろ、その点について歴史研究者が自覚していないというわけではなく、直接的な国家による暴力の背景にある諸事象についても視野に入れていたことは間違いないだろう。朝鮮史研究会や歴史学研究会ほかの諸団体による2015年5月25日付の声明では、「近年の歴史研究は、…『慰安婦』制度と日常的な植民地支配・差別構造との連関も指摘」してきたとしている。

実際にそうした歴史研究の成果がないとは言わない。だが、それが果たして十分な量を持っていると言えるだろうか。そして、それが広く市民に伝えられているだろうか。いぜんとして、「慰安婦」の被害は、国家の直接的関与、物理的な暴力に触れて、このように酷い事実があった、という語りが中心になってきたのではないか。歴史修正主義に対する反論もそうしたものになっているか、あるいは少なくともそのように見えるものとなっていたと言えないだろうか。

『帝国の慰安婦』への肯定的評価のなかには、そうした語りを超える植民地支配の深刻さを論じようとしている点を理由にしている。この本についての、構造的強制性を論じている（浅野氏）、植民地の問題全体を捉えようとするものである（上野氏）との評価、あるいは、物理的な暴力ではない暴力の深刻さを指摘した発言（千田氏）もそのことを述べたものと私は理解した。

「慰安婦」問題や植民地支配の問題について考えてきた歴史学者は、このような状況を前にして、まずは自分たちの“至らなさ”“力不足”を自覚（痛苦とともに）するべきではないだろうか。そして、歴史学者ならではの方法で、つまりは文学研究者である朴裕河氏が出来なかったような形で、国家の直接関与するのではない、目に見えにくい暴力が日常的に存在した植民地社会の実態、それによって生じた「慰安婦」の人びとの被害を、専門的歴史研究者以外の市民にも効果的に伝えるにはどうしたらいいのか知恵を絞るべきではないか。そうした論著を多数、世に送り出す、このことこそが、「慰安婦」問題、植民地支配の問題を研究テーマとする歴史研究者に求められる任務であると、私は考える。

これに関連して、指摘しておきたいことがある。植民地支配での日本の加害について、しばしば右派の側

は国家の直接的な関与はない、民間における任意の行為である、自発的活動である、ということあげて国家の責任を免罪しようとする。これに対する、植民地支配の反省を確立しようとする市民運動や歴史研究者の反論は、多くの場合、実態として著しい人権侵害がありそのことに国家の責任はある、実態としての国家が関与していたという事実の提示である。例えば、労務動員について右派は「徴用」とは違う、したがって国に責任はない、という言い方をし、これに対する反論は、募集や官斡旋で来た労働者も奴隷労働に従事させられたのは同じ、要員確保には警官や末端行政の役人が関わった、という点を強調する。あるいは、創氏改名についても、右派は届出制で強制ではないと述べ、それに対する反論は、さまざまな圧力が加わった結果として多くの届出があったのだというものである（厳密に言えば法定創氏という制度があるので、法的にも強制なのであるが、ここでは省略する。水野直樹氏や故・金英達氏の研究を参照されたい）。

こうした反論は必要であり、適切なものである。だが、そうした反論に終始した場合、「形式的には国家の強制ではない」ことの持つ意味、そこから生じた支配される民衆の苦痛は視野の外に置かれてしまう。上記の例で言えば、国家の行政命令としてある事業所で働くことを強制する＝徴用ではないとすることによって可能となる、奴隷的な労働の見逃し、援護不在という国家の「責任逃れ」は問題にされなくなるかもしれないし、創氏を届けるか否かということをめぐる朝鮮民族内部での亀裂や自分が届け出て名前を変えたことからくる自責の念は見えなくなる。

「慰安婦」について考えても、国家が行政命令を出して軍人に対する性的慰安を命じたわけではない（徴用令書でそれを命じたわけではないし、国家総動員法の条文からもそうした命令を出すこと自体が不可能である）。それは、“汚い仕事には国家は関与しないし、責任を負わない”という、国家のずるさゆえのことである。そのようにしたことで、被支配民族内部に複雑な苦しみを生み出した。このように考えて「国家による強制ではない」ことの問題性を、もちろん“実態としての国家による強制”を指摘することとともに、述べていく必要があるのではないだろうか。

以上、「慰安婦」問題を考え、植民地主義の問題をより深く考える上で、参考になればと思って、述べてみた。集会の運営上の問題も含めて、忌憚のない批判を受けたい。

『帝国の慰安婦』は丁寧に読みたいと改めて思う 中野敏男(実行委員)

意義は議論の事実

集会が終わって、その実行委員としてこのような集まりがなぜ可能になったかを考えていると、AとBのいずれの側に括られていたにせよ参加者が、『帝国の慰安婦』という書物と日韓をめぐる現在の事態にそれぞれやりきれぬ思いを抱えていたのだなと改めて感じた。確かに、批判する側のずいぶん綿密な議論にも驚かされたろうが、わたしは擁護する側に見えた感情の高ぶりにとてもびっくりした。理性的な議論が望まれたが、『慰安婦』問題は日韓関係の棘だという苛立ちが思わず溢れたのだろうか。

それでも、わたしの見方では、『帝国の慰安婦』の内容的な問題点について、それを称揚している研究者やマスメディアがいるその場で、かなり立ち入った検討がなされた事実が大きい。それが本の作りからひどいこと、つまりフィクションや他の文脈の書物から都合のいい一部を恣意的に切り取って引用するとか、原著者は「そう言っていない」意味で転用するとか、あるいはこれが一番胸の痛むことだが、『慰安婦』被害者の証言さえその言葉に込められた思いを踏みこじるように利用するとか、そんな学問的手続き以前の乱用に満ちていることを、みんなが知ってしまったのだ。それが指摘された以上、今後この『帝国の慰安婦』を賞賛するためには、そんな指摘を覆し得る確かな反証を示すか、あるいは指摘された論証手続き違反を潔く撤回するよう著者を促して、それでも賞賛に値する内容が維持できると示さねばならないだろう。擁護の立場から集会に出席した研究者、ジャーナリストには、そのことを強く自覚して欲しいと思う。

『帝国の慰安婦』は、鄭栄桓氏が整理したように、①自発的な「帝国の慰安婦」という朝鮮人慰安婦像、②業者主犯説による日本政府の法的責任の否認、③日本の謝罪・反省・戦後補償の高い評価など、問題の多い「慰安婦」制度像を提示する影響力の大きい書物である。集会の議論でそれなりに共有されたこの認識を育てる方向を考えたい。

『帝国の慰安婦』という畏

ところで、わたしのような『帝国の慰安婦』を批判的に見ている立場からは、今回のようにそれを擁護する人々の肉声に接する場合は、この書物がなぜそれほど賞賛されるのかその心理の一端を知ることができて興味深かった。

一例を挙げよう。今回の集会において、擁護する側の議論の多くが「民族主義を超える」など誰も反対しない精神論一般に終始していたのは残念だったが、その中にあってそれでも著作の内容に少しは立ち入って擁護論を展開しようと努めたのは西成彦氏である。問題は、この西氏が『帝国の慰安婦』で最も重要な箇所だ(配布レジュメ13頁)とするその当の「箇所」に関わっている。

この箇所は、「朝鮮人慰安婦と日本軍との関係が**基本的には同志的関係だった**」(韓国語初版67頁、ゴチは引用者)という記述を含むところで、これは裁判所により名誉毀損と認定された34ヶ所の中でも有名な一節であるから、その意味でも確かに「重要な箇所」であるのは間違いない。この箇所が、係争中の2014年11月に、問題になっている「同志的関係」という表現は裁判を配慮した自制もなく残したまま、批判を回避する巧妙で不誠実な加筆とともにむしろ生かされて日本語版にも登場する。ここで考えてみたいのは、そんな問題的な箇所を西氏がどうして「最も重要な箇所」と認定し、またそのような認定を引き出すために朴裕河氏がこの日本語版にどんな仕掛けを施したのかという点である。

西氏は、そもそも「基本的には同志的関係」と言って名誉毀損と訴えられた朴裕河氏の本意を、日本語版に新たに付け加えられた修飾語の方から読み解釈を下していく。同箇所は**日本語版**では「朝鮮人慰安婦と**日本兵士**との関係が**構造的には『同じ日本人』**としての〈同志的関係〉だった」(日本語版83頁)と書き換えられるが、これについて西氏が重視するのは、この日本語版で付け加えられた「そのような外見を裏切る差別を内包しながらも」という一文である。すなわち西氏は、後者を踏まえて前者を解釈し、『被害者』であつたはずの慰安婦の方々を、あたかも『協力者』であつたかのようにみせかけてしまう『構造』を生み出したのが『帝国日本』の暴力性(要するに『民族浄化』)の本質だったという論旨です」と読むのである(配布レジュメ11頁)。

だいぶ苦心の深読みだが、なるほどこのように解釈できるとすれば、「同志的関係」という言明も「帝国日本」への批判の一部に組み込まれると見えるから、日本の「リベラル」にも受け入れられやすい内容になるだろう。この意味で『帝国の慰安婦』という錠剤は、日本語版では日本リベラル用と見える糖衣に包まれることになった。

しかしそれにしても、『帝国日本』の暴力性の本質を語りたいというのが「論旨」であるというなら、それと理解できる言葉を原著では言わないでにおいて、日本語版になって初めて付け加えるというのも変な話だ。朴裕

河という著者は、大事なことはあえて公言しない奥ゆかしい性格なのだろうか。それには疑問があるが、ここではそれは追及しないでおく。もっと考えてみたいのは、被せられた糖衣の意味である。

日本軍が創設した「慰安婦」制度について考えるとき、それが基本的には暴力による支配であったという点については、一般的に否定されることは少ないだろう。もちろん、それでもそこで、利用する日本軍兵士の中に「いい人」がいたという記憶が生まれるのは否認されない。被害者証言の中に、擬似恋愛的な感情を抱いたという回想が残されているのも事実である。しかしこれらのことは、挺対協などの努力で、圧倒的な暴力の証言の中に残されていることだ。だから「基本的に」というなら、それは暴力であると見るのが実態に即しており、当事者証言にも適っており、日本政府でさえそこまでは認めている。とすれば、この制度において朝鮮人慰安婦と**日本軍**（「兵士」でなく）とが「**基本的には**同志的關係」と言われると、「それはあんまりだ」と思うのが普通であろう。それは確かに名誉毀損なのだ。

しかし、問題が朝鮮人慰安婦と日本**兵士**との関係に変わり、それについて「**構造的には**」と書き換えられると、考え込んでしまう人は少なくないかもしれない。植民地朝鮮が帝国日本に「構造的」に組み込まれたのは事実だと思えるからである。とはいえ、この書き換えは明らかな矛盾を含んでいる。その場は、日本軍による圧倒的な暴力が支配している「慰安所」なのである。この場の語りで「日本軍」を「日本兵士」に書き換えるのは、和解を意識して「日本」から「兵士」という個人に視点を移す操作であろう。ところが、そこに「構造的には」と入れると、背景に追いやられた「日本」がまた前面に出てきてしまう。まさに「構造的」には暴力は姿を消さないのだ。このことは、「慰安所」という場における朝鮮人慰安婦と日本人兵士の出会いの絶対的不可可能性を示している。擬似恋愛的な感情が時に生まれるとしても、それは観念上で「慰安所」と「日本」とが一時的に忘却されることによってしかありえない。『帝国の慰安婦』が問題なのは、そんな感情の可能性を指摘したからではなく、それを朝鮮と日本の「和解」（忘却のための「和解」だ）の物語に仕立て上げているからである。日本語版の書き換えは、名誉毀損の嫌疑を回避する策だったのだろうが、実は『帝国の慰安婦』のこの秘密を裏から暴露している。

そしてさらに問題なのは、この書き換えを糖衣として

飲み込んだ日本リベラルの西氏のことである。というのも西氏は、朴裕河氏の思惑通りここに朝鮮と日本の「和解」の可能性を見て、「慰安婦」が「協力者」であるとされたこの記憶の忘却、あるいは抑圧に怒りの矛先を集中させるからである。「そのような記憶を無化させ忘却させるのは、彼女たちの体験を、民族の裏切り者の意味である『親日』と指すのと同じくらい、暴力的なことだ。」（日本語版 84 頁）この主張を支持する西氏の意識は、明らかに韓国のナショナリズム（それは「反日ナショナリズム」と見える）に向いている。これは、「彼女らを『民族の裏切り者』とみなし、その『記憶を無化させ忘却する』方向にはたらいだかもしれない戦後史全体を批判対象に据えようとした『帝国の慰安婦』で最も重要な箇所だと私は思います」（配布レジュメ 13 頁）と。

しかし奇妙なことに、この「最も重要な箇所」に出てくる「親日」とか「民族の裏切り者」などの刺激的な言葉は**日本語版**で初めて出てくるもので、これも一つの糖衣とも見なされうる。そう考えるとこれは、韓国ナショナリズムがいかに頑迷であるか韓国人が先に認めるといふ、日本リベラルの意識に迎合した朴氏の表現とも読めよう。ともあれここには、頑迷な韓国ナショナリズムに抵抗するリベラルな朴氏と西氏という構図がまんまと出来上がっている。なるほど、日本語版の糖衣にはこんな意味があったのだ。

『帝国の慰安婦』事態が生むもの

こう考えてくると、集会で擁護側に立った人々が「民族主義を超える」とロク々に主張されていたのが改めて気になるだろう。「慰安婦」問題を日韓関係に突き刺さる棘とみなし、その解決を妨げる最大の障害が韓国の「反日ナショナリズム」だと見る認識構図さえ、『帝国の慰安婦』事態とともに強く育成されうると分かるからである。それにしても、「超えろ」と連呼するそのナショナリズムへの固着が、それ自体ずいぶんナショナリスティックに聞こえていることに、十分な自覚はありなのだろうか。また、主たる攻撃対象にしている挺対協が、今ではベトナムなどで自国軍隊による性暴力被害者の支援に精力的に取り組んでいる事実を、その韓国ナショナリズム認識からどのように理解されているのだろうか。

《3・28研究集会を終えて》

西成彦

『帝国の慰安婦』が、ソウル日本大使館前の「少女像」に象徴されるような「日本軍による強制連行」や「未成年女子に対する持続的な性的凌辱」といった「慰安婦像」の「定型」を再審に付そうとした書物であることは誰の目にも明らかだが、それが「日本の免罪」を意図するものでないことは、先入観を抜きに全体を読みさえすれば、誤解が生じるはずはない。それを「日本の免罪」に道を開く妥協的な書物だと理解する一部の読みは、明らかに「誤読」であり、同書を「悪用」するものだ。しかし、3月28日の集会で如実に示されたのは、ほんの一部の右派的な「誤読=悪用」を過剰に意識して同書に疑いの目を向ける方々が、左派のなかに少なくないという現実である。『帝国の慰安婦』の評価をめぐる、一部の右派と一部の左派のあいだに「敵対的共存関係」が成立してしまっているかのような事態が進行している。

3月28日の集会では、「慰安婦問題」を考えるにあたって、少なくとも「日本の免罪」を叫ぼうとする者は一人としていなかった。会の半ばに私が確認した通りである。「私たち」がかならずしも「敵対」すべき関係にはないことを確認できただけでも、同集会はひとまず成功であった。

しかし、「日本の責任」を問うにあたって、かりに運動を国際的に展開するという大義名分があるとはいえ、「少女像」に象徴されるような「日本軍による強制連行」や「未成年女子に対する持続的な性的凌辱」といった「慰安婦像」に拘泥するべきか否か、そこが問われていた。

そもそも、日本の「植民地支配」の実態は、そうした「物理的な暴力性」や「違法性」だけで説明できるものではなかった。そこには、被植民者のなかから、多種多様な「協力者」を動員し、しかも彼ら彼女らに「自発性」をさえ植えつける巧妙な支配から成り立っていた。「慰安婦問題」とは、「協力者性」や「自発性」をまで含め、「植民地支配」の「暴力」を「構造的」なものとしてとらえるという、その手がかりを与えてくれる、ある意味で象徴的な歴史事象なのだと思う。

3月28日、「指定討論者」として発言された千田有紀さんは、家父長制的な「支配」の構造を考えるにあたって、物理的な暴力（DVなど）にだけ目を向けたのでは見えてこない、構造的な側面があることを強調された。身体的な暴力は「抵抗」を産むだけで「支配」を盤石にはしない。むしろ、被害者に対して「協力者性」や「自

発性」を植えつけてしまうのが「家父長制」なるものの支配形態だ。だとすれば、まさにそうした「構造」そのものを批判対象に据える『帝国の慰安婦』は、「帝国日本」の「植民地支配」をどう批判すべきか、という問いに正面から向き合った「慰安婦論」として読まれるべきである。

にもかかわらず、たとえば吉見義明さんは、朴さんが《小野田寛郎氏の証言を根拠に、女性が商売熱心に軍人に「媚び」たり、「明るく」振る舞い、「楽しそう」にしていたとしたら「それは彼女たちなりに、「国家に尽くそう」としてのこと」だと述べている》として、《帝国陸軍の将校と同じ目線で論じていると、といわれてもしかたがないのではないだろうか》（当日配布資料p. 71）と、朴さんに疑いの目を向けられる。ならば、吉見さんは、この引用につづく一文をどう読まれたのだろうか——《業者の厳しい拘束と監視の中で、自分の意志では帰れないことが分かった彼女たちが、時間が経つにつれて最初の当惑と怒りと悲しみを押しつけて積極的に行動したとしても、それを非難することは誰にもできない。歌う慰安婦が悲惨な慰安婦と対峙するものではないように、「媚び」る笑顔も、慰安婦たちの悲惨性と対峙するわけではないのである。》（朝日新聞出版、p. 231）

慰安婦の二面性は「DV被害女性」のそれと結びつけても考えられるという思考法を試されたのが朴さんだったとするなら、《女性たちが絶望的状况の中で、如何に生き延びようと苦闘したのかという視点が欠けている》と言って、朴さんの仕事を切り捨てなければならない理由は、どこにあるのか。朴さんと吉見さんは同じことを異なる立場から語っているだけではないのか。二人が対立して見るとしたら、「慰安婦問題」の背景にある「構造的な問題」の全体に目を向けず、「目に見える一義的な被害」に焦点を絞りこんで、問題の解決を急ごうとする歴史研究や支援運動の戦術にこそ、理由があるのではないだろうか。それこそ、「歌う慰安婦」など存在してはならないという種類の固定観念が、「慰安婦」に対する理解を、いつのまにか一面的なものにしてしまっているような気がする。支援運動のなかにさえ根強いかもしれない「売春婦」差別がそうであるように。

いずれにしても、これからの「慰安婦研究」は、朴さんが粘り強く掘り起こした「二面性」をバランスよく視野に入れた上で、「加害者／被害者」の全体像を見定めることが主流になっていくだろう。そして、その時、『帝国の慰安婦』をただ眺めるだけの「慰安婦研究」など存在しえないはずである。私が「馬跳び」の例を出したのは、まさにそういった未来を展望してのことであり、見渡せ

ば「馬跳び」はすでにいたるところで始まっている。

たとえば、Fight for Justice (編) の『Q&A朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任』(御茶の水書房、2015) は、『帝国の慰安婦』批判を各所に散りばめた作りになっているが、『兵士との恋愛や心情的交流がありえたとしても、トラウマ研究によれば、過酷な現実を生き延びるための反射的行動、ストックホルム症候群と考えられます』(p. 55) という金富子さんの叙述ひとつをとっても、『帝国の慰安婦』の問題提起と併せ読むことでいっそう生きてくる言葉だと思う。ただ、金富子さんは《一部分を全体化して「同じ日本人としての〈同志的関係〉》というには無理があります》と釘を刺し、せつかくの回路を閉ざしてしまわれる。しかし、「植民地支配」とは、今からすればきわめて脆弱なものとしか思えないような〈同志的関係〉を広範囲にはりめぐらせることによって盤石の実効支配を産み出したものではなかったか。

朴さんが朝鮮半島や台湾の慰安婦を考える際に重視された「同志」的な関係性は、「植民地支配」がもたらした「効果」のひとつに他ならなかった。こうした側面の強調は、「植民地支配」のより深い理解に道を拓きはしても、「日本の免罪」を導き出すようなものではない。同書に対する「誤読」がありうるとしたら、それは、そもそも「日本の免罪」を狙おうとする者にこそふさわしく、「日本の責任」を深く噛みしめようとの思いをひとつにする「私たち」が不用意に追従すべきものではない。

私は、「植民地支配」とは内外に数知れない「協力者」を産み出すシステムであったと思っている(「グローバル化」も然り)。「植民地支配」を強引に推し進めた「帝国日本」の暴力性を隈なく暴き立てることは必須である。しかし、「植民者＝加害者」「被植民者＝被害者」という単純な「図式」は歴史の細部を見えにくくさせる。このことを、あらためて強調しておきたい。



紙幅に多少の余裕があるので、最後に中野敏男さんが「総括」のなかで言及された《日本軍人と「慰安婦」を共通に「被害者」として括る認識》について、若干、補足しておこうと思う。

私は「帝国日本」の植民地支配や戦争遂行にあたっての「加害性」、とりわけその「嗜虐性」について、目をつぶろうと言っているわけでは決してない。私は「慰安婦制度」は、戦場でのより広範な「戦時性暴力」の一部として捉えるべきだと考えている。

また朝鮮半島における「植民地支配」に絡めては、三・一独立運動の「鎮圧」や関東大震災時の「朝鮮人虐殺」など、「民族浄化」にまつわる暴力の記憶をどう継承する

のかという大きな課題が目の前にある(こういった問題についても、今後、意見交換の場が組織できたなら嬉しい)。

しかし、かりにそれらと「地続き」であるとしても、「慰安婦問題」は、そこでの「加害の重層性」が問題を複雑にしている。また、そこでは「被害者」側のエイジェンシーの行使にも個々の事例でのバラつきがある。『帝国の慰安婦』は、この複雑な構造を持つ過去に向き合うためには、「植民者＝加害者」「被植民者＝被害者」という単純な「図式」に依拠するだけでは真相の究明すら難しいと語っている。私たちは、この複雑な問題を、今日までつづく「継続する植民地主義」あるいは「レイシズム」の問題と結びつけながら一挙に「解決」しようとして急ぐあまり、当該問題が孕む固有の困難さから目を逸らさなければならなくなるというジレンマに直面している。まさにこの事態を問うているのが『帝国の慰安婦』なのである。

「慰安婦問題」に関するかぎり、日本人と韓国人は、それぞれに「加害者性」と「被害者性」を「分有」している。もちろん、その度合いや様態は異なっており、その違いには上記の「民族浄化」的な思考(＝レイシズム)が関わっている。しかし、日韓両国民が互いに背負わされた「加害者性」から目を逸らさず、元慰安婦の方々の前でもともに居住まいを正すこと。他者の「加害者性」を告発することで、自身の「加害者性」を帳消しにしようとする心性から自由になること。『帝国の慰安婦』を真摯に受け止めるとは、「自己免責」の欲望から自由になろうという呼びかけに日韓両国民がそれぞれの立場で応じることだと思う。同書に韓国語版と日本語版が二つ存在することの意味はそこにある。

そして、「加害者性」だけを引き受けるのが苦しいなら、「被害者」であったかもしれない自分たちのもう一つの側面と抱き合せる格好でも、その重荷に耐えること。「被害者意識」を通じた「連帯」の可能性を排除すべきでないという私なりの主張の含意とは、そういったものである。

「サバルタンの語り」とは何か？

—3.28 集会を振り返って

本橋哲也

3.28 研究集会の実行委員の一人として、私は集会の最後のまとめとして、当日おおよそ次のような感想を述べた——

「まず一点目の感想は、「サバルタン」について。今回の問題を考えるなかでわかってきたのは、なぜガヤトリ・スピヴァクが、「サバルタンは語れるか？」という疑問形で提議して、「サバルタンは語れない」とも「サバルタンは語れる」とも言わなかったのか、ということ。それは「サバルタンに語らせない」ことも「サバルタンに語らせる」ことも、どちらも等しく暴力であるからではないのでしょうか？ さらに考えれば、語ることでできる人の「語りたいこと」はどこまでわかるのか？ 「語られたこと」を尊重するのは大事だが、語られてしまったことによって「語りえなかったこと」があったはずでは？ それがいったい何なのかは、聞く人にももちろん、時には語る本人にさえも分からない。よってそれは「無かったこと」にされてしまうのだけれども、その「わからないけれども、あったかもしれないもの」にたいする気遣いや畏れがなければ、サバルタンの声はますます聴こえなくなる。この代弁表象という問題は、言葉によって生きようとする私たち人間にとって、避けられないアポリアであって、そのことに自覚的であり続けることが、今回の問題からなんらかの果実を生み出すきっかけとなると思います。その意味で、先ほど梁澄子さんが紹介された金福童さんの「笑み」が心に突き刺さりました。そのことを伺っただけでも、今日ここに来た甲斐があったという思いです。

二点目の感想は、「踏み絵」について。この問題について、いわゆる「踏み絵的状况」を作り出したのが、朴さんの著書の出版なのか、それに対する告訴なのか、朴さんの著書に対する批判なのか、いくつかの声明なのか、それを問うてもあまり意味はないでしょう。むしろここで考えるべきは、「踏み絵」とは何か、ということ。私たちのように広い意味で「人文学」に関わる者にとって、テキストを読んだり、人の意見を聞いたり、自らの言葉で考えることは、日々「踏み絵」を踏んでいるのと同じことです。言葉を材料にして考える営みである限り、それは避けられない。つまり「人文学」とは「踏み絵」に他ならないと言ってもいい。まずいのは、そのようにして「踏み絵」を踏まざるをえない人々を、何らかの動機によってどちらかの陣

営に属していると攻撃したり、自らの権威拡張のために利用する態度ではないでしょうか。さらに良くないのは、「踏み絵」を前にして思考停止に陥ってしまうことです。「踏み絵」とは思考への誘いなのだから、「踏み絵」はどんどん作るべきだし、ときに勇気をもって踏むべきだが、それをもって他者を判断することには限りなく慎重であるべきではないでしょうか。

三点目は「抗議声明」について、です。今回の集会が、どんな形であれ、被害者・サバイバーの要求に応えられる形での「慰安婦問題」の解決と、彼女たちのエンパワーメントにどうつなげられるのかを、それぞれの現場でこれから私たちそれぞれ真剣に考えなくてはなりません。それは互いの立場を批判すること、互いの意見から学びあうこと、と同じくらい重要なことだ、と思います。その意味で、今日の議論を聞いていまして、最後にひとつ個人的に私もこの場で実際に「踏み絵」を踏まなければならないと思いました。どうということかと申しますと、私は「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」に署名した一人ですが、その中に「何よりも、この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」という一文が入っていることに対してここで反省したいと思います。反省の理由は、何より、ナムムの家のサバイバーの方たちが、いったいどのような状況で、裁判による告訴という手段に踏み切ったのかを、私自身が知りえないからです。どんな人間でもそのあらゆる行動が正しいなどということはありえないのですから、この件についてサバイバーの方たちがそのような手段を取られたことは適切ではなかったと考えます。しかし同時に、少なくとも私のようなその場にいなかった者が、「傷ついたとは思えず」とは言えないのではないかと逡巡する思いがあるからです。」

以上の私の発言の主眼は、サバルタンの思いはいかにして表象可能なのかという問いにあり、その答えはどんな人にとっても（本人や当事者も含めて）かぎりなく不可能に近いということにならざるを得ない。しかしながら、当日の集会に出られた方ならばおわかりのように、この発言によって私が投げたボールはまったく的を当たらず、結局のところ私のこの「まとめの発言」は実質的には何の意味も持たないものとなった。そのことをめぐって、ここで集会を終えた後の私なりの反省と感想を記しておきたい。

まずは、以上のような「まとめの発言」を行うにあたって、私のほうでいくつかの大きな見通しの誤りがあった、ということである。私は実行委員のひとりとして『帝国の慰安婦』という著書を擁護する立場から、集会における議論から何らかの裏を評価しながら、その成果を踏まえて今後の展望を示すのが務めであろうと考えていた。それには「サバルタン」と「踏み絵」に注目することが理論的な核を提供してくれることになるだろうと考え、人文学の研究者としてこのような「研究集会」のまとめにはふさわしいと思い、その文脈において「抗議声明」への自らの反省も表明した。私一人の行動や決意自体は問題の大きさに比べればまったく取るに足らないが、少なくともあのような集会の意義を再確認し、今後の運動や研究に資するはずだと信じていたのである。しかしながら、このような私なりの「研究集会」に対する考え方は、参加者の全員によって共有されるものではなかったようである。具体的に言えば、お名前を出して恐縮であるが、私の後に『帝国の慰安婦』を「批判」する側から「まとめ」として行われた中野敏男氏の発言は、「まとめ」とはなんらかの「歩み寄り」の可能性を示すものと考えていた私とは、まったく捉え方が違っており、その点で私のまとめは「空振り」に終わってしまった。

私自身のふたつめの「誤解」は、「メディア」参加者の扱いや意思についてである。私は今回の「研究集会」という性格と意義からして、かりにメディアやジャーナリズムに籍を置く人びとの参加であっても、それぞれが『帝国の慰安婦』という著書に関して、さまざまな意見を聞き、個人として新たな知見と認識を深めることが本来の目的であると考えていた。しかしながらこの点に関して、私の想定は相当に甘かったようである。すでに集会について新聞や雑誌などに投稿された記事のいくつか（もちろん全てではないが）示すように、記者やジャーナリストのなかには、集会から何かを謙虚に学ぼうという姿勢よりは、すでに自分や自分が所属するメディアによるこの問題に関する判断を追認し強化するよすがとして、今回の集会を利用しただけではないかと思われる記事が散見される。そのような記事を書く人びとが「サバルタン」や「踏み絵」をめぐる原理的な考察のような「面倒な」部分を見捨て、「抗議声明」の署名人のひとりとしての「反省」に飛びつき「知識人の良心」などという安易な言葉で結論づけるは当然のことであつたらう。このような事態は、自らの「まとめの発言」に対する見方が、対立をおおることが報道の責務であるかのごとく

信じて記事を書く人びとにとって無縁なものでありうることを想定しなかった私の判断ミスに原因があり、私はそのことを率直に反省すべきであると考えている。

今回の研究集会の目的は、『帝国の慰安婦』という著書に関して、意見や立場の違う人たちが言葉を交わしあうことで、妥協でも境界の確認でもなく、「慰安婦問題」の解決が被害者の意向に沿ったかたちでの解決をめざし、一步でも先に進めるように各自が考える機会を提供することにあつたはずである。はたして集会はそのような目的に少しでも近づいたのだろうか？もしもこの集会が自分の意見や立場の「正しさ」を確認するだけに終わったとすれば、それは「慰安婦問題」の解決にどう貢献することができるのだろうか？

「サバルタンは語れるか？」という問いに真剣に向き合うかぎり、「従軍慰安婦」とされた人びとのような被害者の思いは、誰にも代弁することができない。この冷厳な事実は「研究者」「運動家」「支援者」、さらには「当事者」と「非当事者」という区別さえも無効にする。このことを踏まえれば、『帝国の慰安婦』に関わる問題の一つである「ホルモン自身による告訴」という事態の再考が必要になる。具体的には、集会中にも出た「ホルモン自身が告訴したのだから……」という弁明を反省しなくてはいいのか、という問いかけである。まさにこの「ホルモン自身による告訴」という「事実」を「踏み絵」として思考停止してしまい、「サバルタンの声」に関わる慎重な考察に進むことがなければ、『帝国の慰安婦』をめぐる事態は異なった見解を持つ者たちの「対立」というジャーナリスティックな話題になるばかりで、それは「慰安婦問題」の解決には何の役にも立たず、メディアの「消費期限」が切れれば廃棄されるだけではなからうか。

「サバルタン」を目の前にして、私たちにできることは多くない。しかし決してやってはいけないことがあり、「思考停止」や「腹話術」もそこに含まれる。「サバルタンは語れるか？」という答えのない問いに寄り添いながら、「踏み絵」という思考への誘いに応えるための道はかぎりなく困難だが、道はともに歩む者たちが居れば作られていくものだ。今回の集会に参加した一人一人とともに、そのような道を今後も歩いていきたいと考えている。